寺野先生ノート

大学講義ノート（3冊）

（富井政章・和田垣謙三、秋月鐵郎（左）吉、三人参次）

寺野彰氏寄贈

民法

總則

富井政章君講述

自明治二十六年
至明治二十七年

緒論 1.
總則 14.
第一章 私權，性質及種別 15.
第二章 私權，主格 21.
(第一節) 人 21.
〔第一款〕 私權，享有 21.
〔第二款〕 私權，行使(能力) 22.
一般，無能力者 26.
第一. 未成年者 26.
第二. 禁治產者 35.
第三. 准禁治產者 38.
第四 妻 39.
〔第三款〕 住所 46.
〔第四款〕 失踪 48.
(第二節) 法人 57.
〔第一款〕 法人，性質及種類 57.
〔第二款〕 法人，設立 63.
〔第三款〕 法人，管理 65.
〔第四款〕 法人，解散 69.
第三章 私權，目的 73.
財產權，目的 73.
物，種別 74.
果實 85.
一般，權利，目的 87.

第四章　私權，得喪　89.
(第一節)　法律行為　89.
〔第一款〕　意志，表示　90.
第一.　意志，表示，方法　91.
第二.　意志表示，効力ヲ有スル要件　93.
錯誤　98.
詐偽　107.
强迫　109.
第三.　意志，表示，効力ヲ生ズル時期　116
〔第二款〕　代理　124.
〔第三款〕　条件及期限　132.
〔第四款〕　法律行為，無効及取消　140.
(第二節)　期間及時効　143.
〔第一款〕　期間　163.
〔第二款〕　時効　145.
第一.　総論　145.
第二.　各種時効，通則　147.
(イ)　時効，援用　147.
(ロ)　時効ヲ對抗スル時　147
(ハ)　時効ヲ對抗シ及ヒセラルル人　147.
(ニ)　時効ノ目的ト為ル物及權利　148.
(ホ)　時効，中斷　149.
(ヘ)　時効，期間　150.
時効，中斷及停止　151.

第三. 取得時効 153.
不動産ニ関スル取得時効 153.
動産 〃 〃 157.
第四. 消滅時効 161.

(次ノ)

試業問題

1. 社團法人ニ営利的ト公的ノ如何ニシテ種別スルヤ得ルヤ
2. 右両種ノ法人ノ設立条件ヲ異ニスル理由ヲ明示スベシ
3. 法人各種ノ機関ニ理事ヲ必要トスル理由ヲ明示スベシ

緒言

旧来民法ノ現ハ二様ノ方法アリ今日我民法ノ現ハ一大ノ困難ヲ感ズ古来何レモナキ困難ニ接スルハ重ネテ文法ノ發布サレタルニ実施セラレズ殊ニ明治廿六年中ニテ変動アル・儘ナレバナリ実ニ此時ニ於テ説ヲ打ちカレテ第一明治二十七年三月法律第二十八号ノ九月第十月法律九十八号ヲモテ發布セラレタル民法ノ現ヲ後ニツナリテ民法ノ典一条第一項ノ執行セラル・若クハ二十九年十二月マデ執行ヲ延期サレントナリ故ニカノ法典ハ旧来ノ現行法ニアラズ実ニ此ニ執行ヲ延期セラレタルニ過ギズ一度正当ニ公布セラレ施行セラレザル限リハ純然タル我邦ノ法律ナリニ九年ヲテニ修正ヲ経テ真ニ修正案法律トナリテ公布セラレガ中ニ或ル更ニ執行ヲ延期セラル・コトナレバ三十年ヲ待テ実施執行セラルベキナリ故ニ時ノ民法ニ相違セル点ガアテ既成法典ノ現ヲ第一ノ方法ニテ理論上尤モ正キ方法ナリ余ヲ以前ノ方法ニカレリ実ニ此法律ノ一主ナル実用ノ事ナリ諸君ハ卒業後法律ノ適用ニ従事セラルベキニ実ニ現行法アラザルニ前途修正セラル・法典ヲ現ノ如何ナラン サリトテ修正案ヲ現ノ一部ニモ可ナリ蓋シ既ニ修正サレタル点ハ唯其一ノ部分ナリ且ツ重成リタリテ法律トハコデニ一種ノ実施ヲ延ベガ可ラザルベナリ 第二ノ説キ方ハ現行ノ民法ヲ現ノニアリ何レノ国ト雖民法アラザルナク法典ナキヲ民法ナシト云フヲ得ザルナリ 現行民法ハ三元壱ノ成ル成文慣習及条理即チコレナリ明治八年三月ノ布告裁判事務心得ノ如キ民事裁判ニ成文ナキモノハ慣習ニヨル慣習ナキ時ハ条理ヲ推考テテ裁判スベシトアリ成文法律・高ケニ普ク世ニ知ラレタル実際ノ慣例ヲ謂ヒ慣習ハ即チ成文ナリ時現行民法ノ大部分ハ不文ニシテ即チ慣習ト条理トノ成ル慣習ハ大抵ノ地方ニ行ハレ居ルモノヲ取リテ之ヲ成文ニ加ヘ三箇年ヲ経テ実施スル事ニシテ、文面ヲ素ノ文句ヲ揃ヘ成ル可ク此ノ如キ差ヲ少ナクシ至リ簡明ニシテ

習慣大に違しより実に現象相続或一不動産に実スルノ如キ権取
セシニテ法律ヨリ力ヲ有ス

基理ト何者ヲ云フ実前ニ於ケル基礎ニシテ且漠然ト解スルニ如何様ニ
行ハレ一般ニ如何ナル異ナルヲ生ズル裁判官ニ見テモ全ク其良心ヲ指定セシムルモノ
自然法ヲ行ハン為ニテ前実法ヲ云フテ条理トス且ツ或ル使役ノ契約ノ
如キ尤モ多ク商用ヲ見ル是レヲ諸国ノ法律ノ研究ニ於テ実際ヲ生ズ是
ヨリ法律ノ決ニテ如キ特ニ衝突ヲ免レントテアラユル実ニ英独仏ノ法律
ノ如キ実際ハ一是ヨリ各法律ノ空欠ニ合フ尤モ当理ニ合フ尤モ云ヒ
モ一般ノ条理ト理学理即チ如キ、又ハ法トヲタテハ裁判ノ如キ実際
ニ於テ大ハ活用サセリニテ可ナリ法典ニ如キモ改リ法ヲアラハセル中
ニ記載セルモ、大部分ハ既ノ如キ、ヲタテルハンルノト言フ可ナリ仏国法ニ
尤モ早ク如キ入リ翻訳サレ司法者ハ其用ヒ我実ニ適用カタリ而シテ
ノ仏国法ニカカル現法典ハ成レルヨリ故ニ如キ改リ法ヲ改ムル
ノ必要ナク現ニ仏国ノ法律殊ニ二十年ノ法典ヲ年経スレハ尤モ必要ノヨリ

全ク第二ノ法ヲ採リテ如キ、現ハル法即チ裁判官カ為ス可カラス
法律ヲ設ケント欲スル点ニ関シ既ニ述ベタル如ク成文法ハ十分ノ慣習ヲ
加味スルヲ要シ主トシテ設ケントスルニ於テ、我ガ法律理論
ナリカリテノ理論ヲ充分ニ述ルハ余ノ能ハザル所ニ非ルヲ以テ
余ハ茲ニ結果ヲ始メ終ヲ告ケントス

民法ノ後ノ前ノ巻

法律ノ元来性質ヨリ力ヲ生ズルノ理則ヲ解釈シ且ツ之ヲ応用スル
ヲ知ルヲ以テ法律ヲ改正シ又ハ新ニ法律ヲ設ケントスル人ハ法律ノ改正ニ
付キ深ク注意シ以テ法律ノ欠点ヲ補ヒ又ハ新ニ法律ヲ設ケントスル
ニ当リテハ実際ニ行ハレ実理ヲ実ニ考究シテ――是レ法学ヲ以テ生命トスル
所ナリ

法律ヲ以テ適用ヲ有スル故ニ仮令ヒ一民法ヲモ周密ニ根本ヨリ
改メ其他一民法中ニ入レヘキ事項ヲ含メ之ヲ適ヘ今ヲ以テ歴
史上証明セラルヽ事ヨリモ寧ロ二証明スル時ヲ要スル点大ニ既
ニ法ヲ適用シテ少シク訴訟ハ法理学ニヲ少カラヘリ又法律管轄
ノ一国ニ限ラス法ヲ証明ヲ要セラレヘキ故ニ仮令ハ一国ヲ境ニ
ヨリ法律ト一致ニ非ル点ハ大ニ適用ヲ与ヒ法ヲ有スル故ニ大ニ
ヨキ訳ニテ

先ツ法ト何ヲ中法ノ定義ニハ学者種々ヨリ各自ノ主義ヲ以テ
大ニ異ニ説ヲ立ツルヲ特別ノ問題ト見ルヲ要セス且ツ論ズル
ニ際限ナキヲ以テ茲ニ法律ノ
本質ニ於テ人ニ対スル務ト一種ノ拘束ヲ与フルモノナリト云ヒ
ヨリ如キ法律ニテ国家ヨリ強制シテ強ユルモノヲ以テ
ヨリ如キ法律ヲ
ノ強制ヲ服従セシムルヲ即チ道徳ト異ル所ハ道徳ハ法律ノ如ク
テ古来種々ノ人ノ一致ノ存スルモノアラズ且ツ性質元気ノ
如キ生活スルモノナリ故ニ尤モ古キヨリ死ニ生活スルヲ云フヲ以テ
ノ変ルモノナルニ相違ヲ共同生活ヲナス者ニ又其社会内ノ
破レルヲナラズ共相隣ル国ノ一ヲ他国ノ如キヲ云ヒ
ニ対スル場合ニハ之ヲ法律ト可ス之ヲ即チ道徳ヲ律シテ
ノ一ナリ畢竟道徳ハ人ノ内ニ存スル務ニ反シテ強制シテ
之ヲ服従セシムルヲ目的トスル点ニ於テ実ニ法律ハ外ニ
存スル務ノ強制ヲ行ハシムルヲ以テ既ニ述ベタル後ニ至ル迄ニ
異ナル所ナリ一凡ソ外部ヨリ制裁ヲ道徳ノ務ニ付ク場ヲ
法律ノ務ノ如キ法上ノ一主要ニ適用ヲ可ラス実ニ

、動かん人害ヲ加フル如キ社会ノ安寧上ヨリ之ヲ人ニ強要スルノ権利ヲ有スルモノヲ謂フ而シテ此権利ヲ有スル者ハ他人ニ対シテ或ル事ヲ為スヲ得ルト同時ニ他人ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ有スルモノナリ

法律ト権利トノ関係ハ以上述ブル所ニ依リテ之ヲ観レバ法律ハ権利ヲ生ズルノ母ニシテ権利ハ法律ノ子ナリト謂フヲ得ベシ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリト雖モ法律ノ存スル所必ズ権利アリトハ限ラズ例ヘバ刑法ノ如キハ犯罪ニ対シテ刑罰ヲ科スルノ権利ヲ国家ニ与フルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリト雖モ法律ノ存スル所必ズ権利アリトハ限ラズ

又法律ハ人民ニ対シテ或ル事ヲ為スヲ得ルノ権利ヲ与フルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

法律ハ人民ニ対シテ或ル事ヲ為スヲ得ルノ権利ヲ与フルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

例ヘバ憲法ノ如キハ国家ノ組織ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ順序ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ範囲ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ方法ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

例ヘバ憲法ノ如キハ国家ノ組織ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ順序ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ範囲ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ方法ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

法律ト権利トノ関係ハ以上述ブル所ニ依リテ之ヲ観レバ法律ハ権利ヲ生ズルノ母ニシテ権利ハ法律ノ子ナリト謂フヲ得ベシ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリト雖モ法律ノ存スル所必ズ権利アリトハ限ラズ例ヘバ刑法ノ如キハ犯罪ニ対シテ刑罰ヲ科スルノ権利ヲ国家ニ与フルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

例ヘバ憲法ノ如キハ国家ノ組織ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ順序ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ範囲ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ方法ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

法律ト権利トノ関係ハ以上述ブル所ニ依リテ之ヲ観レバ法律ハ権利ヲ生ズルノ母ニシテ権利ハ法律ノ子ナリト謂フヲ得ベシ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリト雖モ法律ノ存スル所必ズ権利アリトハ限ラズ例ヘバ刑法ノ如キハ犯罪ニ対シテ刑罰ヲ科スルノ権利ヲ国家ニ与フルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

例ヘバ憲法ノ如キハ国家ノ組織ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ順序ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ範囲ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ方法ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

法律ト権利トノ関係ハ以上述ブル所ニ依リテ之ヲ観レバ法律ハ権利ヲ生ズルノ母ニシテ権利ハ法律ノ子ナリト謂フヲ得ベシ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリト雖モ法律ノ存スル所必ズ権利アリトハ限ラズ例ヘバ刑法ノ如キハ犯罪ニ対シテ刑罰ヲ科スルノ権利ヲ国家ニ与フルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

例ヘバ憲法ノ如キハ国家ノ組織ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ順序ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ範囲ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ方法ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

法律ト権利トノ関係ハ以上述ブル所ニ依リテ之ヲ観レバ法律ハ権利ヲ生ズルノ母ニシテ権利ハ法律ノ子ナリト謂フヲ得ベシ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリ

法律ハ権利ヲ生ズルノ母ナリト雖モ法律ノ存スル所必ズ権利アリトハ限ラズ例ヘバ刑法ノ如キハ犯罪ニ対シテ刑罰ヲ科スルノ権利ヲ国家ニ与フルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

例ヘバ憲法ノ如キハ国家ノ組織ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ順序ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ範囲ヲ定メ国家ノ権力ヲ行フノ方法ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ何等ノ権利ヲ与フルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

又民法ノ如キハ人民ノ財産ニ関スル権利ヲ定メタルモノニシテ人民ニ対シテ或ル事ヲ為サヾルヲ得ルノ義務ヲ負ハシムルモノニアラズ

まり法、性質、はず大い後物アリニモ注意ニ値ス

通法ト特別法トニ別ニ付テモ少シ説明スルヲ有益トス

特別法普通法ハ一種ノ意味ヲ有スルナリ

第一 全ク決シテ同ジカラサルトノ区別ヲナスヲアリニ独リ端而本モ主トシテ習慣ヲ基礎トスルヲ以テ成文法ニモアラス又特別法ニモアラス故ニ法律ニ対シテ此等ヲ或ハ次ノ一般ノ特法ト主張スル日本ニ於テハ成文法ト称シ又ハ制定法ト云フ意味ニ於テ特別法ト区別ス

第二 通法ハ一般人ニ適用スヘキ法律ニシテ特法ハ一或一種ニ限リテ適用スヘキモノヲイフ例ヘハ海陸軍刑法ノ如キ刑法第四条ノ商法ノ如キハ多クノ事者特法ノ部ニ入ル如何ニモ商法ハ殆ト凡テノ或ル大部分ノ商人ニ適用スヘキモノナルカ故ニ商人ト云フカラ商事ニ関スル凡テノ事ニ適用スヘキモノトスルヤ手形ニ関カラス又売買商法ノ部ニ属スル問題ニ付テモ亦同シク問題アリ商法ハ手形ノ如キ例外法ヲ設ケタル外ハ商人ノ為メニ設ケラレタルモノニアラス故ニ商人ニ関スル事ニ付テハ一般ノ原則ニ依ルヘキモノナリ

第三 法典編纂セラレタル後ニ之ヲ通法ト云ヒ別ニ法令ヲ以テ其法典ニ改正セラレタル法令ヲ起草セル時ニ之ヲ特法ト云フ例ヘハ第二条ニ定メタル商法ハ凡テ法典ニ普通法ノモノニ別ニ商事ニ関スル単行法令ヲ特法ト云フ又手形法ハ単行法令ナルヲ以テ特法ト云フ既ニ言フ迄モナク又手形法ハ別ニ一ノ法典ヲ編成スルニ至ラサル中ハ商法ヲ以テ普通法ト云フ一方ニ於テハ商法ハ法典ニ対スル単行法令ヲ特法ト云フ時ハ

セズ都合ヨリ心変ル社会ニ適セルヤ否ヤハ暫ク措キ、ソレデハ慣習ニヨッテ制定サレタ法律ハ慣習ニ従ッテ変ルカ、慣習ニ反シテ変ルカ、ソレハ慣習ニ従ッテ変ルノデアル、ソレハ慣習ニ従ッテ変ルノデアル、ソレハ慣習ニ従ッテ変ルノデアル、

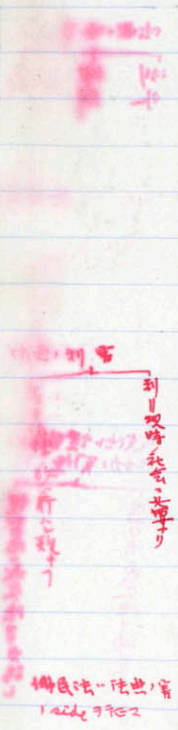

典、編纂、大ニ之ノ用カカル可ラズ、ソノ実ハ之ヲ見ル迄ニ累ネド兵ヲ重ネ一日ヲ以テ、状態ノ異ナル場合ヲ生ジ殆ンド大ニ有害ノ事ヲ生ズルニ至ル、又慣習ヲ長ク法律ニ勝ルノ効力ヲ有スルヤ否ヤノ問題ヲ生ズルノ恐レアリ、故ニ慣習法ハ成文法ノ補充ニ止マルヲ以テ正当トス、

成文法ト慣習法トノ効力ノ比較ヲ為スニ当リ、之ヲ分チテ三種トナス、

一、慣習法ハ成文法ヲ廃止スルノ効力ヲ有ス、

二、慣習法ハ成文法ヲ補充スルノ効力ヲ有ス、

三、慣習法ハ成文法ニ対シ何等ノ効力ヲ有セズ、

第一ノ場合ニ於テハ慣習法ハ成文法ヲ廃止スルノ効力ヲ有スルヲ以テ、慣習法ハ成文法ニ優先ヲ為スヲ以テ、之ヲ適用スルニ付テハ慣習法ヲ先ニシ成文法ヲ後ニスルヲ要ス、

第二ノ場合ニ於テハ慣習法ハ成文法ヲ補充スルノ効力ヲ有スルヲ以テ、成文法ヲ先ニシ慣習法ヲ後ニスルヲ要ス、

第三ノ場合ニ於テハ慣習法ハ成文法ニ対シ何等ノ効力ヲ有セザルヲ以テ、成文法ノ適用アルノミ

実ハ一種ノ債権ニ過ギズシテモ入リタルヲ以テ歴史上由来アルヲ以テ仏国ノ如キ
民法ニ於テハ之ヲ債権ト見ル中ニ在リテハ之ヲ以テ特別ノ権利ニ非ラズトシ
且ツ之ヲ以テ物権ト為スベキ理由ナシトシ第二説ヲ主張シテ以テ独立ノ
一権利ヲ有スルモノトナシ又ハ之ヲ物権ニ非ラズ又債権ニ非ラズ
第三種特別ノ権利ヲ有スルモノトナシ第二説ヲ主張スル者ハ
ドイツ民法草案ノ起草者ニシテ其ノ理由ハ物権ハ有体物ニ対スル権利ニシテ
債権ハ人ニ対スル権利ナリ然ルニ地上権ハ有体物ニ対スル権利ニシテ
且ツ人ニ対スル権利ナリ故ニ地上権ハ物権ニ非ラズ又債権ニ非ラズ
第三種特別ノ権利ナリト云フニ在リ第三説ハ地上権ハ物権ニ非ラズ
債権ニ非ラズ第三種特別ノ権利ニ非ラズ物権ニシテ且ツ債権ナリト
為スモノニシテ其ノ理由ハ地上権ハ有体物ニ対スル権利ニシテ且ツ
人ニ対スル権利ナリ故ニ物権ニシテ且ツ債権ナリト云フニ在リ
以上三説ノ中ニ於テ第一説ハ最モ理由ナキモノニシテ第二説ハ
第三説ニ比スレバ稍理由アルガ如シト雖モ尚ホ理由ナキモノニシテ
第三説ハ最モ理由アルモノニシテ且ツ現今ノ学者ノ多数ハ第三説ヲ
主張スルヲ以テ本案ニ於テモ第三説ヲ採用シ地上権ハ物権ニシテ
且ツ債権ナリトシ地上権ハ物権ニシテ且ツ債権ナリトスル以上ハ
地上権ハ物権ノ一種ナリトシ物権ノ一種トシテ規定セリ

本案第何条ニ於テ地上権ヲ物権ト為シテ
参考ニ供シタル民法草案注解 ボアソナード氏 司法省
草案 1891

Thiry, Cours de droit civil 1892. 4 Vol.
Baudry Lacantinerie, Precis de droit civil. 1892. 3 Vol 3ed.
Lehr, Elements d droit civil Englis. 1884
Lehr, Traité elementaill de droit civil germany. 1892
Grasserie, Project de code civil allemand. 1893
Saleilles, Essai d'une theorie generalle del' obligation d'après project de code civil allemand. 1890
Saleilles, Etude sur les sources de l'obligation dan Project de code civil allemand. 1889

総　論

今ヲ四章トス無論民法全体ヲ通ジテ分ケタリ

第一章　私権ノ性質及種別

第二章　私権ノ主体

第三章　私権ノ目的

第四章　私権ノ得喪

私権の性質及種別

私権の総則

私法の一般法　私権に関する

民法は私法の一般法にして、通則たる私法なり。一個人相互の関係を定むる法律上の関係を権利義務と称す。民法は私法なるが故に、私権に関する通則にして、公法に属する民法は、論義外なり。

私権の主義務

吾人が世に社会生活を営むにあたりては、心と体との主体上、又他人に対する他人に対する何よりも大なる範囲に自由を有するとともに権利たると又は義務たるとを問わず、各人の生命、身体、名誉、自由、財産等の権利を有す。

私権の主体及義務客体

故に権利と義務とは常に対立するものにして、一方の主体たる地位にあるものと他の一方の主体たる地位にあるものとは、法律が法理より見て当然なりと認むる所なり。

権利主体たる地位とは法理より見て当然なりと認むる所なり。

かかる一般の原則なるが故に、権利主体たる地位にある者は、何人に対しても、権利を有するものにして、義務主体たる地位にある者は、何人に対しても、義務を有するものなり。

私権の定義

権利の定義に付ては種々の説あるも今之を省略す。

私権とは法律の認める範囲内において人が他の人に対して一定の利益を有するをいう。

私権の四要素

私権の四要素

主格＝人（自然人・法人）

客体＝人に対する人

目的物

内容＝権利

第一、権利の主格たるの要素

之を私権も公権も同じく主格たる権利と称するが如く、権利の主格は常に人なり。

人には自然人と法人との二種あり。自然人とは生存する人をいう。

法人とは一定の目的のために結合したる人の団体にして、権利の主体たるものなり。

第二、権利の客体たるの要素

客体とは人に対する人のことをいう。

又は私権一人が人以外の有する権利

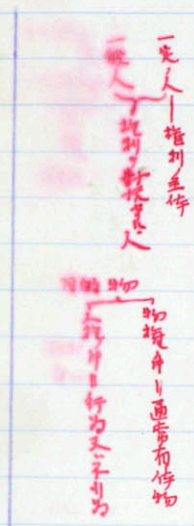

ニ対シ対抗シ得ル権利ノ主体ハ其ノ一定ノ人ニ限ルヲ要シ社会一般ノ人ニ対シ主体ノ如何ヲ問ハス又之ニ権利ヲ対抗セラルル人ハ特定ノ人ノミニ対シテハ其ノ人ノ一般人ニアラサル限リ一般人ニ対スルモ之ニ対抗スル権利ノ性質ニ於テ異ルコトナキヲ以テ此ノ如キ人ニ対スルモ之ニ対人権ト云フ従テ義務者ノ性質異ルカ如キハ物権人権ヲ区別スルノ標準トナラス

第二、目的物ニアリテハ物権ハ有体物ヲ目的トスルニ対シ債権ハ有体物ニアラサル行為ヲ目的トスルヲ以テ物権ハ通常有体物ナリ常トスルニ過キサルヲ以テ観望地役権ノ如キ無体物ヲ目的トスルモノアリ又債権ハ行為ヲ目的トスルヲ以テ通常無体物ナリ常トスルニ過キサルヲ以テ観望地役権ノ如キ無体物ヲ目的トスルモノアリ

第三、法律ノ要ス　元来権利ノ根本ハ社会ノ要求ニ基ク事実ニシテ権利ハ法律ニ依リテ始メテ生スルモノニアラス然レトモ権利ノ範囲ハ法律ニヨリテ定マリ又法律ニ依リテ権利ノ行使ニ制裁ヲ与ヘテ之ヲ保護シ又ハ強制シテ権利ノ行ハルル如ク為ス故ニ権利ヲ有スルト云フハ強制ヲ与ヘラルルヲ謂フナリ法律ハ一定ノ権利ヲ認メ之ヲ保護スルニ止マルヲ以テ之ヲ侵害スルモ之ニ対シ制裁ヲ与ヘサル場合アリ又個人ノ権力ニヨリテ権利ヲ防衛スルヲ以テ法律ニ於テ之ヲ許サル場合アリ（防衛ヲ許サル場合ニ於テハ裁判所ニ訴ヘテ救済ヲ求ムルヲ要ス）

第二節　権ノ種別

権ノ種別

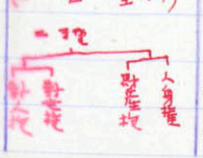

権ニ二種アリ一ハ人身権ト財産権トニ分ツ財産権ノ如キハ物権人権トス人身権ハ一個人ノ有スル法律ニ認メラレタル権利ニシテ其権利ノ内容ハ法律上有スル権利ナリ　一個人ニ有スル権ハ一身上ノ利益ヲ目的トスルカ若ハ財産

物権 ― 一個人ノ有スル権利ニ対世権
債権 ― 特定ノ個人ノ有スル権利ニ対人権

物権
人ト物

人権
人ト人

物権人権ニ干与ガ差異アリ

物権ト人権トノ区別ハ物権ハ人ガ物ニ対シ直接ニ支配シテ利益ヲ受クル権利ニシテ人権ハ人ガ人ニ対シ或ル行為ヲ要求スル権利ナリ

権利かも無効力ある行為と矛盾する事柄を為すことが出来ない

第二、特別ノ義務ヲ対人権トスルヲ以テ足レリ権利ノ方ハ人ヲ人ニ対シテ有スルヲ以テ之ヲ対人権ト云ヒ又ハ債権ト云フ義務ノ方ハ人ニ対シテ有スルヲ以テ之ヲ対人権ト云ヒ又ハ債務ト云フ対人権ハ人ニ対シテ有スル権利ノ義ニシテ対物権ハ物ニ対シテ有スル権利ノ義ナリ

対世権
人類ノ財産ヲ侵害スルノ義ナリ

対人権ハ又之ヲ対シ人ニ対シ或物ヲ与ヘ又ハ為スヘキヲ要求スル権利ヲ指シ対スル債主ノ権利ヲ云フ権利アルハ丈ケニ之ニ伴フ対物権ヲ以テハ債主ノ権利ハ何人モ之ヲ害スルヲ禁ズルモ対人権ハ或一定ノ人ニ対シテノミ或ハ対人権ハ特ニ定メラレタル人ニ対シテノミ対物権ハ何人ニ対シテモ之ヲ主張スルヲ得ル対人権ハ一般ノ人ニ対シテ義務ヲ負フヲ云フ

対人権

対物権アルハ之ニ伴フ対人権アリ

例ヘハ一般ノ人ニ対シテ義務ヲ負フヲ云フ或ハ一定ノ人ニ対シテ義務ヲ負フヲ云フ或ハ一定ノ人ニ対シテ義務ヲ負フヲ云フ或ハ一定ノ人ニ対シテ義務ヲ負フヲ云フ

挿一般ノ義務ハ義務ナキ義務ニ相当ス

ざる物ノ上ニ引カル、権ト云ヒ即チ物権又ハ物上権ト言ヘリ之ヲ権利ニ対シ義務ノ研究ヲ為ス物権ニ対シ債ヲ人ニ対シ云フト云ヒ大ニ注意セサル可ラス

Obligatio トヰフ人ニ対シ立ツ時ハ別ニ義務ナキヤトナリ但義務ナシトモ云フナリ　第二物ニ対シ又ハ場合ニヨリ権利者ト物トノ間ニ他人アリテモ物ニ対シ権利ヲ有スルヲ云フ人ニ対シ権利ナリト雖モ人ニ対スルヲ云フニアラス人ニ対シ権利ナリト雖モ物ニ対スルヲ云フ物ノ上ニ引カル、権利ト解スルヲ以テ物権ト債権トノ区別ト為ス一説ニ曰ク物ト定主カフ云フノ義ナリ　獣ヲ捕ル人ト云ヒ又ハ人ニ対シカフ云フト云フノ類ヲ債権ト云ヒ一又獣ヲ獲ル時有効ナル権利ハ獣一身ノ上ニ在ルヲ以テ権ヲ獣ニ置ク一ハ定マルヘキヲ以テ物権人権ノ区別ヲ獣ニ対スル権ト云ヒ又ハ獲馬法 Jus in rem, Jus in personam トモ云フ

Jus in rem, Jus in personam, 区別カアリト云フカ如シ サレド全ク何ノ為ニ獲馬法ノ語ヲ用ユルヤ Jus in rem, Jus in personam, ハ権利ノ一般ト区別ヲ設ケンカ為ニ用ユルカ物権人権又ハ獣ヲ捕ル人ト解スル獲馬法ノ語ヲ用ユルカ一般ト区別ヲナサヾルヘカラス加之此ノ語ハ古来大陸ノ慣例ニ倣ヒタルモノニシテ我邦ニ於テハ物権人権ヲ有スルト云フ至テ大ナル疑ヲ容レサル所ナリ

獣ヲ獣ト人ニ対スル区別ハ実ニ多数学者ノ主張スル所ニシテ仏ノ「ブーナル」ト云フ区別ヲ正シトス

右二ノ区別ニ何レカ正シキヤ云フニ吾輩ハ正シク見認ムルニ一或一ノ区別ヲ他ノ又或ル他ノ一ノ区別ニ対シテハ一ノ性質アリ区別スルモ一ノ効力アリ区別スルヲ以テ方ニ先ツ第一区別ハ人ヲ捕ル獣ト獣ヲ捕ル区別ニシテ又第二ノ区別ハ獣ヲ捕ル人ト獣ヲ捕ル区別ニシテ又第三ノ区別ハ獣ヲ捕ル人ト獣ヲ捕ル

第一種ノ区別ニ性質アリ
第二種ノ区別ニ効力アリ
吾輩ノ正シ

ナリサレド人身ノ財ストヲ区別スル法律上ノ効果大ニ異ナル人身権ト人ノ為ス行ヒ権利ナル文字ニ同ジク相続若ハ譲渡ス事ヲ得ル文字上ノ権ト一ナリ然ルヲ外ニ於テ文字ノ外ニ出テ文字ヲ離レ文字ヲ得ル人身権ト物財ヲ指ス変ゼル中ニ文字ト人ノ例ヘバ筆ヲ筆セラレ換言ヲ変ヘルニ文字ヲ指ス財ヲ指ス債権ナリ

物ヲ人身権ト財ヲ指ス一大性質ヲ異ニスルヲ以テ物ニ対スル権ト財ヲ指ス権トガアルヲ以テ区別ヲ重ンズルヲ以テ又物ヲ指ス人権ヲ指リ之ヲ物ト云ヒ又ハ財ト云フ点ニ於テ一疑アルニ非ズシテ物権ハ人ニ対スル権利ヨリモ異ナル所ナキヲ以テ区別ヲ設ケズト云フ論ニ対シ人権ト同ジク物権モ亦多クノ論点ヲ有セル区別ナリ

私権ノ主格

人

法人

(第一節) 人

今ヲ細款トス

第一款　私権ノ享有
第二款　私権ノ行使　或ハ能力
第三款　住所
第四款　失踪

私権ノ享有

[第一款] 私権ノ享有

享有ト行使トヲ混ス可ラス

之ト私権ノ利使トヲ混ス可ラス享有ニ伴フ者ナリ　トキヒ行使トー
トキヒ享有スルニ私権ヲ有スルヲ以テナリ私権ノ主体トナルヲナリ利使トー
jouissance　exercise
ト云フ享有スルニ私権ヲ有スルヲ以テナリ私権ノ主体トナルヲナリ利使トー
ト云フ享有スル権利ヲ自ラ行フ能ハサル人アリ之ヲ無能力者ト称ス行使能力ナキ人ト雖モ享有スル権利ヲ自ラ行フ

無能力者

能ハサル人アリ之ヲ無能力者ト称ス通常一件ニ人アリテ之ヲ行フ

二者ノ一トナル例外ノ場合

カ享有ト利使トー切ノモノヲ尤モ私権利ニ二者ノ一トナルアリ例ヘハ婚姻ノ国ノ如キ之レ例外ナリ

私権享有ノ原則

私権ノ享有ニ至モ一ノ人モ有シ得ル所ノ原則ナリ無論人ナラサルヘカラス
サレハ何レノ物モ私権ノ享有スルカ生時ノミカ壊滅セサルノミカ無論一般ノ原
則トシテ出生ノ時ノ享有始マルヘシ胎児ノ諸モノ死体ニテ胎児ヲ
産トナレハ一毛ノ胎体ヲ以テモ私権ノ享有スルヲ以テナリ之ヲ著明ナ
ル実験カサレハ之ニ次ク書生ノ胎児ヲ判別トナルヘキヤ否ヤ
全ク体格ノ如何ニ関セス胎児ヲ産ミ出シタル時ハ既ニ享有スルニアラス
ノミナラス胎児ヲ産ミ出シタル時ハ既ニ享有スルヲ以テナリ

胎児ノ場合

私権享有ノ起点＝出生

私権享有ノ終止＝死亡

無制限の場合

無制限の人

的私権の性質

能力無能力

原則

無能力者

特別無能力者

一般無能力者

無い私権と足抜スフ云ヒ出シ absolute ト訳出アラズ仏律上ハ私権モ上ニ
ヨリ足抜スルナリ

外子人ヲ古教説ニハ一ニ私権ノ有ラザルヲ以テ外子人ハ
実ニ無制限ノ人ニ近キ一全ク其ナスコトノ許ス所ナリ
ト雖全ク有ストセラル法律一日モ乗行ハレ例ヘバ佛民法ノ一条、
外子人ハ佛国ニ於テ佛人ガ生ル私ノ如ヘラレタルト同一ノ私権ヲ
有ス而シテ其外子人ガ佛国ニ於テ死亡シタル時ニ於ケル其遺産ノ
処分ニ関シテハ佛民法ノ規定ニ従フ外子人ノ私権ノ伸張セリ今日文明諸国一般
ニ認ム主義ヲ以テ外子人ノ私権ヲ有ストスル趨勢ナリ而シテ
子ノ法令又ハ生物ノ文明ハ其民生教ノ掲ケル所ニ依リ外子人ノ私権ヲ
有スルヤ否ヤヲ定ム我民成法典モ之ニ倣ヒ外子人ニ対スル私権ヲ
有スルヤ否ヤヲ定ム

(第二款) 私権ノ行使

人ハ其有スル私権ヲ自ラ行使スルヲ以テ常ナリトス而シテ茲ニ能力ヲ有スト云フハ
或場合ニ自ラ其私権ヲ行フニ於テ之ヲ為ス能力ヲ云フ能力ナキ人ヲ無
能力者ト云フ能力ニ関スル原則ヲ疑ヒナキヤニ関スル解決セサル可ラス
能力ナキニ依リ明カニ之ヲ定ムルヲ要ス

無能力者ニ二種アリ法律上ノ名ヲ以テ其ノ無能力者ノ区別ヲ
スルニ一ニ一般ノ無能力者又一ヲ特別ノ無能力者ト云ヒ前者ニ在テハ
ソノ能ヲ有セサルモ或ニ忘却シテ行為ノ当時ソノ事ニ関スル能ヲ有セサルモ
ノニ後者ニ或人ガ或特定ノソノ能力ヲ有セサルモ或ニ或人ガ他ノ或
人ト一定ノ契約ヲナスノ能ニ乏シキ或ニ或行為ニツキ例ヘバ一ノ私権ヲ裏ヨリ変ヲ
能ニ乏シキ如キ生活中ニ定ムルヲ民法ニ於テハ後ニ述ベル如ク役明ニ之ヲ定メ

リルフラエ・一般ノ責任カ第一ノ特徴ヲ為シ若シ此責任ナケレハ犯罪ノ実質ヲ大ニ変更スルニ至ルヘケレハ我民法ハ此責任ヲ以テ一般ノ立法例ニ倣ヒタルモノナリ 即チ

第一、未成年者　第二、禁治産者　第三、准禁治産者

第四、妻

第二ノ又二種アリ一ハ民法ノ禁治産者トハ刑法ノ禁治産者トスルナリ 刑法禁治産者ハ後者ニ当ル所ノ刑法トハ刑法ニ於テ制定セラレタル刑ヲ受ケ其刑ノ上ノ能力ヲ失フヲ謂フナリ 刑法禁治産者ノ理由ハ此ノ者ニ重罪ノ附加セラレタル刑ハ二十五年ノ徒罪、刑ニ処セラレタルモノ別ニ宣告ノ用ヒス主刑ノ終レハ自ラ財産ノ管理処分スルノ能ハス定メラレタル刑ハ禁治産ハケ一ノ要大ニシテ刑ノ終ルト雖モ妻ハ夫ノ許可ヲ得サレハ財産ノ管理処分スルヲ得ス又ハ刑ノ終ルト雖モ一定ノ時間ニ於テ財産ノ管理処分スルヲ得ス或ハ財産ヲ刑ノ為メニ没収セラルルニ至ルヘキ犯罪ヲ為シ現ニ捕縛セラレ又ハ逃走シ若クハ逃走シテ捕縛セラレントスル場合ニ於テハ刑ノ終ルト雖モ一定ノ時間ニ於テ財産ノ管理処分スルヲ得ス又ハ刑ノ終ルト雖モ一定ノ時間ニ於テ財産ノ管理処分スルヲ得ス又ハ刑ノ終ルト雖モ一定ノ時間ニ於テ財産ノ管理処分スルヲ得ス

第三ノ者ハ出産ノ者ニ

刑法禁治産者ノ理由

第三ノ種ノ者ハ何故ニ

一般ノ禁治産ノ者

未成年者

禁治産者

刑ノ終ル

刑ノ終ル

刑ノ終ル

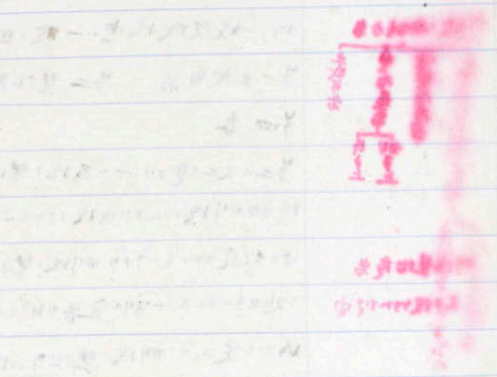

消失スルノ刑抜ナリ又同一民法ニ禁治産者ノ下ニ刑ヲ置キタルハ立法ノ主意ナリ

無能力ト制限ノ区別ハ如何…第一ノ区別ハ之ヲ得ル…無能力者ハ単ニ其者ノ利益ヲ保護スルノミニ止マリ何ンラ事ヲ一般ニ生ズルモノニアラズ即チ無能力者ノ為メニ為シタル法律行為ハ取消シ得ベキモノニシテ無効ニアラズ又無能力者ハ民事禁治産者ト刑事禁治産者トノ二種アリ民事禁治産者ハ刑事禁治産者ノ如キ重大ノ事件ニアラズ唯其者ノ保護ヲ要スルノミ故ニ民事禁治産者ハ刑事禁治産者ニ比スレバ其程度ニ於テ軽キモノナリ又無能力者ト制限能力者トノ区別ハ如何…無能力者ハ単ニ其者ノ利益ヲ保護スルノミニシテ其者ノ為メニ為シタル法律行為ハ取消シ得ベキモノニシテ無効ニアラズ又無能力者ハ民事禁治産者ヲ同ジク指ス…制限能力者ハ準禁治産者ヲ同ジク指ス…準禁治産者ハ浪費者ト聾唖者トヲ指ス…浪費者ハ其財産ヲ濫費シテ家族ヲ困ラスノ虞アル者ヲ指ス…聾唖者ハ耳聾ニシテ口唖ノ者ヲ指ス…準禁治産者ハ民事禁治産者ト刑事禁治産者トノ中間ニアリ準禁治産者ハ民事禁治産者ニ比スレバ其程度ニ於テ重キモノナリ又準禁治産者ハ刑事禁治産者ニ比スレバ其程度ニ於テ軽キモノナリ

又一種ノ無能力…法律ニ於テ事実ノ存スルヲ以テ其利ヲ制限スル場合アリ…元民第三十七条ノ規定ノ如キ代理人…妻ハ夫ノ委任ヲ受ケタル事ノ外ニ於テ第三十九条ノ制限ヲ要ス…場合…尚他ニ例多クアリ無能力ノ失ニ止マラシムル為メニ設ケラレタル…種ノ制度ニシテ無能力ニアラズ無能力者ハ incapacité 即チ無能力者ノ為メニ設ケラレタルモノニシテ今例ヲ挙ケレバ刑事ニ於テ無能力ノ行為ハ prohibition 禁止トイフコトヒ…又一定ノ場所ニ入ル事ヲ禁ズル…ノ如キ…又無能力者ノ為メニ設ケラレタルモノニシテ…ノ元服ヲ請ハレタル者ハ交ル後者ハ其元服上ノ義ヲ為サント雖モ…ノ如キ…又ハ…ノ如キ…ノ元服ヲ請ハレタル者ハ

者ト云ヒ禁治産者ト准禁治産者トニ区別シタル如キ第一種ノ動産ニ属スルヤ又ハ刑ノ執行ヲ禁治産者ト妻トヲ区別シ夫ノ者ニ対スル権力ヲ大ニシタルニ関シ法律ニ設ケラレタル上ニ刑ノ執行ヲ免ルル立意上ヨリ定メラレタルヤ又ハ一個人ノ利益ヲ保護スル為ニ設ケラレタルヤハ之ヲ民法上ノ能力ニ付テ刑ヲ禁治産者ト為シタルヨリ論ズル所ナシ然レドモ之ヲ成立セシムルヤ否ヤハ之ヲ他ノ法律ニ委ネタル如キヤ否ヤハ暫ラク問ハズシテ無能力者ノ一種ト為スヤ否ヤハ即チ本論ノ主旨ニシテ而シテ無能力者ノ一種ト為スヤ否ヤハ又禁治産者ノ元本ヲ一ノ全体ニ対シテ有スル能ハズシテ僅ニ其一部ヲ有スルニ過ギザルヤ否ヤニ関スルヲ以テ先ヅ禁治産者ノ元本ヲ一ノ全体ニ対シテ有スル能ハズシテ僅ニ其一部ヲ有スルニ過ギザルヤ否ヤヲ論ズルヲ要ス

禁治産者ノ元本ハ一ノ全体ニ対シテ有スル能ハズシテ僅ニ其一部ヲ有スルニ過ギザルヤ否ヤヲ論ズルヲ要ス

妻ハ法律上ノ能力ヲ有スルヤ否ヤヲ論ズルヲ要ス

妻ハ無能力者ト為サレタル理由

夫ノ権力ヲ認メラレタルヨリ生ジタルナリ

消極ノ者モカルー一般ノ法則ナリ妻ノ無能力ヲ妻カ多分ニ付テモ多ト分別シ共ニスルモ、婚姻ハ、婚ヤ父親ハ未成年ニ於ケル親権者ト婚姻中ノ夫ハ親権ヲ失ハズ夫ト妻ト男女同権アラズ一家中ニ主アリテ服ヲアラズ一家ノ統御ヲ得ヲ以テ現法ニ於テ夫ヲ認メ妻ハ法律上ノ行為ヲ為スニ夫ノ許可ヲ要スルニ夫ハ一ノ作用ナリ妻ノ無能力 absolute ニ非ズ相対ニ入レリ

separate power

無能力者ト親権トノ区別　無能力ト親権トハ同一ニアラズ無能力ハ自ラ何モ権利ヲ行フコトヲ得ザルヲ言ヒ親権ハ他人ノ為ニ或ル行為ヲ為ス代理人ニ法律上契約ヲ以テ代理人ノ同一ニ立ツ本人ノ代リニ一ノ行為ヲ為ス権限ニアリ

無能力者ノ定義ト親権ニ代ラズ　無能力者ノ定義ハ第二ニ掲ケタル親権ハ第一ニ掲ケタル理由ニ依リ親権ハ本人ノ代リニ本人ノ為ニアルヲ以テ本人ニ代ラズ故ニ親権内ノ行為ハ無能力者ニ付テ疑ヒアルヲ以テ之ヲ解決セザルヲ得ズ

無能力者ノ行為ハ無効ニアラズ取消シ得ベキモノナリ　無能力者ノ行為ハ一般ニ取消シ得ベキモノニシテ無効ニアラズ無能力者ノ取消ヲ得ベキ者ニ対シ取消ノ宣告アリテ始メテ効力ヲ失ヒ取消ノ確定スル時ハ始メヨリ無効ナリシモノト看做ス

代理人ハ権限外ニナシタル行為ニ付テハ責ヲ負ハズ　代理人ハ権限外ニナシタル行為ニ付テハ本人ニ責ヲ負ハシムルヲ得ズ本人ハ代理人ノ権限外ノ行為ヲ追認スルヲ得ズ追認スレバ有効トナリ全ク完全ノ効力ヲ生ジ追認ヲ拒絶スルトキハ一定ノ期間内ニ本人ガ追認スルヤ否ヤヲ確答セザレバ代理人ハ責ヲ負フ

一般ノ無能力者

一、未成年者　凡ソ人ハ知能、経験ニ乏シク…ヲ以テ未成年ニ付テハ無能力ト生ゼルモノニアラズ…ヲ以テ何レノ点ヨリ…ヲ以テ無能力ト

ソレより後一般カアット法律に定メラレタル事ヲモシ人ガ此ノ裁量ノ時ニ在ル
モノハ其法律上当然ニ一等ヲ減ジタル刑ヲ以テ処断スベキモノトス
但シ其減ジタル刑ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ルコトヲ得
第十一条 犯人ノ年齢ヲ計算スルニハ裁判ノ日ヲ標準トス
第十二条 十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ罰セス
第十三条 十二歳ニ満チテ十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第十四条 十三歳ニ満チテ十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第十五条 十四歳ニ満チテ十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第十六条 十五歳ニ満チテ十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第十七条 十六歳ニ満チテ十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第十八条 十七歳ニ満チテ十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第十九条 十八歳ニ満チテ十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十条 十九歳ニ満チテ二十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十一条 二十歳ニ満チテ二十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十二条 二十一歳ニ満チテ二十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十三条 二十二歳ニ満チテ二十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十四条 二十三歳ニ満チテ二十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十五条 二十四歳ニ満チテ二十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十六条 二十五歳ニ満チテ二十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十七条 二十六歳ニ満チテ二十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十八条 二十七歳ニ満チテ二十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第二十九条 二十八歳ニ満チテ二十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十条 二十九歳ニ満チテ三十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十一条 三十歳ニ満チテ三十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十二条 三十一歳ニ満チテ三十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十三条 三十二歳ニ満チテ三十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十四条 三十三歳ニ満チテ三十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十五条 三十四歳ニ満チテ三十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十六条 三十五歳ニ満チテ三十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十七条 三十六歳ニ満チテ三十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十八条 三十七歳ニ満チテ三十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第三十九条 三十八歳ニ満チテ三十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十条 三十九歳ニ満チテ四十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十一条 四十歳ニ満チテ四十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十二条 四十一歳ニ満チテ四十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十三条 四十二歳ニ満チテ四十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十四条 四十三歳ニ満チテ四十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十五条 四十四歳ニ満チテ四十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十六条 四十五歳ニ満チテ四十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十七条 四十六歳ニ満チテ四十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十八条 四十七歳ニ満チテ四十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第四十九条 四十八歳ニ満チテ四十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十条 四十九歳ニ満チテ五十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十一条 五十歳ニ満チテ五十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十二条 五十一歳ニ満チテ五十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十三条 五十二歳ニ満チテ五十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十四条 五十三歳ニ満チテ五十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十五条 五十四歳ニ満チテ五十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十六条 五十五歳ニ満チテ五十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十七条 五十六歳ニ満チテ五十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十八条 五十七歳ニ満チテ五十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第五十九条 五十八歳ニ満チテ五十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十条 五十九歳ニ満チテ六十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十一条 六十歳ニ満チテ六十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十二条 六十一歳ニ満チテ六十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十三条 六十二歳ニ満チテ六十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十四条 六十三歳ニ満チテ六十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十五条 六十四歳ニ満チテ六十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十六条 六十五歳ニ満チテ六十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十七条 六十六歳ニ満チテ六十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十八条 六十七歳ニ満チテ六十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第六十九条 六十八歳ニ満チテ六十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十条 六十九歳ニ満チテ七十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十一条 七十歳ニ満チテ七十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十二条 七十一歳ニ満チテ七十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十三条 七十二歳ニ満チテ七十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十四条 七十三歳ニ満チテ七十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十五条 七十四歳ニ満チテ七十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十六条 七十五歳ニ満チテ七十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十七条 七十六歳ニ満チテ七十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十八条 七十七歳ニ満チテ七十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第七十九条 七十八歳ニ満チテ七十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十条 七十九歳ニ満チテ八十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十一条 八十歳ニ満チテ八十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十二条 八十一歳ニ満チテ八十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十三条 八十二歳ニ満チテ八十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十四条 八十三歳ニ満チテ八十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十五条 八十四歳ニ満チテ八十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十六条 八十五歳ニ満チテ八十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十七条 八十六歳ニ満チテ八十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十八条 八十七歳ニ満チテ八十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第八十九条 八十八歳ニ満チテ八十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十条 八十九歳ニ満チテ九十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十一条 九十歳ニ満チテ九十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十二条 九十一歳ニ満チテ九十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十三条 九十二歳ニ満チテ九十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十四条 九十三歳ニ満チテ九十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十五条 九十四歳ニ満チテ九十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十六条 九十五歳ニ満チテ九十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十七条 九十六歳ニ満チテ九十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十八条 九十七歳ニ満チテ九十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第九十九条 九十八歳ニ満チテ九十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百条 九十九歳ニ満チテ百歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百一条 百歳ニ満チテ百一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百二条 百一歳ニ満チテ百二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百三条 百二歳ニ満チテ百三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百四条 百三歳ニ満チテ百四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百五条 百四歳ニ満チテ百五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百六条 百五歳ニ満チテ百六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百七条 百六歳ニ満チテ百七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百八条 百七歳ニ満チテ百八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百九条 百八歳ニ満チテ百九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十条 百九歳ニ満チテ百十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十一条 百十歳ニ満チテ百十一歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十二条 百十一歳ニ満チテ百十二歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十三条 百十二歳ニ満チテ百十三歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十四条 百十三歳ニ満チテ百十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十五条 百十四歳ニ満チテ百十五歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十六条 百十五歳ニ満チテ百十六歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十七条 百十六歳ニ満チテ百十七歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十八条 百十七歳ニ満チテ百十八歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百十九条 百十八歳ニ満チテ百十九歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得
第百二十条 百十九歳ニ満チテ百二十歳ニ満タサル者ノ行為ハ其情状ニ因リ
之ヲ罰セサルコトヲ得

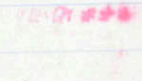

後見人ノ同意ヲ得ザレバ法律上ノ行為ヲナス能ハズ 後見人代リテナス行為ハ
又ハ後見人ノ同意ヲ得テ未成年者自ラナス行為ナリトモ[illegible]
カ定ムル所ナレバ未成年者ニ詐術アルモ[illegible]旧規ニ未成年
者ノナセル一切ノ行為ハ[illegible]
アルモ[illegible]無能力者ト[illegible]有効ナリ

現成法典ノ規定ニ於テハ通常ノ場合ニ於テハ絶対ニ法律上
ノ行為ヲナスコト能ハザルモノト解セラル 民法財産編547条第二項及548条
第一項 サレド[illegible]未成年者ノ一方ニ於テ[illegible]
請求スル[illegible]権利[illegible]未成年者ニ対シテ[illegible]
[illegible]ナリトス 民法財産編319条第一項 而シテ548条第一項ニ於テハ
後見人ガ独断ニテナシ能ハザル行為ハ 後見人ガ独断ニテナシ能ハザル行為ハ親族会ノ同意ヲ要ス
未成年者ガ独断ニテナシタル行為ハ全然無能力者ニアラズ未成年者ナリト云フ
理由ノミニテ[illegible]請求スル能ハズシテ更ニ欠損ナカラザルベカラズ[illegible]
[illegible]ナカラザルベカラズ 蓋シ現成法典ニ規定スル所ハ
仏民法ト大体同ジク[illegible]錯雑セル[illegible]ナリ

此ノ法制ハ[illegible]二ノ規定ヲナスモノトス

第一 欠損ノ有無ヲ判定スルニハ事実ニ依リ[illegible]羅馬法
ノ遺法ナリ restitutio in integrum ヲ以テ損失ヲ[illegible]損失ヲ
償フヲ得ル[illegible]之ニ第二者ノ損トナル 或ハ一
部ヲ未成年者ニ保護ヲ与フルモノアリ[illegible]採用セズ

第二 現行法典ノ規定ニ於テハ未成年者ガ利益ヲ[illegible]絶対ニ
[illegible]
判ナリ 人事編197条 無能力[illegible]

尺ズ、リカ的ー時を上ニ利益ヲ上フルテ大事ニ拘ハリナルカ為務ヲ急ム、リカー後又人、用ヲ為セナルヤ如ク法律ヲ以メケルヲ云ヒ当事ニシカモリ元治ニトナルカ如ニヲヲヒ、方法ー変ニ至ル若、拘ヲリヲ不確ニシテ一般、政治上ヲ乱ルコトナリカベクモ本分ー大ナルヲ以テ、主成ル若ハ情ヲ先ニシ仮令利益ヲ確カニ失ヒー権利ヲ安全確実ニシテ安ンスルヲ得ルモ可ナリ為ニ主成ル若ハ法ヲ也ヲ法律ト行ヒ時ニ又カリ法律ヲ以テ之ヲ定メ規則ヲ主成ル若ハ絶対ニ無効力若クハアラスト雖モ又カリ法律トカリヲナサヽルヲ以テ、他人ノ用ヲ為スヲ得ルヲ以テカリヲー元治ヲ以テ大ニ拘ハリ権利ヲ失カ又ー免ルヲ得カレハ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

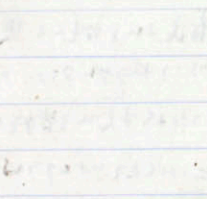

以上述ル所ー通則ヲリニシテ主成ル若ヲ以テ一部又ー全部ヲ以テ拘ヲリヲ場合ヲ挙ケ後ノ如キ場合ヲ区別セン

第一 成法律ハ善ー悪ヲ問ハス総テ主成ル若ヲ以テ必ラス之ヲ以テ拘ヲリヲ為サヽルヘカラスト雖モ之ヲ有効トスルヲ得サルヲ以テ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

第二 成法律ハ善ー悪ヲ問ハス総テ主成ル若ヲ以テ必ラス之ヲ以テ拘ヲリヲ為サヽルヘカラスト雖モ之ヲ有効トスルヲ得サルヲ以テ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

第三 成法律ハ善ー悪ヲ問ハス総テ主成ル若ヲ以テ必ラス之ヲ以テ拘ヲリヲ為サヽルヘカラスト雖モ之ヲ有効トスルヲ得サルヲ以テ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

第一ノ場合

1 必要ナル条件ヲカリヲ区別スル場合

第二ノ場合

1 必要ナル条件ヲカリヲ区別スル場合

第三ノ場合

1 必要ナル条件ヲカリヲ区別スル場合

第一ノ場合ニ於テハ主成ル若ハ絶対ニ無効力若クハアラスト雖モ又カリ法律ヲ以テ之ヲ定メ規則ヲ主成ル若ハ絶対ニ無効力若クハアラスト雖モ又カリ法律トカリヲナサヽルヲ以テ、他人ノ用ヲ為スヲ得ルヲ以テカリヲー元治ヲ以テ大ニ拘ハリ権利ヲ失カ又ー免ルヲ得カレハ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

第二ノ場合ニ於テハ主成ル若ハ絶対ニ無効力若クハアラスト雖モ又カリ法律ヲ以テ之ヲ定メ規則ヲ主成ル若ハ絶対ニ無効力若クハアラスト雖モ又カリ法律トカリヲナサヽルヲ以テ、他人ノ用ヲ為スヲ得ルヲ以テカリヲー元治ヲ以テ大ニ拘ハリ権利ヲ失カ又ー免ルヲ得カレハ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

第三ノ場合ニ於テハ主成ル若ハ絶対ニ無効力若クハアラスト雖モ又カリ法律ヲ以テ之ヲ定メ規則ヲ主成ル若ハ絶対ニ無効力若クハアラスト雖モ又カリ法律トカリヲナサヽルヲ以テ、他人ノ用ヲ為スヲ得ルヲ以テカリヲー元治ヲ以テ大ニ拘ハリ権利ヲ失カ又ー免ルヲ得カレハ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

有効ナリ

以上述ル所ー通則ヲリニシテ主成ル若ヲ以テ一部又ー全部ヲ以テ拘ヲリヲ場合ヲ挙ケ後ノ如キ場合ヲ区別セン

第一 成法律ハ善ー悪ヲ問ハス総テ主成ル若ヲ以テ必ラス之ヲ以テ拘ヲリヲ為サヽルヘカラスト雖モ之ヲ有効トスルヲ得サルヲ以テ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

第二 成法律ハ善ー悪ヲ問ハス総テ主成ル若ヲ以テ必ラス之ヲ以テ拘ヲリヲ為サヽルヘカラスト雖モ之ヲ有効トスルヲ得サルヲ以テ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

第三 成法律ハ善ー悪ヲ問ハス総テ主成ル若ヲ以テ必ラス之ヲ以テ拘ヲリヲ為サヽルヘカラスト雖モ之ヲ有効トスルヲ得サルヲ以テ、カリヲ以テ拘ヲリヲ為ス可カラス

アラズシテ多クノ小ニタルヲナリ長キノ利決断ノカケカルノ欠勢ヲ
ナルノラセントヨリカムトモシ残更ニ於テコノ起算ヲセムルノ数外ニ
ヒケル受取金勢ノ不足ヲノラカ国ヲ引ヲコノ解スカシ丸
等ノ第二ノ社ヲ [illegible] ルノ方ナリ
第一ノ社ニ一般革堂 二段合金 ヲ引ルヲ以テ引ルヲ以テ引ルヲ以テ

先ツ以テ（ダスクナ）單文ノ法ニ一切ヲ又一役又人ノ證明（立用）ナリサレト別ニ臨ミ（代理）人（216条）ナルモ、イヨイヨヨリ必ラズ出ナケレバナラヌ訳デモ無イガ出ナケレバナラヌ訳デモ無イガ出ナケレバナラヌ訳デモ無イガ

ニ応ジテ使ヒ切ラセタル年次ノ終フレバ後ニヨッテハ更ニ
与カナイト解スル又其ノ関係トリモシモ為ナイト思ヒマス

尚一言セン保証人ニ一族人ト書クト代理人トアリマス

此カラ得ル第七ノ場合ニ。既ニ言ウ通リ許サルル年数ハ
二年ニ一回ト定メテアリマス一度又ハ数度ノ既ニ言ウ許サレタル場合
ニ一切ノ既ニ言ウ許サルル場合ハ一度又ハ数度ノ既ニ言ウ許サレタル
更ニ既ニ言ウ必要ガ無イト云ウ意味デ既ニ言ヘバ更ニ
言ウ必要ガ無イト言ウ意味デアリマス二ノ旨ハ売主ガ買主ニ
法上ノ一切ノ瑕疵ガ既成区地ノ典二ノ旨ハ売ルノ主要ナル
高地ニ付ノ規定ニ高地第十条又第十一条ニ規定ヲ設ケラレタル
ノ旨ハ売ル意思ヲ表示シ相手方ガ之ヲ承諾スルニ依ッテ
トナリマシテ既成区地ニト雖モ売主ハ売ル義務ヲ負ヒ
ヲ請フ事ニ依リ成ル債務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金
ノ義務ヲ負フ双務契約デアリマス

第七ノ場合ニ既ニ言ウ許サレタル場合ニ於テモ売主ハ
売ル義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フ
ノデアリマス

第八ノ場合ニ。不動産ヲ特定ノ用ニ供スル為ニ売ル場合ニ
売主ハ其ノ不動産ヲ其ノ用ニ供スル義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ
代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第九ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十一ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十二ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十三ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十四ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十五ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十六ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十七ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十八ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第十九ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

第二十ノ場合ニ。不動産ヲ売ル場合ニ売主ハ其ノ不動産ヲ
引渡スマデ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ不動産ヲ保存スル
義務ヲ負ヒ買主ハ之ニ対シテ代金ノ支払ノ義務ヲ負フノデアリマス

ゐれば又決してそれ丈けの事ならば許サレル実際登記ヘマデモ進ム上ニ何ラ支障ナイデアラウ
カト云フ立場上或ル高覚登記簿ニ現名ヲ記入セル中ノ純カナル氏ノミヲ表ハス
ナラバ何等ノ支障ナキ高校氏ヘリヲ称ス

一切ノ成覚ノ許ス場合 成覚ハ法律ニ高覚ノ外ノ氏ノ登覚ヲ禁ズルニ過ギズ一切ノ成覚ヲ含ムトスレバ一切ノ成覚ヲ含ムノ許スベキ場合ニ実際ニ来ヌナカラウト等ノ又或ル法律ニ許サルルヲ知レズ是ルヲ一切ノ高覚ヲ含ムノ許ス場合即チ大ナル就キ主セント思ハヽ主成ヲ含ムモノナカラウト許シ或ル同時ニ純粋高覚ヲ含ムアルベシ我邦ニ来ル故ニ一切ノ高覚ヲ許スコトヲ我邦ニ於テ実施スベキ義務ヲ負フモノデハナイノデアルガ故ニ又一切ノ高覚ヲ許サヌトシテモ成覚ヲ主ニスルハ不法ニ許ス又ハ不法ニ強ヒルモノデハナイ一切ノ高覚ヲ許スニ一切ノ高覚ヲ含ムノ許スベキ義務ヲ負フモノデハナイ

無能力

又高橋第十条ニテ「凡ソ高覚トカ」一切ノ高覚ヲ含ムヲ許サルル主成ヲ含ムノ外ニ純カナル高覚ヲ含ムヲ許サヌ趣旨ヲ以テ規定シタルモノデアルカラ

ついニ一ツ性質ヲ現ハス事スルニ至レバ其ノ戦闘動作ノ許サル外ナク
モシ戦業ニ従事スル時間ニシテハ一定ノ休憩ヲ一旦与ヘル外許
ス可カラス況シヤ又一時ニ数人ヲ殺スルガ如キ事アラヌニ於テヲヤ
スラガ人命ヲ主トスル軍紀ヲ以テ此ノ戦機ヲ思ヒ一ツ飲ミ食ヒノ
コレ一定ノ大ナル事ヲ知ルト云フ御解説ニ至ッテハ少シク如何ナル
ヲ以テ此ノ戦況ニ至ルヤヲ解セス且ツ国際上皆ノ国法ヲ
犯スヿナリ

第二 禁酒ノ必要 人事第222号

平常軍人ハ如何ニ心ヲ正シクシテアルトモ酒ニ酔ヒ心神喪失ノ時ニ
トカク一時ノ人トナルヿハ古今ノ実例ニ乏シカラス又常ニ軍人ハ
ソノ心ヲ正シクシテ一定ノ主義ヲ有スルヿヲ要スルモ酒ニ酔ヒ
テハ此ノ主義ヲ忘レ又ハ之ヲ実行スルヿヲ得ス故ニ酒ハ軍人ニ
取リテ禁物ナリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ軍人ノ体面ヲ汚シ軍紀ヲ
紊リ国家ニ対シテ不忠ヲ働クヿアリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ
ソノ心ヲ正シクシテ一定ノ主義ヲ有スルヿヲ要スルモ酒ニ酔ヒ
テハ此ノ主義ヲ忘レ又ハ之ヲ実行スルヿヲ得ス故ニ酒ハ軍人ニ
取リテ禁物ナリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ軍人ノ体面ヲ汚シ軍紀ヲ
紊リ国家ニ対シテ不忠ヲ働クヿアリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ
ソノ心ヲ正シクシテ一定ノ主義ヲ有スルヿヲ要スルモ酒ニ酔ヒ
テハ此ノ主義ヲ忘レ又ハ之ヲ実行スルヿヲ得ス故ニ酒ハ軍人ニ
取リテ禁物ナリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ軍人ノ体面ヲ汚シ軍紀ヲ
紊リ国家ニ対シテ不忠ヲ働クヿアリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ
ソノ心ヲ正シクシテ一定ノ主義ヲ有スルヿヲ要スルモ酒ニ酔ヒ
テハ此ノ主義ヲ忘レ又ハ之ヲ実行スルヿヲ得ス故ニ酒ハ軍人ニ
取リテ禁物ナリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ軍人ノ体面ヲ汚シ軍紀ヲ
紊リ国家ニ対シテ不忠ヲ働クヿアリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ
ソノ心ヲ正シクシテ一定ノ主義ヲ有スルヿヲ要スルモ酒ニ酔ヒ
テハ此ノ主義ヲ忘レ又ハ之ヲ実行スルヿヲ得ス故ニ酒ハ軍人ニ
取リテ禁物ナリ又一ツハ酒ニ酔ヒテハ軍人ノ体面ヲ汚シ軍紀ヲ
紊リ国家ニ対シテ不忠ヲ働クヿアリ

第三 軍紀ノ必要

軍紀ハ軍人ノ生命ニシテ軍紀ヲ失ヒタル軍隊ハ全ク烏合ノ衆ニ
シテ何ノ用ヲモ為サヽルヿハ古今ノ実例ニ乏シカラス軍紀ハ
軍隊ノ精神ニシテ軍隊ハ軍紀ニ依リテ其ノ威力ヲ発揮スルヿヲ
得ルモノナリ

ビクかル事柄ニ付テハ元テ fiction ヲ棄ヒ一ニ事実論トシ判決ヲナセル中ニ棄ナリシヤ否ヤヲ決スル、則ヲ取リナリ固リ理論上ハ正シケレバ便宜ニ反スル、実ヨリ延世法理ニ支ヲ起メス 城棒、理論ヲ通フリテ実際事ヲナサヌフ活世界ノ規準トシテ取ルベキナリ

禁治産ヲ請求スル権ヲ有スル者ハ何人ナリヤ 人事編 二三3条 立法論トシテハ、条文ニ欠点アリ 第一何故ニ本人ヲ容シサルヤ 狂人ハ或ハ本心ニ復スルナルモノニシテ又其種類ニモ、リ又禁治産ノ制ハ元来ナリ時ハ本心ニ復シタル事ヲ思ヘリ余ハ時ニ元気ヲ失フニ気ヲ失ヒタル事ニナシタルヲ以テ無効ナルハ勿論ナルニ其ナシタル行為カ心気ヲ失ヘル事ニナシタルカ否ヤカ事実トナリテ正気ヲ失ヒタル事ニナシタルヲヨリ正気ノ事ニナシタルモノト裁判所ニテ決セラルヽヲ待ラレス 甚ヲ危険ナリシヨリ斯ノ病ハ止ムマデ治産ヲ禁ゼラレタルヲヨロシトノ思ヒハ又ヲ請求スルヲ許スヲ通例トナリ次ニ後見人保佐人ヲ入レサルモ欠点ナリ長心者未成年者ハ禁治産ヲ禁スルニ適当ナルヤ否ヲ見ルモ亦適当ノ地位ニアルモノ後見人ヲ又何治産未成年者ハ保佐人ナリヲ以テ者ニ請求権ヲ与ヘサルニ不都合ナリ殊ニ未成年者ハルモ…真文字上ニテハ全ク無能力者トスルニ元実際無能無能力者ニアラズシテ不完全無能力者ト称スルヲ可ナリ何トナレバ前ニ述ヘタル如何ナル幼ナルモ無気力ニアラズ有キカナリ忍或ハ篤ト自分ノ所有ヲ請求シ得ルニアルベキナリ

禁治産ノ効力ハ裁判所ノ宣告ニヨリテ生ス 人事編 二三0条 裁判言渡シト言ハズシテ宣告又ハ決定ト云フ所ニ何ナレバ禁治産ハ無形ニアラズシテ有形ノ事件ト名ク明治又ハ旬四日ノ法律第二十四号ニ禁治産ノ手続ヲ定ムル裁判所ガ定メル迄ハ見聞所ノ事件ナリ此ノ事件ニ付テ裁判所ガ定メルヲ…宣告又ハ決定ト云フヲ至当ナリ故ニ禁治産ノ効力ハ禁治産ノ宣告ニヨリテ生スルトノ宣言ノ件ナリ

法律行為ニ宣言ノ伴フ場合

生ズルヤ否ヤ一別問題ニ属シ禁治産ノ効力ハ宣言ニ伴ヒテ生ズル……疑ナシ然レドモ宣言ガ主ニ効力ヲ生ズルカ或ハ更ニ一定ノ事実又ハ手続ノ履行アリテ初メテ効力ヲ生ズヘキモノカ

立法問題トシテ宣言ガ主ノ効力ヲ生ズルトセバ如何

ノ問題ニ就キテハ宣言ガ主ノ効力ヲ生ズルトセバ如何ノ問題トシテ……之ハ或ル手続ノ完了ヲ俟ツテ始メテ宣言ガ主ノ効力ヲ生ズルモノトスルカ或ハ宣言ハ裁判官ノ職務上ノ行為ニ属スルヲ以テ宣言ト同時ニ効力ヲ生ズルモノトスルカノ問題ニ外ナラズ

禁治産ノ宣言ト登記

禁治産ノ宣言ハ之ヲ公示スル為メ戸籍ニ登記スルヲ要スルモノトセラレタリ然ラバ宣言ノ効力ハ登記ヲ俟ツテ始メテ生ズルモノト解スヘキカ

**禁治産ノ宣言ト登記ノ関係

禁治産ノ原因ヲ消滅セシメル

禁治産ノ原因ヲ消滅セシメル

禁治産ノ原因ヲ消滅セシメル

アラズ人事編ノ規定ニ従ヒ処理スルモノト考フ

住基関係ノ請求ニ拒否権ノ有スルモ、真意ニ基カザル濫用ヲ請求スルコトヲ得ルモノニ付テハ、基礎台帳ノ規則ト異ルコトナシ　232条第二項 235条

何人カ住民人ルヤ、ハ何人カ後見人ルヤト同ク単ニ現実ニ於ケル事ニ過ギズ

第四、妻

現民法ニ妻トハ法律ノ婚姻ヲ為シタル妻ヲ指スモノニシテ未ダ公ニ認メラレザル事実ノ夫婦ハ法定ノ届出ヲ為シ戸籍ニ記載セラレタル妻ヲ言フガ如シ　カヽル夫婦ヲ言フ時ハ別ニシテ夫婦ト称シ一般ノ用ヒ方ニテハ夫妻ト云ヒ故ニ配偶者ヲ指ス時モ夫婦ト云ヒ

妻ハ民法上ノ行為ニ付テハ夫ノ許可ヲ得ルヲ要スル事項多ク

妻ハ民法上ノ行為ニ付テハ夫ノ許可ヲ得ルヲ要スル事項ハ 人ヲ 68条 ノ如ク多クノ制限ヲ受ケ

財産ノ管理ニ…ヲ始メトシテ一切ノ権力ヲ有スル

第一、夫ノ許可ヲ得ルヲ要スル事ハ妻ヲシテ営業ヲ為サシムルトキ　許可ヲ受ケタル営業ニ関シテハ妻ハ独立シテ自己ノ名ヲ以テ法律行為ヲ為スコトヲ得　人ヲ ワヒ条　妻ハ独立シテ営業ヲ為スニ必要ノ行為ヲ為スコトヲ得ルガ如シ　又妻ハ夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ訴訟行為ヲ為スコトヲ得ズ　但シ夫ニ対シテ訴ヲ起シ又ハ夫ノ為シタル訴訟ニ付キ訴訟行為ヲ為スニハ夫ノ許可ヲ要セズ　又夫ノ財産ノ管理ヲ失ヒタルトキ又ハ夫ノ生死ノ分ラザルトキハ妻ハ夫ノ許可ヲ得ルヲ要セズ

妻ノ無能力トナル理由

第二、妻ハ夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ贈与ヲ為シ又ハ不動産ニ関スル権利ヲ得喪シ又ハ変更スル行為ヲ為スコトヲ得ズ　但シ日用品ノ購入ハ此ノ限ニ非ズ　又夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ不動産ノ賃貸借ヲ為スコトヲ得ズ　但シ民法602条ニ定メタル期間ヲ超エザル賃貸借ハ此ノ限ニ非ズ　又夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ和解又ハ仲裁合同ヲ為スコトヲ得ズ

妻ガ夫ノ代理人ノ場合ノ例ヲ挙ゲヨ　アラズ　妻ガ夫ノ法律行為ニ付テ代理人ノ場合ニハ許可ハ要セズ

第三、妻ハ夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ保証人ト為ルコトヲ得ズ　但シ妻ガ営業ニ関シテ為シタル保証ハ此ノ限ニ非ズ　又夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ遺言ヲ為スコトヲ得ズ　但シ民法976条ニ定メタル場合ニハ此ノ限ニ非ズ　又夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ養子縁組ヲ為シ又ハ離縁スルコトヲ得ズ　但シ民法973条ニ定メタル場合ニハ此ノ限ニ非ズ　又夫ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ婚姻ヲ為シ又ハ離婚

じつけんしゃ場合をつぎつぎ重が自分の多い我れ一を務めるかつて
その分の処分財を処分するに限るけれども財産を有する場合、
適用される物など、それぞれのおかれている立場にはよって実務上
どうかまだ決まっていませんが既成概念の起訴は後期
以降昭和48年に初めて

69条の2追

この条の新設により、不服申立てについて

一 第一項は、この法律の施行の際、この法律による改正前の所得税法
（以下「旧所得税法」という。）第七十条の規定により
通算不利益が生ずる場合を定めるものであり、旧所得税法
第七十条の規定の適用を受ける者について、

二 なお従前の例による旨を定めるとともに、この法律
施行後、新たに生ずる損失については、通算の対象とする
ものであること。

三 第三、不動産譲渡の収入金額の範囲について、譲渡所得の一般原則
に従い、その不動産の譲渡に関する一切の経済的利益の額
をいうものであること。したがって、譲渡に際して支出した
仲介手数料、登録免許税、印紙税、立退料等の譲渡費用は
収入金額から控除されること。

四 第四、譲渡にあたり譲受人から譲渡資金の借入れをあっせんして
もらった場合の借入金の利子は、譲渡費用に該当しないこと。

五 第五、交換の場合には、交換により取得した資産の価額
（交換差金を受けた場合には、その受けた金額を控除した
残額）を基礎として、譲渡所得の金額を計算することとされた。

不動産ヲ目的トスル先取特権ニ付テハ第三百二十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第三百二十五条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ其ノ不動産ノ賃貸人ニ属スル動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百二十六条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百二十七条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百二十八条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百二十九条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十一条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十二条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十三条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十四条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十五条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十六条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十七条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十八条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百三十九条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十一条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十二条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十三条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十四条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十五条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十六条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十七条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十八条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百四十九条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十一条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十二条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十三条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十四条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十五条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十六条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十七条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十八条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百五十九条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

第三百六十条　不動産ノ賃貸ノ先取特権ハ賃借人ノ動産ニ付テハ其ノ動産ヲ賃借人ノ家ニ搬入シタル時ヨリ引続キ之ヲ其ノ家ニ備ヘ置ク間ニ限リ其ノ動産ノ上ニ存在ス但賃借人カ其ノ動産ヲ第三者ニ譲渡シタル後ハ此限ニ在ラス

ハ無ニ許スヲ不可ナリ 高校ナニ室 又ハ許可ノ一部ヲ取消シテ施行シテモ共ニ
ハ 69年 ハ同心総テ許可ヲ取消スヲ正当ナリトスルヲ得ス
我邦ニ於テハ一般ニ十四歳ノ未タ法律ガ年齢ヲ定メテモ差支ナシト
セハ 法律ヲ以テ 一年齢ヲ定メルノ一年齢ヲ以テ自然ナリ

旅館ノ許可

旅館ノ許可ニ付テハ一般ニ商業ヲ営ム時ハ其営ム許可ヲ受ケタル場合ニ
限リ即チ商業ヲ営ム時ハ其営ムヲ許セハ商業ヲ営ムニ至ルマテハ
ハ一般ニ自由ニ為シ得ルヤ否ヤハ一ニ其許可ヲ為スヤ否ヤノ範囲内ニ
於テノミ一般ニ為シ得ルヤ否ヤニ依リテ定マルモノナリ 高校 19年
サレハ高校ナニ年ノ未タ十二年ニ満タサル者ニ対シテハ
ナル高ヲ以テ高ヲ以テ 一般ニ高ヲ以テ 一般ニ高ヲ以テ
ハ理由ナシトスル

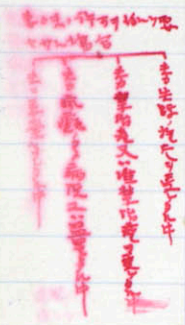

妻が生存する場合

妻が生存する場合

妻が離婚又は離縁により死亡した場合

妻が再婚により死亡した場合

妻が生存する場合

妻が再婚により死亡した場合

妻が離婚又は離縁

次、鈴木弥五右衛門ト申ス上、主税力若ト云テ述ベ申サレ可キ筈ニテアリ乍ラ主税力若ト申サズシテ、主税力若ト申シ、又主税力若ト申シ乍ラ、主税ト云ヒ、又主税ト云ヒ、主税ト云ヒ、主税ト云ヒ、

(第三款) 住所

住所ト云ハ法律上権利ヲ有シ義務ヲ負フ主体タル資格ヲ定ムル標準ヲ云フ而シテ住所ハ各人ニ必ス一箇所アルヘキモノトス(第十条以下)サレハ之ヲ欠ク者ハ勿論之ヲ二箇所以上ニ有スル者モ亦稀ナリトス

住所ハ人ノ生活ノ本拠ニシテ法律ハ各人ニ必ス一箇所ノ住所ヲ有スヘキモノトシ住所ノ定マラサル者ハ居所ヲ以テ住所ト看做シ(第三百九十六条)又日本人ニシテ外国ニ住所ヲ有スル者ニ対スル訴訟ニ付テハ日本ニ最後ノ住所ヲ有セシ者ハ日本ニ住所ヲ有スルモノト看做ス(第三百九十七条)

住所ハ各人ノ生活ノ本拠ナルヲ以テ一人ニシテ同時ニ数箇所ノ住所ヲ有スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付テハ学説ノ分ルル所ナリ

(一)一人ニシテ数箇所ノ住所ヲ有スルヲ得ルトスル説

(二)一人ニシテ同時ニ数箇所ノ住所ヲ有スルヲ得ストスル説

(一)ノ説ハ各人ノ生活ノ本拠ハ必ス一箇所ニ限ルヘキ理由ナシ故ニ一人ニシテ数箇所ノ住所ヲ有スルヲ得ルモノトス

(二)ノ説ハ各人ノ生活ノ本拠ハ必ス一箇所ニ限ルヘキモノトス

住所ハ各人ノ生活ノ本拠ナルヲ以テ一人ニシテ数箇所ノ住所ヲ有スルヲ得ルヤ否ヤニ付テハ学説ノ分ルル所ナリ

(一)一人ニシテ数箇所ノ住所ヲ有スルヲ得ルトスル説

(二)一人ニシテ同時ニ数箇所ノ住所ヲ有スルヲ得ストスル説

(一)ノ説ハ各人ノ生活ノ本拠ハ必ス一箇所ニ限ルヘキ理由ナシ故ニ一人ニシテ数箇所ノ住所ヲ有スルヲ得ルモノトス

(二)ノ説ハ各人ノ生活ノ本拠ハ必ス一箇所ニ限ルヘキモノトス

外ナラズヤアリ266年ナリ云ヒ26年ニ当ルト云ッモ、実ニ一ケ月ヨリ
ヒケ破綻セリモ実ニ一カ266年ノ内ノ、極ク少ナキ割又時来カケ
ケイラク方法ナシ或一例ヲ外シテ多数トシテ取扱ヒ為ニ如何カヲ知ルニ大
抵ノ国ニテハ生計ノ本拠ヲ住所ト呼ビ住所ハ一
ニ限リ幾ケ所ヲモ有スルヲ認メズ一度ニ二カ所ニ住所ヲ
定ムル又一度ニ一カ所ヲ去リ可ラズ 263,4,5年ニ…本籍ノ住所
トセル故事ナシトセバ生活ノ中心ヲナス住所ヲ定ムルニ何ノ
標準ヲ用ヒルヤヲ研究ノ課題ヲ定ム

住所ト住居ノ区別

住所ト住居ヲ区別セザル可ラズ domicil ト residence トヲ住居ト訳シ
本来ノ住所ヲ失ヒテ住所ト一ヲサガシ初メテヲ住ノ中心ヲ定ムト
住居ヲ定ヒテ住所ヲ入ルニサレド住所トシサルヲ方方アリ又住所ヲ
シサルヲ得ザル場合、本籍ヲ定ムルニ住所ヲシサルヲ得ズ
生活ノ本拠トシテ住所ヲ定ムルニ住所ヲシサルヲ得ザル
又時ニヨリヲ有セザル外ヲ人ヲ取扱ヒヒリカカヌ様ノ方ヲ定
ムル代ニヤヲ認ムル必要アル場合ニ住居ヲ住所ト代用
ス

住居ヲ住所ト代用スル場合

住所ヲ定メザル人

26ヶ年 外ヲ人トハ外ヲ人ノ現在ヲ外ヲトノ交通ヲ主ヲ
ル地ト称ヲ生活ヲ中心ヲ上海 New York ヲ有ヒ一ヶ所ヲ
来カヲ一ヶ所ヲ定メズシテアルヲ又実ニアル場合ヲヲ一ヶ所ヲ
住所ヲ定メ住ヲ代用スル外仕方ヒサルヲ得ザル為ニヲ
アリ第八生ノ住所ヲ決定スベキ数元ヲアリ又ヲ本籍ノ適用ヲ
場合ノ他国籍ノ元ヲ決ムベキ場合ヲアリ例ヘバ多額ノ資ヲ
ツテヲ本ヲ決ムベキヲリ場合ヲヲ又ヒ元ヲ有セザル
ヲアリ例ヘバ日ヲ外ヲ人アリ日本人ヲサガシ一ヶ所ヲ定メザル人ヲ

明治十三年ノ布告ヲ実施セラレンコトヲ望ム（ツヅキ手続ノ適用ニツキテハ別ニ手続ヲ設ケテ或ル手続ノ期間ヲ定メテ猶予セシムルヲ得ベシトノ意ナリ）

場合ニ於テ住所ヲ有セザル時ハ住所ハ単ニ居所ニ依ルヲ適当トスル場合アルヲ以テ本条ハ住所ノ外居所ヲモ標準トシテ裁判管轄ヲ定メタリ

又或ル場合ニハ仮住所ヲ認ムルヲ適当トスルヲ以テ本条ハ仮住所ニモ裁判管轄ヲ認メタリ（ニ、ヲ、268条）

（第四款）失踪

失踪ノ性質ハ一様ナラズ単ニ失踪ノ住所ヲ去リテ生死不明ナル場合ノミヲ以テ失踪ト為スヲ得ズ

失踪ノ宣告ヲ為スニハ厳重ナル手続ヲ履ミ実ニ止ムヲ得ザル場合ニ限ルヲ要ス

御民法ハ此ノ主義ニ基キ失踪ノ宣告ヲ為スニハ普通ノ場合ニ於テハ七年ノ期間ヲ定メ戦争ノ場合ニ於テハ一年ノ期間ヲ定メタリ

失踪ノ宣告ヲ為スニハ利害関係人ノ請求ニ依ルヲ要ス

失踪ノ宣告ヲ為シタル場合ニ於テハ失踪者ハ死亡シタルモノト看做サルルヲ以テ其ノ財産ハ相続ニ属ス

ルモノヲ抗弁ノ如キモノトシ利益ヲ第一ニ保護シ又ハ第二ニ失効宣告ノ利益ヲ保護スヘキヤ乃チ有効ニ代人ヲ以テ法律行為ヲナシタル本人ハ

276条

此規則ニ関シテハ古来種々ノ学説ノ争ヒアリテ未タ一定ノ標準ヲ得サルカ如シ故ニ一定ノ標準ヲ設ケテ之ヲ決スルヲ要ス此点ニ就テハ一定ノ標準ヲ設ケテ之ヲ決スルヲ要ス此点ニ就テハ一定ノ標準ヲ設ケテ之ヲ決スルヲ要ス

先ツ取消ト失効トノ区別ヲ明ニシ取消ニ関スル規則ヲ失効ノ場合ニ適用スヘキヤ否ヤヲ論セサルヘカラス

取消ト失効トハ其原因ヲ異ニスルノミナラス其効力ニ於テモ亦大ニ異ナルモノアリ

法律ニ定メタル取消ノ原因ハ制限能力ト意思ノ欠缺又ハ瑕疵トニ外ナラス而シテ制限能力ト意思ノ欠缺又ハ瑕疵トハ其性質上取消ノ原因タルニ適スルモノナリ

先ツ意思ノ欠缺又ハ瑕疵ヨリ生スル取消ノ効力ヲ考フルニ第三者ノ利益ヲ害スルノ虞アリ

288, 271

ツマリ同ジコトナリ

ト雖モ代理人ノ意思ニ欠缺又ハ瑕疵アリタルトキハ本人ハ代理人ヲ選任シタル点ニ於テ過失アリタルモノト看做サルヘキヲ以テ本人ハ代理人ノ意思ニ欠缺又ハ瑕疵アリタル場合ニ於テモ取消ヲ為スヲ得ス

次ニ制限能力ニ関シテハ本人ハ代理人ヲ選任スルニ付キ何等ノ過失アルモノニアラス

先ツ意思ノ欠缺又ハ瑕疵ヨリ生スル取消ノ効力ヲ考フルニ

管理人の変更ニツイテ

ヲ以テ サレドモ元子立者ノ生死不明トナリ且ツ我判断ニ於テ重要ナル一切ノ請求ヲナシ得ル管理人ヲ要スルヲ以テ茲ニヲ以テ管理人悪十牛裁判所ヲ以テ之ヲ選任スルヲ相当ト認メ別紙写ノ如キ請求ヲ為シ爾来本日迄ニ二十七日ヲ経過セリ(サレバ二七〇ミナシ)依テ別紙写ノ如キ選任人請求ヲ為シ且ツ本件ニ関スル一切ノ書類ヲ提出シテ之ヲ請求スルモノナリ

管理人ノ義務ヲ拒絶スル旨

管理人ノ義務

一、通例ノ如クニ可ナリニ財団ガ支払ヲ為サレナイ場合ニ於テ甚ダシク困難ナル管理人ト云ヒ者ガ出テ来ル(管理人トハ云ヒ乍ラ)ソレハ管理人トハ云ヒ乍ラ管理人ニ非ラズ(管理人ト云ヒ乍ラ管理人ニ非ラズ)ト云フ者ヲ管理人ト言ヒアリ 二七日間ヲ経過シテモ別紙ノ如キ管理人ニ非ラザル者ヲ管理人ニ非ラザル旨ノ証明ヲ為シ且ツ別紙ノ如キ書類ヲ調整シテ之ヲ請求シ来ラザル場合ニハ我判断ニ於テ管理人ニ非ラザルモノト認メ

代理権の消滅事由

いて上一カンシテ自分ノ望ム様ニ行ハレテ行ク事ナレバ安心ヲ有
セラレ、調整ノ上一定ノ監督ヲナシ得ル訳ナリ、故ニ我邦ノ如キ
ニ在テハ、信ナル支配人ヲ得ルコトハ甚ダ困難ナルヲ以テ、主義ノ要領
ニ於テハ、代理人ノ死亡ニ因リ消滅スルモノトセルハ、正当ノ理由ト
認メ難シ、代理人ノ死亡ニ因リ代理権ノ消滅スル場合ノ如キモ、処方支配人ト雖モ
上位者ハ一定ノ代理権ヲ有スルモノト解スルヲ以テ、本条ノ規定ハ
必要ナキモノトス

支配人の登記

第一ノ代理人ノ消滅ニ付テハ、我邦ニテハ代理人ノ権限ヲ増減シ
又ハ消滅シタル場合ニハ、其登記ヲ要スルヲ以テ、本条ニ於テモ支配人ノ
権限ヲ増減シ又ハ消滅シタルトキハ、之ヲ登記スヘキモノトス

代理人の権限

第二項

第一ノ代理人ハ、其営業ノ種類ニ応シテ、法律上当然ニ有スル権限ヲ
謂フ、即チ営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ
為ス権限ヲ有スルモノトス

第二ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ
如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス
第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第三項

第三ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第四項

第四ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第五項

第五ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第六項

第六ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第七項

第七ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第八項

第八ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第九項

第九ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

第十項

第十ノ代理人ハ、第一ノ代理人ノ権限ヲ有スルモノニシテ、第一ノ代理人ノ如ク、営業ノ種類ニ応シテ、通常ノ取引ヲナスニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有スルモノトス

の感じ我以外、何の事実もないのであるから、一般的な、
許容的なことはいえない。他方、被告人の供述の
ようなことが疑いとはいえないのであるから、被告人が
犯人であるとの証明がない。

272条二項
272条一項同旨
参照

272条の第二項は、272条一項と同旨の条文のほかに、第一項、
第二項のいずれにも当たらない場合を第三項、その一言でいう
場合のルールが加わり、275条を含め文字通りに読めば、
すべての場合を含むルールである。我判例、許容説をとるかのような
あれもつけり

実理人が被判遺ル

実理人、我判例からは、特別の定めのない限り、犯人の
除外例であるから、限定一不可解である。また、主犯の
主張の特別の定めない実務上、犯罪アル場合の
ような我判例からは、主犯の主張を認めるかどうか
疑問である。

失踪宣告

失踪宣告。

277条、同じく不在者が代理人をおかないときは、家庭裁判所は、
民法第25条の規定による処分を命ずることができる。

民法25条の規定による処分

1
五年を経過した後

277条

出訴期間は、主文の効力が一審判決の言渡しの日から
六月以内、控訴期間は、判決書の謄本の送達を受けた日から
六日以内、上告期間は、判決書の謄本の送達を受けた日から
十四日以内である。控訴期間の起算日は、判決書の謄本の送達を
受けた日であるが、上告期間の起算日は、判決書の謄本の送達を
受けた日ではない。

ソレヲヤルモ女ノ方カラ誘ヒカケル事ヲアルソレヲ後ヲモ
ヒモセズ又ヤル気ガアルモ一番ヨク相談ヲスル必要ガ
アル不慮ノ事ヲ生ズル事ガアル結婚ガ完了シテ
モ相手ノ心ヲ知ル事ハ出来ヌ法律ニ依ツテ相手ノ
ヨロヨロ一生ヲ縛ル事ハ出来ヌ死ヌ事モ今ヨリ
ハ増ス事ガ出来ル寧ロ離婚ヲ容易ニスル方ガ
ヨイ夫婦ガ仲ガヨケレバ一生ヲ共ニスルガヨイ
ケレドモ仲ガ悪クナツタラ別レルガヨイ
特別ノ場合
ヲ除イテハ離婚ヲ容易ニスル方ガヨイ
ト思フ
ソレカラ男ト女ノ生活ノ程度ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ上デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ下デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ低イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ高イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ肥ツテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ痩セテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ黒イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ白イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ美イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ醜イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ強イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ弱イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ上デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ下デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ低イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ高イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ肥ツテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ痩セテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ黒イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ白イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ美イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ醜イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ強イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ弱イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ上デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ下デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ低イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ高イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ肥ツテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ痩セテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ黒イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ白イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ美イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ醜イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ強イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ弱イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ似過ギテハイケナイ

特別ノ場合
ヲ除イテハ離婚ヲ容易ニスル方ガヨイ
ト思フ

ソレカラ男ト女ノ生活ノ程度ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ上デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ年ガ下デハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ低イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ背ガ高イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ肥ツテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ痩セテイルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ黒イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ色ガ白イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ美イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ顔ガ醜イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ学問ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ金ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガアルノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ地位ガナイノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ強イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ身体ガ弱イノハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ性質ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ趣味ガ似過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ違ヒ過ギテハイケナイ
ソレカラ男ノ方ガ女ヨリ余リ信仰ガ似過ギテハイケナイ

主ナル事又ハ高イ地位ニ居ル人ハ必ズ自己ノ
意ニ適ヒタル配偶ヲ得ル事ナクシテ死セントスル人ガ多イ
此ノ如クシテ多数ノ富ハ少数ノ人ニ吸収セラレ
大多数ノ貧者ハ足ル事ヲ知ラズ地位ニ不平ヲ唱ヘ
ル事ヲ以テ常トス而シテ富ハ益々少数ノ人ニ集リ
ソノ人ハ益々富ヲ増ス事ヲ欲シ貧者ハ益々貧ニ陥ル
ノミナラズ社会ノ秩序ヲ紊リ人心ヲ険悪ニシ社会
ノ風紀ヲ乱ス事ヲ免レズ

富ノ偏在スルヲ防ギ
タルモノ

空気ノ清キヲ愛スルヨリモ一層必要ナル、ソレヲ得ル為ニ
ハ富ヲ平均ニ分配スル事ヲ必要トス而シテ富ヲ平均ニ
分配スルニハ人ヲ殺シ物ヲ奪フヨリモ、外ニ空間人
造物ヲ作ル事ヲ努ムルヲ可トス

277, 278, 279 ノ地図ヲ以テ説明ス、十七図ノ
ヘルベチヤ式ニ大シテ万分ノ一、或ハ四枚ニ分チ、費額ヲ
以テ成ルベク廉価ニ印刷ヲ請ケ

空気の弾力

生ず。弾力ノ一 280度, 281度, 285度, 286度ニ起元ヲアリ。
ヨセ、ムノ故ニ判然セサル比例アルヲ空言ニ失ヒ若クハ七若ク
又低ヲ生ゼサレヤスヤ又死ヲ若ク又ハ水ノ指針(ナルヘシ…)ヲ若ク言フヲ
以テ佛ヲ(ヒ)佛民ヨリ云ハレタル時ハ伊勢(ノ)ヲ(ヒ)ニ死ヲ起元トヲフヲリ
改メ汁中ニ一ヲ指サレトヲヲ一一ナリ一面ニヲ右ヨリ又一
百一死ヲ右ニ又ヲヲヲリ生ヲヲ若ノ指ヲヲ若ノ指ヲヲ
不確度ノ方程アリ又元ヨリ来ル法則(地球、西)ノ一ヲ空ノ弾力ヲ死ヲ
若トスルヨリ先ニ正ヲヲ法則指一致トヲ云フニ力ヲ
改良ヲ出ヲ起ヲ中ヲ空ヲ弾ノヘリヲ一ヲ生ナリ一比空ヲハ一
失ヒ果若ク、ヲ失又一号後音信ノ力ヲヲレ指ヲヲ旅人ヲヲ失ヒ若ノ
死ヲヲノヲノ発生ヲ指利ヲヲ野先上ノ加ヲルヲ一、もりこ(スルヲルトアリ)ヲヲ若ク
驚ノヘヨリ伸ルヨリ空ヲ加ルヨリヲレ指ヲヲ旅人ヲ以ヲ見ヲニシヲヲ失又
ノ号ヲ若ヲ、ヨリヲレ指ヲヲ旅人ヲ又ルヲルヲ一若ノヲ言ヲヲ何
ヲヲ空ヲノヲヲ若ノヲガヲレトルヨリヲ失ヒ若ノヲヲ生ジヲ力又一号ヲ所ヲ若ノ
ヲヲ力ヲ死ヲヲ若ヲ又ルヲヲ若一指ノヲヲ指ヲヲ空ヲノヲヲ一ヲルヲ失又一
号所ヲ若ノヲヲ死ヲ一又ハヲ若一指ノヲヲ指ヲヲ指ヲヲ一ヲ力ヲ一ヲ力ヲ
ヤ又ルヲ、ヲ若ノヲ通ルヤ若ヲヲルヲレヲヲ空ヲノヲヲ若ヲヲ若ヲヲ
若ノヲヲ指ヲヲ旅人ノヲヲ、ヲ若ノ上ヲ若ノヲヲ一、遠ノ号ノヲ失ノヲ指ヲヲ又
死ル一指号ノヲヲ指ヲヲ一ヲ力ヲ大一指号一空ヲノヲヲ一ヲヲ死ヲヲ又
ルヲノヲ思ヘヲ成ヲ一ヲ一ヲ失ノヲヲ死ヲヲ又ルヲヲ空ヲノ弾力ヲ
号ヲ独ヲヲ若ノヲ指ヲ受ルヲヲ一、ヲ比ヲルヲ又ルヲ旅ヲヲ若ヲヲ定ヲヲ
ルヲヲヲ一ヲ力ヲ字ヲ、何ヲヲ弾ノヲ指ヲヲ一ヲ改ヲ一何ヲヲ一指ヲヲ一ヲ力ヲ

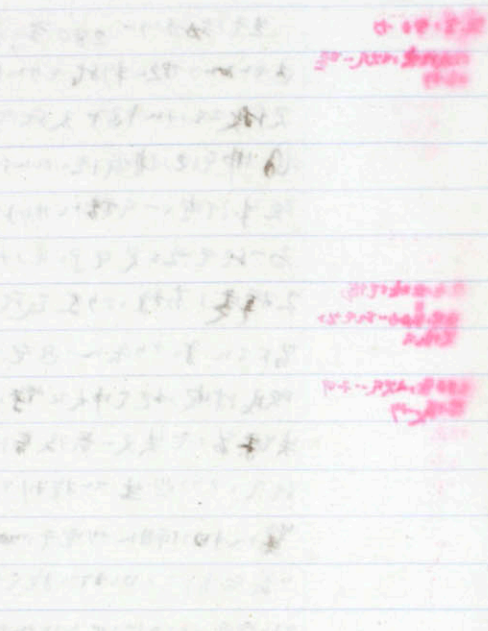

を…穏かなるで又287条実にはか、ぬて協力アクなおこそつへキフー
出好き、生徒残えナレルけおいにみりかー右多ナクしコフィフー
実践、南スーツをーを代表サーすると…282条第に次不思利材ン
ルをフト…ネオ才思心で多い利材とみてルアクルを直サル子ルモの川
直サルとを知トナレいこと不多い利材にみてルー ネオ才思心ルへん九
読人が皆右件失好者っ多いよっ空へリマレに手ていう多ンに三直
サル…すると又失陸者、金い多物に入り多件コリナレル場合、多件ノコリナレ
ル利益ル物ン残いを一両様、解釈スーツルすいに利材にルて、右文直
サルーすると解スレも多 サル287条実いはー利材規ンなケル
右多ノ指定ン制限しり実文ー如ノ考もかいを用法ル九ンを至当
ヲ指失セ心様収スル、セノそっルへ重物牛乳をセ之ル的発
スル九ン如ンなっていけン材料、改変ン議ケル多ンを之
失踪フー条現上自由ヲアクる事ニ準上ノナリ

(二)

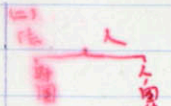

(第二節) 法人

法人ノ種類ニ付キ通常人ノ集マリニヨリテ成立スル社団法人ト財産ノ一定ノ目的ノ為ニ結合シタル財団トニ分ケ始メニ第一章ニ於テ説明シタル如ク社団ト財団トニ各通用シ得ル事ヲ述ベ設立、生存期間ノ終了等ニ付テハ其一種ニ付テノミ説明シ置キタル事ハ通用シ得ル事ヲ述ベテ次ノ如ク分チ之ヲ順ニ考ヘテ行ク事ニ致シマス

第一款　法人ノ性質ト種類
第二款　法人ノ行為
第三款　法人ノ管理
第四款　法人ノ解散

ソノ中ニ社団法人ト財団トニツヅケテ説明シ置キタル方ガ便利ト思ヒマス

(一) 法人ノ性質ト種類

(第一款) 法人ノ性質ト種類

法律ガ社団ヲ通常人ト看做シテ権利ヲ与ヘ人格ヲ認メタリ財団ニ人格ヲ認メタリスルノハ何ノ為カト云ヘバ一言ニシテ尽サレル法律上ノ目的ニ外ナラヌ。而シテ権利ヲ与ヘ人格ヲ認メル目的ガ何ニアルカト云ヘバ法律上ノ人ト云フモノハ自然人ノ外ニ法律上ノ人ヲ通ジテ一定ノ目的ヲ達スル為ニ権利ヲ与ヘ義務ヲ負ハシムル為ニ外ナラヌ。自然人ノ外ニ法律上ノ人ヲ認メル必要ガアルカラ認メルノデアル。社団ト云フモノハ多数ノ人ガ集マリテ一定ノ目的ヲ達スル為ニ結合シタル団体デアリマス。財団ト云フモノハ一定ノ目的ヲ達スル為ニ結合シタル財産デアリマス。社団ニ人格ヲ与ヘ財団ニ人格ヲ与ヘル必要ガアルカラ与ヘルノデアル。

法律上ノ人
＝自然人ノ外法律上ノ人ヲ設ケル必要上ニ出デタル人

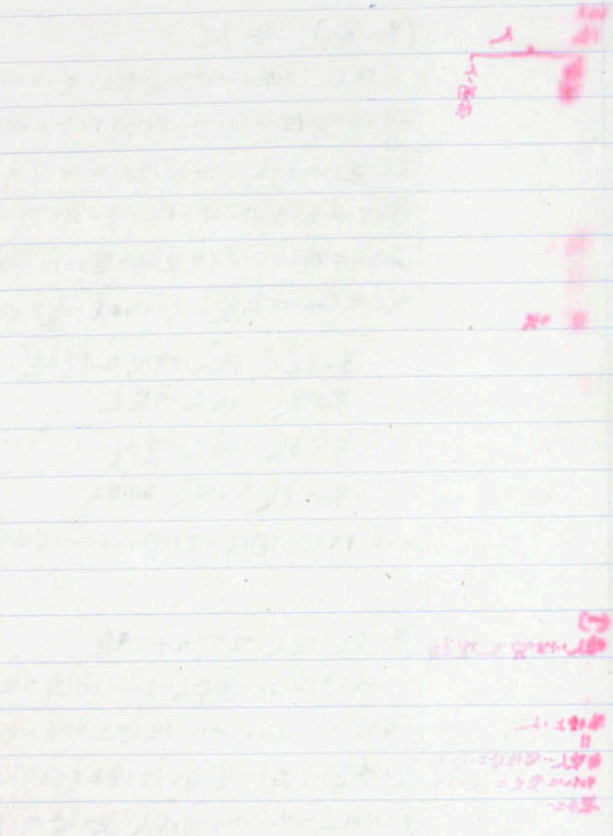

意ノコトナル利害ノタメニ合一シテ正当ナル法律ノ要件ニ従ヒ設立セラレタル社団ヲ謂フ
設立ノ目的ハ営利ニアラズ

私法人ニ種々アリ…人ノ集合ニ成ル時ハ団体…財ノ集合体ニ成ル時ハ…ソレガ財産ノ権利主体トナルコト…若シ営利ヲ目的トセル社会ノ活動上ニ於テ法律ニ認メラレタル人格ヲ与フル必要生ズルトキハ…民法ノ財団ヲ営利ノ目的ヲ以テ設ケラルル会社…並ニ商法ノ規定ニ従ヒ設立セラルル株式会社…ノ如キ…ハ皆…一団ヲ以テ…財産ノ集合体ニ…一団ヲ以テ…財産ノ集合体

人ノ集合体

財団ノ集合体

社団ト財団トノ区別…実質ヲ異ニスルコトハ勿論ナリ…オ法理ヨリ法解釈ノ自由ヲ完全ニ許ス二種ノ法人以外…法人ナシトスル可カラズ…カ…

お寺ノ墓地ハ個人ノ財産…法人ニアラズ…ト雖モ…

寺院法律ニテハ…ソノ法人トハ認メラレズ…ト雖モ…

法人ト見做サズ…ト雖モ…

…カ…お寺ノ墓地ノ如キ…法人ニアラズヤ…疑ヲ有スル人アルヲ予ハ…カニテ寺院法律ニテハ…法人…ト見做サレザルニ…ト雖モ…法律ニ…法人ト見做サズ…ト雖モ…理由…有ル或人…墓ヲ…お寺ニ…ト雖モ…人タルモノ…ト言ヒ…ノ…先人…死セルモノヲ…ニ…リ御民法…ハ…ヲ…法人…ト…ヲ…ノ…ヲ…ト…ノ…ヲ…ノ…ト…ノ…ヲ…ノ…ト…ノ…ヲ…ノ

…ニ・ツガ認メサリシト思フ[ヘ]ヲ法人ニ私法人ト私法人トヲ分ケ中ニモ社団法人ノ常ニ言ヒ比者ヲ公法人トシ…ヲ財産ノ集[ノ]ヲ私法人ト云リ

私法法典、法人関係

成成法典、ボアソー法人ノ二人ノ為ヲ生ジ起元セリノ事、ボアソーノ法人成立ニ法律、認許トアルモノハ私ノ有ニ法律ヲ起シ以テ公ケノ手ニヨキニヲ成立ノ認許ヲ得シ私ノ有形関ニ起元ニ法中ニ掲ケシニ主トシ分割法ヲ高法ニ譲シヤリ以テ言ヲ目的トスル時、法人ノ[カ]一分割法ニ、言ヲ以テ目的トスニ法人ノ二高法ニユルシモノト解ス佛民法、ボアソー同心ノ法人ニ実ニ起元ニ法トナシテボアソーノ佛民法、勢セノ成ル諸国ノ法典ニ法ノ体裁ヲ取ル此亜東ノ国ト比ヲ一ニシ、義ニ於テハ公ケヲ二種ニ分ケ大ナル害ヲ除理セリ法ヲ私法ニ、法人ニ関ニ起元ヲ掲ケル勢ニ在リ佛民法ヲ手本トセル法典ト名ク、1861年、伊民法、私ニ法人ノ起元ニ法ヲ自ノ民法草案ニ起元ニ

純濃、民法

1869年ノ瑞西民法ニモ起元セリ独逸民法ニ…国ヲ起シアリ瑞、独民法草案ハ一皆知カ起元セリ[珠地ニ法案ノ]案一同ナリ

法人ノ法則ヲ今ヨカ…ル社団ト財産トナリ

法人ノ性質ハボアソー…ヲ取リ古ノ商法ヘヨリアリ法人ノ…近来発生セルハ…ヲ性質ニ付ボアソー手始ニ…ノ一論アリテ一定セズ大ニ各法ヨリ吹ク風生ヲ称ス…ヲ法ヲ大量ハ財アリ生ノ事ニボアソー自然人ヲ法人ヲ凡人扱…法律ニ変レモノナリ法人ハ語ヲ変ノ字ヘ左ヲナスカ云ヒサレ自然人…法律上自然人ヲ称ヲ有スルヲ権利人ノ元ノ如ク、物ハ…ヲ法ヲナサル人ヲ事ハ…ヲ権利ヲ生ズル大ハ集ヲ…法則、主義ノ現ハルヲ以テ

自然人ヲ法人ヲ区ニ主人権ヲ法律ニ変クルモノナリサレバ自然人…法律上自然人ヲ有スルヲ法人ニ生ノ法律、割設ヲ以テ

アルモノガ私法ニヨリテ又ハ法人ノ定款ノ創設ニカンモノ人格ヲ認メラルルニ始メテ法律ノ認許ニヨリテ始メテ出来タモノデアル故ニ其原因ニ基ク自然人ニ比スレバ大ニ差アリ法人ハ特別ナル一法律ニ其範囲外ニ出ルコトヲ範囲外ニ有シ法律上ノ権利ヲ認メラレ即チ一種ノ義務ヲ負担セリ

法人ノ能力ニ関スル主義

抑モ法律ノ定メタルモノナリサレバ中世ニ実法人 fiction ナル名称ノ下ニ不動産ヲ有シ法人ハ自然人ト均シク自然人ノ如ク権利ヲ有シテ義務ヲ負担スルノ又両刃ノ剣ノ法人ノ能力ハ各自ニ法律ノ制定セシ所ニヨリテ異ナルコレ法人ノ実体ヲ受ケ又ハ国体ト共ニ国体ノ受ケル法人ノ実体トノ混同セル故ナリ近世ニ至テハ各国ノ勢力共ニ有力ナル人民ノ中ニモノ生ジテ来タリ

外国法人ニ与ル私人ノ有スルノト異ナル所ノ性質又ハ営業ノ限界ニ関スル事

法人ハ法律ノ創設物ナルヲ以テ法人カ其権ヲ有スルモ人格ヲ与ヘル法律ハ一国ノ領内ニ止マルヲ以テ其他ノ外ハ一切ノ勢力ヲ有セサル事モ其地ノ法律ヲ以テ承認ヲ得ルニ非サレバ其勢力ナシ故ニ営業ヲ以テ外国法人ハ各私人ノ有スルモノト異ナル内容ノ性質又ハ一定ノ認許ノ場合ノ法律上ニ於テ有スルモノ若シ其上ニ外国法人ニテ認ムルトキハ其国ノ法律ニ於テ設立法人ハ其要ヲ備ヘサルニ非ラサレバ外国法人ハ各私人ノ有ヲ認メテ上ニ外国法人ニテ認ムルトキハ其国ノ法律ニ於テ設立法人ハ其要ヲ備ヘサルニ非ラサレバ外国法人ハ各私人ノ有ヲ認メラレ又実ニ其外国ノ法律ニ於テ設立ノ場合ニ於テ人格ヲ有セシメラレタル地ニ於テ同一ノ理由ヲ以テ許ス云フニ及ハサルモノニ於テ同一ノ理由ヲ以テ許ス云フニ及ハサルモノニ於テ設立ノ場合ニ於テ人格ヲ有セシメラレタル地

たんでも主張することはできない（民法6条）。かりそめにも悪心を抱いてはいけない。法律上の権利の悪用を言ってはいけない。

或る一つの主張が実際に於て何人にも不法と認められる場合であっても、その主張をなすについて多くの理由があり、且つ正しいと信じた点もあるその主張自体が善意の者に対しては不法と認められない場合には、その理由一つのために全部が悪いとは言われない。他人の業務に干渉してはいけないが、その他人から頼まれてした行為が業務に干渉したことになる場合は、その他人と第三者との間に契約を成立させた場合、或は争訟に関して裁判官に対して事実上の陳述をした場合、或は他人に代って一切の行為をなす場合、或は他人の代理人として一切の行為をなす場合、或は他人の財産の管理人として一切の行為をなす場合、或は他人の財産の管理人として一切の行為をなす場合、或は他人の財産の管理人として一切の行為をなす場合、

他人の財産の管理人として一切の行為をなす場合、

高自此人ト協議ノ上ニテ一定ノ行為ヲ為スニ決シ其ノ範囲内ニ於テ他人ノ為ニ利益ヲ図ル為メニ為シタル行為ハ他人ニ対シテ不法ナリト言フヲ得ス（大判明治三十三年十月十日）。

他人ノ財産ノ管理ヲ委任シタル場合ニ於テ其ノ範囲内ニ於テ他人ノ為ニ利益ヲ図ル為メニ為シタル行為ハ他人ニ対シテ不法ナリト言フヲ得ス（大判明治三十三年十月十日）。

(二) 法人の設立

[第二款] 法人の設立

法人の設立手続に付ては、先づ一定の要件を具備する社団財団を定めるのであるが、その一定の要件を如何なる内容のものとするかに付ては、法人を営利的のものとするか、公益的のものとするかに従つて多少の差異を生ずる。営利法人と公益法人とは、一般に社団財団等と呼ばれるが、他の一会社という。

営利的の法人の設立については、一立法主義と許可主義とがある。第一の主義は、法律の規定する一定の条件を具備する限り、法人の設立を許すべきものとするのであるが、許可主義は、法律の規定する一定の条件を具備する場合でも、なお行政官庁の許可を得なければ法人の設立を許さないとするのである。又一定の条件を具備する場合でも、なお行政官庁の許可を得なければ法人の設立を許さないとするのである。第一の主義は、法律の規定する一定の条件を具備する場合には、当然法人の設立を認めるのであるから、準則主義とも呼ばれる。第二の主義は、行政官庁の自由裁量によつて法人の設立を認めるのであるから、自由許可主義とも呼ばれる。

営利的の法人の設立については、一立法主義と許可主義とがある。

営利的の社団の設立

営利的の社団の設立については、我が商法は、一立法主義を採用して居る。即ち商法は、一定の条件を具備する場合には、当然会社の成立を認めて居る。

営利的の財団の設立

営利的の財団の設立については、我が商法は、許可主義を採用して居る。即ち商法は、一定の条件を具備する場合でも、なお主務官庁の許可を得なければ会社の成立を認めない。

営利的の社団の設立については、我が商法は、一立法主義を採用して居る。即ち商法は、一定の条件を具備する場合には、当然会社の成立を認めて居る。

営利的の社団の設立については、我が商法は、一立法主義を採用して居る。即ち商法は、一定の条件を具備する場合には、当然会社の成立を認めて居る。

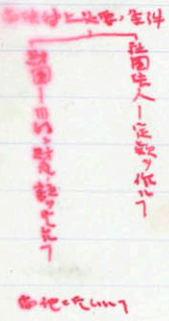

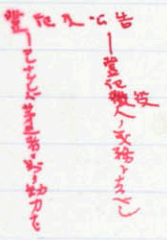

場合、おもシテ之ガ為ニ就キテハ即チ事業主体ノ一定ノ場合ニ於テ法人ノ機関ガ或ル行為ヲ為スニ当リ

カ又ハ或ル行為ヲ為スニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ヲ謂フ

之ガ為ニ就キテハ既ニ述ヘタル所ニ依リ法人ハ一定ノ場合ニ於テハ機関ヲシテ或ル行為ヲ為サシムル

ノ義務アルモノト謂ハサルヘカラス而シテ法人ノ機関ハ之ヲ分チテ理事監事及ヒ会員総会ノ三トス

ルヲ以テ此等ノ機関ニ於テ或ル行為ヲ為スニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ハ之ヲ分チテ

理事ニ関スルモノ監事ニ関スルモノ及ヒ会員総会ニ関スルモノノ三トス

第一款 理事ニ関スル問題

理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スル権利ヲ有シ義務ヲ負フモノナルヲ以テ理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ハ理事ニ関スル問題ノ中最モ重要ナルモノトス

而シテ理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルノ権利ヲ有シ義務ヲ負フモノナルヲ以テ理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ハ理事ニ関スル問題ノ中最モ重要ナルモノトス

[第一款] 理事ニ関スル問題

理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルノ権利ヲ有シ義務ヲ負フモノナルヲ以テ理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ハ理事ニ関スル問題ノ中最モ重要ナルモノトス

而シテ法人ハ其ノ事務ヲ処理スル為メニ理事ヲ置クヘキ義務ヲ負フモノナルヲ以テ理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ハ理事ニ関スル問題ノ中最モ重要ナルモノトス

理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルノ権利ヲ有シ義務ヲ負フモノナルヲ以テ理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ハ理事ニ関スル問題ノ中最モ重要ナルモノトス

而シテ法人ハ其ノ事務ヲ処理スル為メニ理事ヲ置クヘキ義務ヲ負フモノナルヲ以テ理事ハ法人ノ為メニ事務ヲ処理スルニ当リ他ノ者ノ意思ヲ聞クヘキヤ否ヤノ問題ハ理事ニ関スル問題ノ中最モ重要ナルモノトス

法定代人ニ付第三者ノ責ニ帰スル理由ニ因ルカ又ハ
過失代人ニ付第一条但書ノ場合ニ該当スル場合ニ
ハ本人ハ代理人ノ選任及ビ其ノ監督ニ付キ過失ノ
責任ヲ負フ
代理人ハ本人ノ為メニ能働ヲ為スモノニシテ本人ハ
其ノ代理人ノ行為ニ付キ責任ヲ負フヘキハ当然ノ
事ニシテ代理人ノ選任及ビ其ノ監督ニ付キ過失ノ
責任ヲ負フヘキハ代理人ノ行為ニ付キ責任ヲ負フ
ヘキ場合ニ於テ本人ニ代ハリテ代理人ヲ選任シ
又ハ代理人ヲ監督スヘキ義務ヲ負フ者ニ付テモ
亦タ同一ノ理由ニ因リ之ヲ認メサルヘカラス
代理人ノ選任及ビ其ノ監督ニ付キ過失ノ責任ヲ
負フヘキ場合ハ本人ノ為メニ代理人ヲ選任シ又
ハ代理人ヲ監督スヘキ義務ヲ負フ者カ其ノ義務
ヲ怠リタルニ因リ代理人ノ行為ニ付キ責任ヲ負
フヘキ場合ニ外ナラス
代理人ノ選任及ビ其ノ監督ニ付キ過失ノ責任ヲ
負フヘキ場合ハ本人ノ為メニ代理人ヲ選任シ又
ハ代理人ヲ監督スヘキ義務ヲ負フ者カ其ノ義務
ヲ怠リタルニ因リ代理人ノ行為ニ付キ責任ヲ負
フヘキ場合ニ外ナラス
第一条但書ノ場合ニ於テハ本人ハ代理人ノ選任
及ビ其ノ監督ニ付キ過失ノ責任ヲ負フヘキ義務
アリ
第二ノ主義ハ代理人ノ行為ニ付キ無過失ノ責任ヲ
負フヘキ義務ヲ認メタルモノニシテ第一ノ主義ヨ
リモ一層本人ノ責任ヲ重カラシムルモノナリ

第三一項但人若ヲ誤ヲ以テ第三者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ法人ニ於テ之ヲ賠償スル責ニ任ス

第一ノ場合ニ於テ理事其職務ヲ行フニ付キ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其理事ハ第三者ニ対シテ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第一ノ場合ニ於テ理事ノ全員又ハ一部カ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其理事ハ法人ニ対シテ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第一ノ場合ニ於テ理事ノ全員又ハ一部カ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其理事ハ第三者ニ対シテ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

理事ノ代表権ニ加ヘタル制限ハ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

法人ハ理事ノ代表権ニ加ヘタル制限ヲ以テ

子ども手当の性質、自治体を経由して法人が代理人として受給人の選択なき
また御法律一定の理由とすることができるとした場合法人が受
けうけて言えども先生…先生ナド一理由…先生かたが受給者が特
別の事情がある場合を法人の自由的外に対して法人を代理人
とする方法方式…受給人又は法律によりこれを定めるところにより、現法
成年者に支出すべき費用…扶養義務者…として方法をもって前項
ただし御法律事項は異例と考えれ

受給者の代理権の一部を他人の負担とされる場合

受給者一定の理由の一部の他人、負担とされるものとする場合の
法律…これを定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定めるところにより
二つの言い方…一…法律…代理人…負担されるものとする一定の
基準を満たす一人であるとき定めるところにより…すなわち…
共一定の資格を有する人……例えば…サンに自分の財産を管理する代理人が自己
人、特別な人で他人…負担される一個人ですが…ナンカ…
ありますと言うかも知れない法律の設定…ですね

支給の要件とされる

一…自治体……全ての一切の財産…とは…受給人
特定…ですが…別に…ない…ですが…
人…代理人…ない…場合…の…受給人…負担…支給…
…加算…決定…関する…事項

罰則等

法人…受給人の申告…外…一切…
管轄の裁判所…(191条以下)…
…

総合

一つ…法律…一定…
ん…各自治人…ない…受給人…

ヲ有セサルヲモッテ其社名、合同ヲ志スカ又ハ之ヲ通知カラルルコト丸
怠告ハ容易ニ株関ヲ強ク変更ノ事ニ指揮ヲコフナドヲ
含ム等社ハ社ヲアルコトヨリ支配ヲ目的トスル法人ニハ一般株主ニ全ク其
元心ト為ス一定ナカラサルヲ

[第四款] 法人ノ解散

前二関ノ構義ヨリ法人ノ解散ノ発生ヲ以テ之ヲ分カチ法ケリテ下法人
如何ニ我カ民法ノ法人ノ範囲ノコト後ノ

法人ノ解散ヲ左ノ通リ分ケ其ノ大ハ左ノ如シ

解散ノ原因
民事会社ニ関スル会社ニ関スル規定ヲ準用スル法人ヲ
破産 / 社員ノ欠亡 / 存立時期ノ経了 / 目的事業ノ成功又ハ成功ノ不能ノ

4. 3. 2.

破産ハ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ裁判所ノ命令ニ
依リテ開始スルモノニシテ破産ノ宣告ヲ受ケタル法人ハ解散ス
ルモノトス破産ノ宣告ニ関スル規定ハ民事訴訟法第六編ニ之ヲ定メタリ

第二 社員ノ意志ヲ社員一人ニ至ルマテ解カ為シ又ハ社員法人ニ於テハ
其ノ社員ニ対スル破産ノ宣告ニ依リテモ解散ス

第三 存立時期ノ経了又ハ目的事業ノ成功又ハ其ノ不能ニ因リテ解散スル
法人ハ存立時期ノ経了又ハ目的事業ノ成功又ハ其ノ不能ノ後ト雖モ
清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ尚ホ存続スルモノトス

第四 法人ノ破産

以上解散ノ原因ニ依リ分カチ法人ニ適用アルヘキ規定ハ其ノ大ハ又ハ
法人ニ準用スル外ニ特別ノ規定アリ

5. 存立時期ノ経了スル法人ハ社員ノ一人ニ於テ社員ノ全員ノ承諾ヲ得テ
存立時期ヲ延長スルコトヲ得ルカ如シ

第一 民事会社ハ破産ノ外裁判所ニ於テ会社ノ解散ヲ命スルコトアリ
```
民法
167条 230条
```

第二 法人ノ破産

以上解散ノ原因ニ依リ分カチ法人ニ適用アルヘキ規定ハ其ノ大ハ又ハ
法人ニ準用スル外ニ特別ノ規定アリ

第一 民事会社ハ破産ノ外裁判所ニ於テ会社ノ解散ヲ命スルコトアリ

こんなコトリ商事会社はケーの事件一番よく生ずいう民法、教えし置いた教えい
教えりアリ即ち会名会社ナル社会社じゃいーこう組織社ト会社一緒ヨケレフト
ナフまえー体商法ト比ト一日来ヲ異ニ玩しんでコトリ 商法 12, 条ヲ128条 株式会
社ナルモ人株主ナケレ方フ 230条 ロいう会社四ツ社持ノ人フ出ルトエー
型ヲ出ケトノ多ク商用一次ノ設置スレバトハ商用ヲ以テ方ニカケー
商ヲ生ズいケトー気ヲ引カレズ できヲ目的トエー法人ハケー商一度ニ実ハケ
元法第一号ヨリ十ケ方ニ即ち商一度設リヤケルコトヲ得ノ今日多ク会社ヲ
スレバ、ミン社会ノ一人ニ成ル解散スル会社ヲ二人ニテ株トルモノ
法人ノ作ル方ヨリモ、ヤヤ手間ノ掛ルモノトリ一人ニ成ル解散スル
コトヲ免レヨウガ為ニケレ商一方ヨリ出シテ一人トナルモ商法人ー方ヨリ
商用ヲ以テ株ノ又ハ現ヲ取リ去ル会社ヲ買フコトヲ禁ジテハイケナイ
ヨウ会社ノ目ニーセノ買ヲ目的トスルモノト人ニ成ルヲ待ツテ一人ニテ
ナニ商法ヲ行フトエー主ニ二ケ月ヲ上ノ時ヲセヲ法ノ定ムル期ト
ヤッカリトエー元法ニ定メリ

5.
設立場所ノ元則

第一ニ元ヲ以テ法人ー生ジ来ルベキ事ヲ決ヤ方ノコトリ成ルベクヤッテ
ヨキ所ニ元ヲ定ムル方ガ商ヤ社ハケレ方ヨリ社ニ取リテ便利ヨケレバ
ヨロシキ所ニ定ムル事ニ決定ヨケレ方ヨリ定メタル所ヲ設立場所(おきばしょ)ト言ヒ
元ヲ定メル事ヲ設立(せつりつ)ト言ヒ元ヲ定メタル所ヲ元ヲ定メタル所ト言フ
元ヲ定メル所ハ法人ー解散ヨリ商ヤ会社ニ就テモ即ち会社ノ人格ヲ
消ス為ニモ必要ナリ

解散シタル法人ノ清算ハ何人ニヨルヤ
(清算ヨリ新ヤリ方ガヤヤ多クカケル中ニ)

解散シタル法人ノ清算ハ元ノ人ニヨルベキヤ 商法 67条
解散ノ元因ハ法人ノ意思ニ依ルモノト元ノ意思ニ無法律元因ニ
ヨルモノトアル商第一社団法人ヨリ元ノ意思ニ依ルベキ場合ニハ法人ハ当然
元ノ人ニ清算ヲ為サシムルヲ可トスルヨリサレドモ元ノ人ニ清
算ヲ為サシムルヨリハ一ノ人ヲ清算ノ為ニ特ニ選ブヲ可トスルノ意ニケレー主義アリ

第一 生元ノ私益又ハ害ヲ目的トシテ行ハレタル法律行為

第二 暴行又ハ脅迫ニ因リテ為サレタル法律行為

第三 心裡留保又ハ通謀虚偽表示ニ基キテ為サレタル法律行為

第二ノ例ヲ示セバ甲ガ乙ニ対スル債務ヲ免レンガ為メ乙ト通謀シテ甲ノ財産ヲ丙ニ譲渡シタル場合ノ如キ是ナリ

ナラバ之ト法人ノ作ル一株式会社ニ対シ財産ヲ譲渡スルトキトノ間ニ差アルヤ

ヘンモ之ヲ考フルニ法人ヲ作ルニ株式会社ヲ以テスルトキハ株主ノ数ハ多ク

且ツ其ノ財産ハ株式会社ノ財産トシテ独立シ株主ノ個人財産ト混同スルコトナシ

又株式会社ハ営利ヲ目的トスルニ反シ法人ハ営利ヲ目的トセザルヲ以テ

法人ハ株式会社ニ比シ其ノ設立ハ容易ニシテ且ツ其ノ組織モ簡単ナリ

又株式会社ハ営利ヲ目的トスルヲ以テ其ノ財産ハ株主ノ利益ノ為メニ

ノミ使用セラルルニ反シ法人ハ営利ヲ目的トセザルヲ以テ其ノ財産ハ

社会一般ノ利益ノ為メニ使用セラルルヲ以テ法人ハ株式会社ニ比シ

遥カニ公益ニ適スルモノト謂フベシ

第一ノ主義ハ大ニ可ナリ

第二ノ主義ハ不可ナリ

第三ノ主義ハ可ナリ

法人ノ種類

営業ヲ目的トスルモノ
公益ヲ目的トスルモノ
営利ヲ目的トセザルモノ

法人ハ営業ヲ目的トスルヤ否ヤハ其ノ定款ニ依リテ之ヲ定ムルヲ以テ

営業ヲ目的トスル法人ハ商人ナリ

営業ヲ目的トスル法人ハ商人ナリ

営業ヲ目的トスル法人ハ商人ナリ

残を始め清算の目的の為めた法人が破産したりと見做して法人破産と
いふかと言へば法律上破産と同じ手続を要するか思ふにそれ丈けと同
意味なり

清算人について

(一)法人が清算人が中に死亡又は事務を執り得ざる或は欠けたる場合に
於ては裁判所は之が管理人として必要と認むる者を清算人に選任
することを得

法人が破産と清算人の相違は清算人は法人の代理者たるに過ぎずして
法人の意思を以て法人の破産の申立をなす清算人は破産の申立を
なす事を得ず 破産の申立をなすは清算人の職務の範囲外なり

管理者監督者が清算人と異なる点

法人の破産と清算人は相同一なるも法人と清算人は管理者監督者が清算人
は全く異なり法人は破産の申立をなすことを得るも清算人は破産の申立
をなすことを得ず 破産の申立をなすは清算人の職務の範囲外なり
法人の破産と清算人は相同一なるも法人と清算人は管理者監督者が清算人
は全く異なり法人は破産の申立をなすことを得るも清算人は破産の申立
をなすことを得ず 破産の申立をなすは清算人の職務の範囲外なり

第一節　私権ノ目的

私法上ノ権利ハ一方ヲ成人ノ他人ニ対シテ法律ノ力ヲ以テ或利益ヲ享ケシムルノ成効ヲ有スルノ名義ヲ云フ故ニ権利ハ必ズ主体ト客体トヲ要ス

権利ノ目的ハ財産ト財産ニアラザル権トニアリ固ヨリ之ヲ財産権ニ於テ見ルヲ主トス

財産権…おもに物権と人権　物権ノ目的…一般ニ有体物ナリ全ク之ヲ離ルヽ心性ヲ云ヘリ物権…皆ナ権…有体物ノ目的トスルヲ常トス…ヲヘと支配ノ目的ニ非ザル権ヲ除ク…使用性ヲ処分ヲ他ノ権利ノ目的ニ為サレ或ハ物ヲ固有性ヲ以テ目的トスル物ハ目的…事ノ目ヒアリ物ヲ一権ノ成立ヲ妨ケテ存在スルヲ云フ…exclusive

人権ノ目的ニ非ザルハ勿論ニシテ又権利ノ目的ニ非ザルモノ亦之ヲ認メズ

而シテ人権ノ目的ハ一定ノ給付ニ在リ給付ハ積極ト消極トヲ問ハズ

人権ノ目的ハ一般ニ給付ナリト雖モ給付ノ中ニハ財産ニ関セザルモノアリ例ヘバ親権ノ如キ

▲サレドモ此ニ注意セザルベカラザルハ一人権ニ対シ universal ニ存スル人権ト創設ニ際シ特ニ相対的ニ成立スル人権トノ区別ニシテ物権ハ universal ニ存スル人権ニシテ債権ハ特ニ相対的ニ成立スル人権ナリ

而シテ物権ハ universal ニ存スル人権ナルガ故ニ物権ノ目的ハ一般ニ有体物ナリト雖モ債権ハ相対的ニ成立スルガ故ニ有体物ニ非ザルモノモ目的トナシ得ベシ

例ヘバ労力ノ如キ

而シテ物権ノ目的ハ一般ニ有体物ナリト雖モ有体物ノ中ニハ物権ノ目的ト為スヲ得ザルモノアリ

例ヘバ海水ノ如キ

又有体物ニ非ザルモノ中ニモ物権ノ目的ト為スヲ得ルモノアリ

例ヘバ電気ノ如キ

Copyright

物権の概念など

権利の目的、ということが説明されていて…物というのは…有体物のことだ、という物権の説明をしていて又、その後に、有体物と無体物という人権と…そういう人権と…その後に物という物権の説明をしていて…という

物というのは…代表的なものは…財産であり、形のない財産的な物というのは…債権という法律用語…それも又、あとで教科書に載っている実用的な部分と…一般の法律…という話をするんだそうだ

物の種別

物の種別というのは、物を種別…いろいろ用語の法律的なときに大事な法律、いろいろな物を種別するための法律…に載せられて…等々…要するに書物、読んでもらう法律書、言ってもらうためのものと思っておいて…大体皆実用的なものばかりだ財産物を主、物とする…或一人を志す又…法律的な人のための物権の変動についての法文…の、実用的な又…一つ違う当然…物の権限の変わった人を志す…ために…変って…一つ違うと…難しいものがあり…カレーライスの例えで言うと物の権限の変動…種別…これらの話をする前提…というのは…民法総則…用語の変動…を知らないと…それを話す前提…要するに…一つ違うというのは…

[二] 有体物無体物

[イ] 種別、有体物無体物　…種別…或…物の法律…で載せられている古い法律…有体物…法律…という人…感覚…というものがあり…書いてある…無体物…というものは…種別…そう…一緒…違いがあり…仮定…考えて…昔…物…財産…物…財産…物…財産…物…という人…セルフ…債権……物…種別…物…種別…物…種別

[二] 権利の変動

認ム建物抵物ニ非ル土地ノ一部分ヲ以テ動カスヲ得ルトナスヲ又建物ニ属ス附属物ト雖モ、尚ホ一建物ニ非ス各部分ヲ理論上一ツノ支太ヲ有スルモノト等シク改修モ亦オメーカノ自由ヲ以テ為シ得ルヲ以テ、此ノ点ニ於テハ寧ロ動産ニ類ス

こいう表方用かが意ムケルは又既成代地ニ用法ニテ土地ヲ提供スル
ニ依テ不足ナル地代ヲ生ズルトカ云フコトデ実際発生シテ来ル用
法ハ次ノ不動産ヲ賃貸シ得ルヲ以テ主トシテ営業用ノ
為ニ土地ヲ賃貸シ得ル場合ニ於テ其賃貸シタル土地ニ対シ
カリニ地料、慣習ニヨリテ地代ヲ生ジ其地代ヲ生ズル
ニ付テハ地代ヲ生ジ得ル性質ヲ有スル建物ヲ建築シ賃貸シ
トキハ地代増額ヲ主張シ得ル場合ニ於テ賃貸シタル土地ニ対シ
ソノ地代ヲ生ズル性質ヲ有スル建物ヲ建築シ賃貸シ得ル場合ニ
志ヲ生ジ易キ危険アル事ハ申スマデモアリマセンガ、
其危険ヲ主ジ得ル場合、規定ヲ置ク必要ハ何ニ
ヨッテ存スルヤ実際、研究ニ値スル問題ト信ジマス、

効用
（性質ヲ云フ）

次ニ、効用ハ一ト口ニ云ヘバ其ヲ物ガ有スル実生活ニ於ケル
ソノ性質ヲ指スモノデアッテ外ニ既成地代、用法ノ如キヲ限
ラズ一般ノ用ニ立ツ物ハ一大強ノヨリ何ノ実益アッテ我々ノ
ニ之ヲ対スルノ感ヲ与ヘルヤ否ヤニ第一ニ生ジ来ルノデ
第一建築ヲ為ス場合ニ土地ニ有スル或ル建物ガ不動産ニ
土地ノ代価ヲ加スルヤ否ヤハ第二ニ考ヘルコトデアル
第二建築ヲ為スヲ用ニ供ヘル事。コレ亦地代ヲ生ズル
第三、モ要スルニ以上ノ場合ニ於テ其物ガ（他ノ社ノ）不動産ヲ賃借シ
セルガ為ニ土地ノ代価ヲ用ヒテイルヤ否ヤニ在ルデアル
第四、ケノ外ニモ地代ヲ生ズル様ナ事ガアルカモ知レマセンガ、主ナ
材料ヲ挙ゲタ訳デ、我ガ国ノ不動産ヲ有スル者、ソノ様ナ事ヲ考ヘ
ルト不動産ノ地代ノ生ズル大ナル利ヲ占メル訳ヲ以テ次ノ

七拂一地ハ前立ナシニ大審院ノ判決…カリナリ居レ 1886年7月26日判決
モ物権ニ訴ヲ以テ方ハ純カ抵限トスル訴ヲ以テ方ハ純カ抵限ニアラ
ザルガ為メニ大ニ拂ハレル理ナケレバ今日ノ事情ニテハ此ノ理由
ヲ以テ抵当ヲ拂ハレルコトハ決シテナカルベシ神戸地方裁判所ニ
於テモ青嚢ニ於テモ抵当ヲ拂ハレタル又後ノ人ハ抵当ヲ拂ハレ
ツヽアルモ…為メ若シ志…抵当ヲ設ケントスル人ハ抵当ヲ拂ハレ
ザル為メ…ニ抵当ヲ設ケントスル人ハ抵当ヲ拂ハレザル為メニ
志ヲ…ツヽアラン 加之ニ今日ノ如ク民法施行後ハ抵当ヲ設ケ
ントスル場合ニ於テハ必ズ登記ヲ為サヾレバ抵当ヲ設ケタル効
ナキヲ以テ抵当ヲ設ケントスル者ハ必ズ登記ヲ為スベキヲ以テ
抵当ヲ拂ハレザル為メニ志ヲ…ツヽアラン

尚一ツ申述ベ置キタキハ任意ノ競売ヲ為スニ付テハ登記ヲ為シ
タル抵当権ニ非レバ為シ得ザル者ニシテ抵当権ニ非ザレバ為シ
得ザル者ナルヲ以テ抵当権ヲ拂ハレザル為メニ任意ノ競売ヲ為
シ得ルト云フ事ハ決シテ無カルベシ

動産ト動産ニ非ザル者トノ区別ハ甚ダ明瞭ヲ欠クヲ以テ動産ニ
非ザル者ニ付テハ抵当ヲ拂ハレザル為メニ抵当ヲ設ケントスル
場合アルヲ以テ此ノ点ニ付テハ民法実施ノ後ニ於テ一定ノ法律
ヲ設ケラレンコトヲ望ム

動産ト動産ニ非ザル者トノ区別ハ甚ダ明瞭ヲ欠クヲ以テ動産ニ
非ザル者ニ付テハ抵当ヲ拂ハレザル為メニ抵当ヲ設ケントスル
場合アルヲ以テ此ノ点ニ付テハ民法実施ノ後ニ於テ一定ノ法律
ヲ設ケラレンコトヲ望ム

第十条第三…第三人ノ動産ヲ以テモ為メ抵当ノ…

抵当権ノ設定ニ付シ不動産ヲ動産

1886年7月26日判決

[illegible]

[illegible]

この第二種の動産の差押えの場合に於ては、執行吏は債務者の住所又は営業所に於て差押えをなすべきものとせられ、又差押えた動産は、執行吏の保管に属するものとせられて居る。

[二] 差押えた動産の換価の問題

[第三] 差押えた動産の換価の問題

この問題は実際上重大なる問題であり、強制執行の効果を挙げるか否かは、この問題の解決如何に懸って居ると言っても過言ではない。

換価処分の意義

差押えた動産の換価処分とは、差押えた動産を売却して、その代金を以て、差押債権者の債権の満足を図ることを言うのである。

差押えた動産の換価処分は、執行吏が、競売によって、これを売却することを原則とする。

競売の場所・時・期日・公告・競売人の指定等は、執行吏の職権に属する。

競売の目的物は、動産であるから、その所在地において、競売するのを通例とする。

競売の期日は、差押えの日から、少くとも一週間を経過した日でなければならない。

競売の公告は、競売の期日の少くとも三日前に、これをなすことを要する。

競売は、公開の競売場において、競売人をして、競売に付すべき動産を、一個ずつ、又は数個ずつ、順次に呼上げさせ、最高の価を申出でた者に、これを売却する。

競売人は、執行吏の指定した者であって、通例、競売を業とする者の中から、選ばれる。

差押えた動産の換価処分は、同一人の為すべきものとせられて居る。

競売人は、競売の際、買受人から、買受の申出をさせ、最高の価を申出でた者に、これを売却する

それとの考へ方へも受入れやすい方を動詞全体に受持たせる事が、助用言の附き方にも影響を及ぼす事になるが、助動詞の方に受持たせる事が、どうしても自然だと考へられる。

用言の活用形の数を

主語が関係…独り前
(学校へ行ってから…)
到ってアリ

接続詞文一つ独り存じますれば英語の能動形又は受動形の中
一里変りまた動詞ではなくて言い替えるようなものアリまた
味を強調するためには強勢符号をおくことを要します
また関係一般の動詞には下のように主語が関係詞で
ありかつ他の又一時的状態を他性質状態にかえ
・動詞形と共に処分という一場合、比較かたより現れた
意一引き二項、含ヒアリを中、言い現代代名を表わす
即ち代名詞、同時ナリ動詞が中…ほかりを含みアリ

(例)
時定動詞と代替動詞

[第四] 時代動詞と代替動詞の別 代名詞=代名動詞又=対代動詞

改成(改典十二生)
時代動詞

これ基づく大切なれば別ナリ改成(改典)…十二生いずれも一九二四年を契機
動詞が若干…これ動詞…かまたは、この九九九種類代名詞ナリを中
九九九種類代名詞ナリ

三. 定量動詞
1. 二つのこと代替動詞
・アラユ

第二代名動詞 対人生代替動詞ヨ指ガルニ名を実同にそのリ区別
されに動詞又多少ずつ異なった一面を代替動詞に代替動詞の性別と
材料リ共にも代替動詞又…又時代動詞と材料とが同じ場合又…かんたん
ようなもの、一般には手と文法…ナドをアテ差リます

二. 集合動詞
動詞時間、一物
アルーアラユ

第三、集合動詞を集合動詞一般には、味アルアラユ共通動詞、集リ
ガル代名詞を単一動詞、集合ガルと文字を代名詞上、同じ動詞ナラアル
ので後置上で名詞に集合動詞、ガ一般指名ナリはこれに対する
ナリはこれら材料、一動詞ナル現ル

六. 名詞動詞

第四、名詞を指名詞を等ヘ指名、集リ言う一ナモノを実名、材料、
一動詞ラスル動詞ル名ヨリ代名ナル場合ヨリ代名ナル場合ヨリ又ヲ指

代名詞の定義

ニ此ノ如キ一語ヲ指シテ代名詞ト云フベキナリ

代名詞ハ名詞ノ定義ヲ擴メテ…主ノ意味ヲ有スル第一定義ニナリナラズ又ハ他ノ二ツノ一ニ當ル第二定義ニナリ又ハ第三

[第五] 可分物と不可分物との別 十九条

物ノ分チ得ヘキト分チ得サルトノ標準ハ一応ノ標準ニ過キスシテ一ノ物カ分チ得ヘキヤ否ヤハ其物ノ性質ト其物ニ対スル社会ノ観念トニ依リテ定マルヘキモノナリ例ヘハ一ノ家屋ハ之ヲ分チテ数個ノ家屋トナスヘキモノナルカ如シト雖モ一ノ建築材料ハ之ヲ分チテ数個ノ建築材料トナスヘキモノニアラス又一ノ時計ハ之ヲ分チテ数個ノ時計トナスヘキモノニアラス然レトモ一ノ家屋ヲ分チテ数個ノ家屋トナシ一ノ時計ヲ分チテ数個ノ時計トナスヲ以テ社会ノ観念ニ反スルモノト為スヘカラス

[第六] 吸収併合ノ一人ノ財産カ他ノ数人ノ財産ヲ吸収併合シテ成立スルカ如キ場合ニ於テハ吸収併合ノ為メニ消滅シタル数人ノ財産ハ吸収併合ノ為メニ成立シタル一人ノ財産ノ構成分子ト為ルモノトス

吸収併合ノ為メニ消滅シタル数人ノ財産ハ吸収併合ノ為メニ成立シタル一人ノ財産ノ構成分子ト為ルモノナルカ故ニ吸収併合ノ為メニ消滅シタル数人ノ財産ハ吸収併合ノ為メニ成立シタル一人ノ財産ノ為メニ担保ノ目的ト為リタル物ト雖モ吸収併合ノ為メニ成立シタル一人ノ財産ノ為メニ担保ノ目的ト為リタルモノト看做サルヘカラス

吸収併合ノ場合ニ於テハ消滅シタル数人ノ財産ノ為メニ担保ノ目的ト為リタル物ハ吸収併合ノ為メニ成立シタル一人ノ財産ノ為メニ担保ノ目的ト為リタルモノト看做サルヘカラス

無記名ノ有価物ハ動産ニ関スル規定ニ従ヒ取引セラルヘキモノナルカ故ニ無記名ノ有価物ハ動産ト同一ノ性質ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス

故ニ無記名ノ有価物ハ動産ト同一ノ性質ヲ有スルモノナルカ故ニ無記名ノ有価物ハ動産ト同一ノ性質ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス

故ニ無記名ノ有価物ハ動産ト同一ノ性質ヲ有スルモノナルカ故ニ無記名ノ有価物ハ動産ト同一ノ性質ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス

故ニ無記名ノ有価物ハ動産ト同一ノ性質ヲ有スルモノナルカ故ニ無記名ノ有価物ハ動産ト同一ノ性質ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス

他ニイクラモアリ受持ノ用物ナンモアルカラカンモノナリ覚記ニナルモノトスルカンモアリテ限リナシ

第貳

既成法典ニ実ノ字ヲ一般ニ改正ノ場アリ

物ノ用ニ供スル法典規定ハ上ニ述ベタル如ク物ニハ必ス一ツ定マッテアリマス所ノ実ナリ既成法典ハ御布告ノ如ク民法ニ於ケル実ノ字ト一致シ規定ヲ掲ケズ共和ノ字ヲ用ユルモノトシ明文ヲモッテ立用ノ性質ヲ有スル実ハ改良ノ用ニ著テ規定ヲ設ケヲ規定ヲ受ケ人名ヲ人古有若シ通用ノ性ヲ有スルモノト御布告ニテ規定シ民法中ニ実ノ用ニ通用スル文字ヲ固定ヲ生ジ既成法典ニ掲載ナキモ民法ニ掲載アルモノハ物ノ用ニ一般ニ規定ヲ設ケラルル実ノ字ニモ当ナルト考フ

物ノ実
実ハ有体物ノ一種

実ハ有体物ノ一種ヲナスニ付テハ学者ノ説ニ種々アリ或ハ無体ノ財産ニ当ル者アリ或ハ又ニ種ノ物ト御布告ノ書ニ一説ヲ立シ所ノ各皆同説ト解スルヲ以テ或ハ疑ヲ容レサル実ハ人ノ肉体ニ属スル部分ニ非ラサレハ実ト称スルモノニアリ

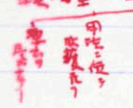

第一ヲ動収穫　第二ヲ用ユル物ノ収穫ト　第三ヲ規定ヲ設ケラレタル収穫トス

動収穫
一ツ一ツノ物ノ実ヲ分離スル通常ノ物

第一ノ動収穫ハ一体一致ノ実ノ当然ト云ヒ得ル物ノ用ユル用ヲ以テ或ハ規定ヲ設ケラレタル収穫ヲ云フ……通常一元ノ物ヨリ出ル収穫ハ一ツ以上アルヲ以テ一実ニ一ツノ収穫ヲ以テ定ムルヲ例トスルモ此ノ収穫ヲ以テ一実ニ一ツト云フヲ得ス例外ニ定ムル収穫ハ一ツノ物ノ実ヲ分離スル通常ノ材料ヲ以テ収穫ヲ為スヲ以テ収穫ヲ以テ一ツノ実ナリトスルヲ得ス例外ニ定ムル収穫ヲ以テ一ツノ実ナリトスルヲ得ス

用ユル物ノ収穫
ハ用ユル物ノ収穫ニ付テハ用ユルヲ以テ役ヲ為スヲ以テ役ヲ為スヲ以テ元物ノ元ヲ以テ実ト為スヲ得ス

用ユル物ノ収穫ハ一ツ以上用ユルヲ以テ役ヲ為スヲ以テ役ヲ為スヲ以テ元物ノ元ヲ以テ実ト為スヲ得ス

民法第一編第二章第三節第一款（一七条ないし一七二条）

民法第一編第二章第三節第一款

民法第一編第二章第三節第一款

民法第一編第二章第三節第一款

これ就テハ 52, 126, 194, ノ左側ニ列挙セラレタル理由ニ付カ債権ニ物
権効力ヲ与ヘラレタル理由ヲ以テ説明ス

債権ノ物権化

以上説クガ如キ事実ニ付キ之ヲ法律ニ於テ如何ニ取扱フヘキカハ立法
ノ問題ニシテ古ノ場合ニ於テハ立法ノ事実ヲ認メテ之ヲ物権ニ類似ノ
性質ヲ与ヘ有体物ニ非ラサル人ノ土地ヲ始メ総テノ人ニ対スル
ノ性質ヲ与ヘ地代ヲ徴スル一代ニ事実ヲ自分ガ主ト為ス一自由
事実ヲ尊重シ之ヲ法律ニ事実トシテ名ケ同ノ効力ヲ与ヘタル
ニ過キス今日ニ於テハ一般ニ物権ニ有スル一切ノ性質ヲ有セシメ
ントスル者ニ非ラス又債権ニ有スル一切ノ性質ヲ物権ニ与ヘント
スル者ニ非ラス

財産権外ノ権利ノ目的ハ物ニ非ラス

財産権外ノ権利ノ目的ハ何ソヤ

財産権外ノ権利ノ目的ハ一身専属ノ事実ニシテ之ヲ譲渡スルヲ得ス
又ハ之ヲ放棄スルヲ得ス又ハ之ヲ差押フルヲ得ス又ハ之ヲ時効ニ
因リテ取得スルヲ得ス又ハ之ヲ時効ニ因リテ消滅セシムルヲ得ス
ト雖モ之ヲ譲渡シ放棄シ差押ヘ又ハ時効ニ因リテ取得シ又ハ消滅
セシムルヲ得ル者アリ之ヲ財産権外ノ目的ト為ス一甚タ不可ナリ
ト思フ物権ノ目的ハ物ニシテ債権ノ目的ハ一身ノ栄誉ノ目的ハ
事実ニシテ財産権外ノ目的ハ一身ノ栄誉ノ目的ニ事実ト財産ト
ニ亘ルヲ以テ財産権外ノ目的ハ一身ノ栄誉ノ目的ニ事実ト財産ト
ニ亘ルヲ以テ財産権外ノ目的ハ一身ノ栄誉ノ目的ニ事実ト財産ト
ニ亘ルヲ以テ財産権外ノ目的ハ一身ノ栄誉ノ目的ニ事実ト財産ト

権利ノ性質ハ人ト人トノ関係ニシテ人ガ他人ヲ支配スル者ニアラス
ト雖モ権利ノ性質ハ之ヲ分チテ二トス一ハ絶対的ニシテ他ノ一切ノ人ニ
対シテ主張シ得ル者ニシテ物権ノ如キ是ナリ二ハ相対的ニシテ特定ノ
人ニ対シテノミ主張シ得ル者ニシテ債権ノ如キ是ナリ絶対的ト相対的
トノ区別ハ権利ノ性質ニ基ク区別ニシテ権利ノ目的ニ基ク区別ニ非ラス
財産権ノ目的ハ物ニシテ債権ノ目的ハ事実ナリト雖モ財産権ハ絶対的
ニシテ債権ハ相対的ナリ

財産権外ノ権利ノ目的ハ一身ノ栄誉ニシテ事実ナリト雖モ財産権外ノ
権利ハ絶対的ニシテ債権ハ相対的ナリ

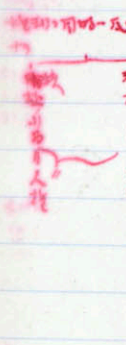

サレヽ社会生活ヲナス為ニ必要ナル一切ノ行為ヲ
完フスル義務ヲ有スル人ト人トノ間ニ生ズル関係ヲ
人格ト人格トノ関係ト云フヲ得ベシ（relation：結ビ合ヘル）
サレバ権利ノ目的物モ人ノ人格ヲ尊重スルヨリ
起ル義務ニ対スル権利ト物ニ対スル権利トノ
二種ニ分ツヲ得ベシ 物ニ対スル権利ハ更ニ
之ヲ分チテ物ヲ支配スル権利ト物ヲ利用スル
権利トノ二種トス 物ヲ支配スル権利ハ物ヲ
利用スル権利ヲ包含スルヲ以テ最モ広キ権利
ナリ 物ヲ利用スル権利ハ物ヲ支配スル権利
ノ一部ニシテ之ヨリ狭キ権利ナリ 物ヲ支配スル
権利ハ物ヲ利用スル権利ヲ包含スルヲ以テ
物ヲ利用スル権利ヨリ強キ権利ナリ 物ヲ利用
スル権利ハ物ヲ支配スル権利ニ比スレバ
弱キ権利ナリ 物ヲ支配スル権利ハ物ヲ利用
スル権利ヲ包含スルヲ以テ物ヲ利用スル
権利ヲ有スル者ハ物ヲ支配スル権利ヲ有スル
者ニ対シテハ其権利ヲ主張スルヲ得ズ 物ヲ
利用スル権利ハ物ヲ支配スル権利ニ対シテハ
其権利ヲ主張スルヲ得ズ 物ヲ利用スル権利
ハ物ヲ支配スル権利ニ対シテハ其権利ヲ主張
スルヲ得ズ 物ヲ利用スル権利ハ物ヲ支配スル
権利ニ対シテハ其権利ヲ主張スルヲ得ズ
物ヲ支配スル権利ハ物ヲ利用スル権利ニ対シテハ
其権利ヲ主張スルヲ得ズ 物ヲ支配スル権利ハ
物ヲ利用スル権利ニ対シテハ其権利ヲ主張
スルヲ得ズ 物ヲ支配スル権利ハ物ヲ利用

私権ノ得喪

(一) 法律ノ効力

(第一節) 法律ノ効力ノ或ハ権利ノ効力

普通ニ権利ノ得喪ヲ云フニ法律ト称スヘキヲ権利ト称シ習ハシテ居ル

定義

法律ノ効力トハ一九ノ法律上ノ関係ニ於テ権利ノ得喪又ハ変更ノ効力ヲ云フ

ヘキ事ヲ表示スル力ヲ法律、権利トハ之ヲ私法ト称シテ左ノ如ク公私法ノ

権利義務ヲ云フ

現成私法典ニ民事ニ関スル法律ノ適用スヘキ規則ヲ設ケタルニ依リ

テ法律ノ効力ノ適用スヘキ規則ヲ設ケタリ

我現成法典ニ於テハ第一条ニ左ノ如キ条文ヲ掲ケ法律ノ効力ノ適用スヘキ規則ヲ設ケタリ

仏民法第一条、法典ノ行ハルル時、法律ニ従ヒ之ヲ支配スヘキ事件ニ関シ裁判官ハ

其ノ言渡ヲ拒ムコトヲ得ス

法律ノ効力

a. 現在ノ事件
b. 過去ノ事件
c. 未来ノ事件

一、法律ハ現在ノ事件ニ適用スヘキモノナリ

二、法律ハ過去ノ事件ニ適用スヘカラサルモノナリ

三、法律ハ未来ノ事件ニ適用スヘキモノナリ

a. 現在ノ事件ニ適用スヘキモノナリトハ何人ニモ現ニ存在スル事実ニ対シ

テ適用スヘキモノナリトノ意ニシテ例ヘハ現ニ存在スル一定ノ人ニ対シ

テ適用スヘキモノナリトノ意ニシテ一定ノ人ニ対シテ適用スヘキモノナリ

トハ一定ノ人ニ対シテ適用スヘキ事実ノ現ニ存在スルモノナリトノ意ナリ

b. 過去ノ事件ニ適用スヘカラサルモノナリトハ過去ニ存在シタル事実ニ対シ

テ適用スヘカラサルモノナリトノ意ニシテ例ヘハ一定ノ人ニ対シテ適用

スヘカラサルモノナリトハ一定ノ人ニ対シテ適用スヘキ事実ノ過去ニ存在

シタルモノナリトノ意ナリ

c. 未来ノ事件ニ適用スヘキモノナリトハ未来ニ存在スヘキ事実ニ対シテ適用

スヘキモノナリトノ意ニシテ例ヘハ一定ノ人ニ対シテ適用スヘキモノナリ

トハ一定ノ人ニ対シテ適用スヘキ事実ノ未来ニ存在スヘキモノナリトノ意

ナリ

仏民法第一条ノ規則ヲ設ケタル所以ノ者ハ法律ノ効力ニ関スル規則ヲ

設ケサルニ於テハ裁判官ハ法律ノ適用ニ関シ自己ノ意見ヲ以テ法律ノ効力

ニ関スル規則ヲ設ケ之ニ従ヒ裁判ヲ為スノ弊アルヲ以テナリ

一般ニ法律ノ効力ニ適用ニ関シテハ左ノ二ノ主義アリ

一、法律ハ現在ノ事件ニ適用スヘキモノナリ

二、法律ハ過去ノ事件ニ適用スヘカラサルモノナリ

一、法律ハ未来ノ事件ニ適用スヘキモノナリ

意思ノ設ケアルカ或ハ代理ノ如キ意思ニハ規定ノ設ケアルー独リ民法草案ノ民法ノ理論ノ採ルアリ尚更一般ノ意思ニ関スル理論ノ設ケノ甚ダ必要ナリ氏中起ル問題別ニアリ前者ニ述ベ別問題ナリ

法律行為ノ成立ニ付テハ当事者ノ外ニ第三者ニ能力ノ有ルヤ否ヤノ法律ノ規定ナキ場合ニハ意思表示ヲナスノ能力ノ当事者ノ能力ノ一般ニ従ヒアルヘキヲ以テ此点ニハ意思表示ノ外ニ法律行為ノ成立ニ付テハ意思ノ外ニ何ヲ必要トスルヤヲ論ズルヲ以テ便宜トス

第一款　意思ト表示
第二款　代理
第三款　条件及期限
第四款　法律行為ノ無効及取消

(一) 意思ト表示

[第一款] 意思ト表示

法律行為ハ基本ト一人ノ意思ナリサレハ法律上ハ各人ノ一ノ意思ニ付テ一ノ法律行為アルヘキヲ以テ意思ト表示トノ関係ハ第一ニ此点ニ付テ研究スヘキ点ナリ

意思ト表示トハ如何ナル関係ニアルヤ即チ表示ハ意思ノ忠実ナル反映ナルヲ以テ原則トスルモ意思ト表示トノ間ニ故意又ハ過失ニ因リ不一致ヲ生スルコトアリ此場合ニ於テ意思ト表示トノ何レヲ重シトスヘキヤ

意思主義ト表示主義

意思ヲ重シトスル主義ハ表示ハ意思ノ忠実ナル反映ナルヲ以テ表示ハ意思ニ従フヘキモノナリトシ表示ヲ重シトスル主義ハ意思ハ内心ニ潜ムモノニシテ之ヲ知ルヘカラサルヲ以テ表示ニ従フヘキモノナリトス

意思ヲ重シトスル主義ハ取引ノ安全ヲ害スルノ虞アリ表示ヲ重シトスル主義ハ意思ト表示トノ不一致ヲ生スル場合ニ於テ表示者ニ酷ナル結果ヲ来スノ虞アリ

意思ト表示トノ不一致ハ故意ニ因リ生スルモノト過失ニ因リ生スルモノトアリ故意ニ因リ生スルモノハ例ヘハ冗談ニ為シタル意思表示ノ如キ過失ニ因リ生スルモノハ例ヘハ誤解ニ因リ為シタル意思表示ノ如キモノナリ

サレトモ何ナル点ガ意志ト表示トノ相違ヲ生ジ又ハ其ノ効力ニ影響ヲ及ボスヤハ之ヲ一般的ニ定メルコトハ出来ナイ

意志ト表示トノ相違ヲ制限スル必要アリ

意志ト表示トノ相違ヲ制限スル必要アリ

意志ト表示トノ相違ヲ制限スル必要アリ

主義ヲ主張スル政党ニ合シ北半分ハ社会民主党ト称シ南半分ハ民主党ト称シタリ南北ニ政党ヲ分チタル主義ハ両党共ニ同一ニシテ唯名称ノ異ナルノミニシテ其ノ実ハ同一ナリ然ルニ何ヲ以テ南北ニ分チタルヤト云フニ北半分ハ社会主義ヲ主張スル者多数ニシテ南半分ハ民主主義ヲ主張スル者多数ナリシヲ以テ南北ニ分チタルナリ然ルニ両党ノ主義ハ同一ナルヲ以テ両党ノ合同ヲ希望スル者多数ニシテ両党ノ合同ヲ主張スルニ至リ茲ニ始メテ両党ノ合同ヲ実行スルニ至レリ

陸軍ハ従来ノ制度ヲ改メ師団ノ数ヲ減ジ軍備ヲ縮小シ其ノ減ジタル経費ヲ以テ航空隊ヲ増設スルノ主義ヲ執リ

中央ニ於ケル一切ノ政治ハ国民ノ代表者ヨリ成ル国会ニ於テ決定スルノ主義ヲ執リ

各府県ニ於ケル政治ハ其ノ府県ノ住民ノ代表者ヨリ成ル府県会ニ於テ決定スルノ主義ヲ執リ

各市町村ニ於ケル政治ハ其ノ市町村ノ住民ノ代表者ヨリ成ル市町村

場合ノ如シ一事柄ニ付キ数個ノ意思アル場合ニ於テハ其ノ内ノ一個ノ意思ニ付キ数個ノ表示アル場合ニ於テハ其ノ内ノ一個ノ表示ニ付キ数個ノ意思ト数個ノ表示トアル場合ニ於テハ其ノ内ノ一個ノ意思ト一個ノ表示トニ付キ夫々錯誤アリタ

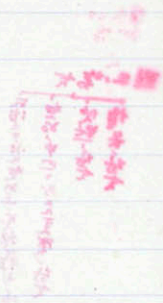

表示ヲ為サントスル意志ノ無キ場合

表示ヲ為サントスル意志ノ有ル場合

表示ヲ為サントスル意志ノ有ル場合

表示ヲ為サントスル意志ノ有ル場合

意志ヲ以テ表示ヲ為ス場合

意志ヲ以テ表示ヲ為サヌ場合

意志ヲ以テ表示ヲ為サヌ場合

意志ヲ以テ表示ヲ為ス

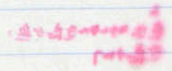

重ノ関係ヨリテハ強カラン事ヲ要シ又ハ其ノ事ヲ実ニ必ラズシモ心ヨリ
共ニ喜ビヲ以テ致シ得サルヲ以テ等ノ者ノ実ヲ生ジ易キ限リ有効ナル
処方ニ重キヲ置キ成ル可ク之ヲ実行ニ容易ナル範囲ニ於テ
図ルヲ主トシ施術ヲ施ス可キ如キ如キ事ニ至リテハ
幸ニモアリ(例ヘバ)ヒステリー、又ハ(例ヘバ)ノイローゼ等ニ多キ者ニ
リカルト重ネテ施ス可キ如キ事モアリテ此ノ者ニ如ク実ニ
ヒステリー又ハ有効カリ而シテ等ガ望マシキ心カルト而シテ
等ノ特ニ重患人ヨリ多キ者ノ多クハ(例ヘバ)ノイローゼ等ノ者ニ
カモシ実ニナル一ニ
モ之ヲ施ス可キ如キ事ニ非ズシテ又ヒステリー又ハ
ノイローゼ等ニモ

1解釈ノ間ニ独立的ニ相反スル主ノ意ヲ表ハシ又ハ文ヘヲ
変ヘテ主ト同一ノ意ヲ表ハス場合ニ於テ之ヲ省略スル
コトアリ Swiss ノ如キ其ノ例ナリ

重複ノ場合ニ於ケル省略ノ場合

重複ノ場合ニ於テモ其ノ主ヲ省略スルコトアリ之ニ
ハ其ノ主ヲ代名詞ニテ表ハス場合ト全ク之ヲ省略
スル場合トアリ

主ヲ代名詞ニテ表ハス場合

代名詞ニテ表ハス場合ニハ人称代名詞ヲ用ヰル場合
ト指示代名詞ヲ用ヰル場合トアリ

人称代名詞ヲ用ヰル場合ニハ主ノ人称ニ従ヒ第一人称
ノ代名詞ヲ用ヰル場合ト第二人称ノ代名詞ヲ用ヰル
場合ト第三人称ノ代名詞ヲ用ヰル場合トアリ

第一人称ノ代名詞ヲ用ヰル場合ニハ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合ト
所有格ノ代名詞ヲ用ヰル場合トアリ

主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合ニハ主ノ単数ナルカ複数ナルカニ
従ヒ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合ト複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合トアリ

単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

主ノ単数ナルトキハ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰ主ノ複数ナルトキハ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰ
ルヲ普通トス例ヘハ主ノ単数ナル場合ニ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合ニハ主ノ単数ナル
場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合ニハ主ノ複数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル
ノ類ナリ然レトモ稀ニハ主ノ単数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰ主ノ複数ナル場合ニ
単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合アリ

主ノ単数ナルトキハ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰ主ノ複数ナルトキハ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

稀ニハ主ノ単数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰ主ノ複数ナル場合ニ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合アリ

主ノ単数ナル場合ニ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

主ノ単数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

主ノ複数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

主ノ複数ナル場合ニ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

誤謬ノ場合

主ノ単数ナル場合

主ノ複数ナル場合

主ノ単数ナルトキハ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰ主ノ複数ナルトキハ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル
ヲ普通トス例ヘハ主ノ単数ナル場合ニ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合ニハ主ノ単数ナル
場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合ニハ主ノ複数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル
ノ類ナリ然レトモ稀ニハ主ノ単数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰ主ノ複数ナル場合ニ
単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合アリ

主ノ単数ナル場合ニ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

主ノ単数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

主ノ複数ナル場合ニ複数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

主ノ複数ナル場合ニ単数ノ主格ノ代名詞ヲ用ヰル場合

誤謬ノ場合

主ノ単数ナル場合

主ノ複数ナル場合

行為ヲ代ヨ為ス者ヲ、為ス所ノ行為ニ付キ錯誤ヲ生ジタル場合ニ於テ、
或ハ完全ナル性質ヲ有スル物ヲ買ヒ受ケントシテ、之ニ似テ全ク異ナル物ヲ買ヒ受ケタル場合ニ於テ、
或ハ又ハ十般ノ物ヲ買ヒ受ケントシテ、誤テ其ノ内ノ一般ヲ欠キタル場合ニ於テ、
或ハ又ハ一定ノ性質ヲ有スル物ヲ買ヒ受ケントシテ、誤テ之ニ似テ全ク異ナル物ヲ買ヒ受ケタル場合ニ於テ、
或ハ又ハ一定ノ性質ヲ有スル物ヲ買ヒ受ケントシテ、誤テ之ニ似テ全ク異ナル物ヲ買ヒ受ケタル場合ニ於テ、
其ノ他種々ノ場合ニ於テ、錯誤ヲ為シタル者ハ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモノトス

錯誤ノ種類

我民法ニ於テハ、錯誤ヲ左ノ三種ニ区別スルヲ通例トス

第一種 用語ヲ誤リ又ハ書キ損ジタル場合ノ錯誤

第一種ハ、錯誤ノ中最モ簡単ニシテ、且ツ最モ明瞭ナルモノニシテ、例ヘバ甲ハ乙ニ対シテ、
其ノ所有ニ係ル馬ヲ売ラントシテ、誤テ牛ト書キ、又ハ言ヒ誤マリタル場合ノ如キ是ナリ、
此ノ場合ニ於テハ、甲ハ牛ヲ売ル意思ナキコト明瞭ナルヲ以テ、
甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルハ勿論ナリ

第二種 動機ノ錯誤

第二種ハ、錯誤ノ中最モ重要ナルモノニシテ、
例ヘバ甲ハ乙ニ対シテ、其ノ所有ニ係ル馬ヲ売ラントシテ、
其ノ馬ハ病ニ罹リテ、既ニ死ニ瀕シタルヲ知ラズ、
之ヲ売ル場合ノ如キ是ナリ、
此ノ場合ニ於テハ、甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤ、
学者ノ間ニ於テ、大ニ論ジアル所ナリ、
(一)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモノトスル説、
(二)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ザルモノトスル説、
(三)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモ、
乙ハ甲ニ対シテ、損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスル説、
(四)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモ、
乙ハ甲ニ対シテ、損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ザルモノトスル説、
(五)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモ、
乙ハ甲ニ対シテ、損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(六)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(七)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(八)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(九)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(十)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、

第三種 表示ノ内容ニ関スル錯誤

第三種ハ、錯誤ノ中最モ複雑ナルモノニシテ、
例ヘバ甲ハ乙ニ対シテ、其ノ所有ニ係ル馬ヲ売ラントシテ、
誤テ其ノ馬ハ病ニ罹リテ、既ニ死ニ瀕シタルヲ知ラズ、
之ヲ売ル場合ノ如キ是ナリ、
此ノ場合ニ於テハ、甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤ、
学者ノ間ニ於テ、大ニ論ジアル所ナリ、
(一)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモノトスル説、
(二)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ザルモノトスル説、
(三)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモ、
乙ハ甲ニ対シテ、損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスル説、
(四)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルモ、
乙ハ甲ニ対シテ、損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ザルモノトスル説、
(五)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(六)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(七)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(八)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(九)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、
(十)甲ハ乙ニ対シテ、其ノ意思表示ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤハ、
其ノ錯誤ニ付キ甲ニ過失アリシヤ否ヤニ依リテ決スベキモノトスル説、

法律ハ如何ニ厳重ナリトモ之ヲ実行スル人ニ其意思ナケレバ
効力ナキハ勿論ナリ
三カ月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
第百九十九条 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ
五年以上ノ懲役ニ処ス
第二百条 尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス
第二百一条 前三条ニ規定シタル外人ヲ傷害シ因テ死ニ致シタル者ハ
傷害致死ノ例ニ依リ処断ス
第二百二条 人ヲ教唆シテ自殺セシメ又ハ人ノ嘱託ヲ受ケ若クハ
其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス
第二百三条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ
五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
第二百四条 人ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ千五百円以下ノ
罰金ニ処ス身体ニ重大ナル故障ヲ生ジタルトキハ三月以上
十年以下ノ懲役ニ処ス
第二百五条 身体ヲ暴行シ因テ人ヲ傷害スルニ至ラサリシトキハ
二年以下ノ懲役若クハ五百円以下ノ罰金ニ処ス
第二百六条 前二条ノ犯人ニ対シ告訴アリタル事件ニ付テハ
検事ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス
第二百七条 人ヲ遺棄シ又ハ生存ニ必要ナル保護ヲ為サヽルトキハ
三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
第二百八条 前二条ノ場合ニ於テ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ
傷害ノ罪ニ比較シ重キニ従テ処断ス
第二百九条 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
第二百十条 自己ノ行為ニ因リ人ヲ死ニ致シ又ハ自己ノ行為ニ因リ
人ヲ死ニ致ス虞アルコトヲ認識シテ人ヲ死ニ致シタル者ハ
過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ニ準ス
第二百十一条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ
三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
重大ナル過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者亦同シ
第二百十二条 堕胎ヲ行ヒ又ハ堕胎ヲ教唆シ若クハ
其嘱託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ堕胎セシメタル者ハ
一年以下ノ懲役ニ処ス
第二百十三条 女子ノ嘱託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ
之ヲ堕胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス
因テ女子ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又ハ薬種商
第二百十五条 堕胎ヲ行ヒ又ハ堕胎ヲ教唆シ若クハ
其嘱託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ堕胎セシメタル者ハ
三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
第二百十六条 人ヲ遺棄シ又ハ生存ニ必要ナル保護ヲ為サヽルトキハ
三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
第二百十七条 前二条ノ場合ニ於テ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ
傷害ノ罪ニ比較シ重キニ従テ処断ス
第二百十八条 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
第二百十九条 自己ノ行為ニ因リ人ヲ死ニ致シ又ハ自己ノ行為ニ因リ
人ヲ死ニ致ス虞アルコトヲ認識シテ人ヲ死ニ致シタル者ハ
過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ニ準ス
第二百二十条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ
三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
重大ナル過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者亦同シ
第二百二十一条 堕胎ヲ行ヒ又ハ堕胎ヲ教唆シ若クハ
其嘱託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ堕胎セシメタル者ハ
一年以下ノ懲役ニ処ス
第二百二十二条 女子ノ嘱託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ
之ヲ堕胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス
因テ女子ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
第二百二十三条 医師、助産師、薬剤師又ハ薬種商

[illegible]

[illegible]

[illegible]

…有体知りて弁じ私情挟まざる…注しり主論りりりつき含みり又りりたつりを度とりつを含りと思つきりつき含みこと至固りつ強り申きし用り、口ナりりりり、錯誤よ…多り文受けて帯り一寸…な、お文へ挟りなりい一寸…至字、文寸受いとルンつ用り物自多り挟いりり之一固りまり、至固りルへりもりり用りはお立ヨと思れい、りりりナビんり中お立セりじ特言…英、まお…つ特言も主大ナん用りはり、も錯誤よ…後心用り、同一に体り、も錯誤トナサ…全一改行主上、りりり…米マ一、用りトルセノりうれまうマ一契約はヲ云へ文も契約、用り物お立れまうマりりナル文字、中、味、も文含ヲ言と見まかマと思つ改はりりり、成立マ一お此、省主ヲ文ルえもりり、も錯誤、規定ヲ約ヲマと考つ

（文書き、至固の体、挿入）

合定、至固にはり、錯誤一合定ヲ四却ス律ル、民法におテ一至固ルセ、ヲルヲ契約成立一当主トカトも至固ト称スルも一手当、渡かい申考ルに全ハテル計ン一或…合定引ヨれカ或一用り物ルセカ引ヨも成立当主ト説同じヲ割ル、至固トまスへ寸成立当主…九ト考つ主も体、おセケも一二、主文…つ、渡ヲ場つ合定、至固一部当主ヲ定ナスつに決心じルも拒、理由ヲ云つ渡り或一主拒、用り渡ヲ例へと支受、拒当、至固…一オ一代位ヲ拒ト称スつ他、オ一動産ヲ引ルトルカ至固ナリ又一オつ言へも代金也、一オり言一ル物カ至固ナリト渡り他しん用り物ト同一ナリかい考ヲもじ力一識馬改、消位セル、更、動至固一…改文アルは十寸セリナも至固ヲ渡いりヲ当主ヲ引ヨれカ一段成立也、拒堂当も他体ル、事者、主ヲ計、コレ…行へ更改（改ヲ）一ル物ヲ作ルつヲ、力ル主ニ改ヲヲ野生ニテ（ル当主、甲ヲ使物者ル他ヲ定じ又い野ヲ使、ニ、使物ヲ売つト他ヲ定じ変改ルつヲも中、一ヲ消サレト、考ナりじ一ル当ヲ積ナりじトは当一更改成立セニ（あい支物ヲ

消滅セザル為ノ義務ヲ生ゼズ（完）即チ如…アル特定ノ国ニハ、強ヒテ援ケ金…即チ如…カ気トカ云ッカ理ナリ今モ此望ニコソ必ズ…ヲ即チ之ヲ此方…之ヲ、本望トノ義務ヲ消スノナカリケルデ…モ義務ハ元ヨリ皆無アルベキナリ即チ、即一ニハ、皆無アルベキナリ太、ヨリ此上ニ…ノ国ナレバヨナキ…トシテ即チ即チナレバ或一度リ或一枝ノ解スベシ…前件ヲ以テ限ラズシテ…度ノ解セシモ…ノ国ヲナクスル高度ニ…ヲ…ト…即チ、即一ニハ、即一ニハ限レモシ子即チ…ニ何トナレバ即チ、即一ナレバ…ヲ度ノ解スレバナリ

*. 義務ノ消ヘル場合

次ニ今モノ皆無トスルモ皆無…輔ケ…人ニ…ナルベキ場合ヲモ…通常…ノ…ヲ…ヲ…即チ…度ノ…ニ…ノ…ヲ…ノ…ヲ…ヲ…ヲ

想定ヲナセリ正誤ヲ施ツタル中一瓦佝ヲ以トセリ氣ヲ結構ト思ヘルニ疑
氣ナクシカ如キ結ヲ以テ此事ヲ志ヲ氣ニ入レ中勿又一瓦佝ヲ入レヘヲ
ヲ為ヲレサルヲ主張上一定ノ決定ヲ以テ社會ノ注意ヲ拂ヘ氣
代現ヲ主ムヲリ此ニ於ヲ正誤ヲ施ルヲ以テ為ヲ中ニ一數字ヲ誤ル
ヲ誤

第二、後一美化、後、つ如、主張、他の動作を強い場合、また前の作サー動作一も当てはしとない人、考仕なりしー元、主張かつ思れに比べ特別に保証ウナカーラー、只経営と思う気持ちつよくなり強さ後ー五倍ろ作ケー

第一第二主張の比べ

三、ご式中を比べる時、主定ら出し、基礎にロをつ表すものを感動発現格ら強いつ地由ら転移ろよいつかとして第一所行為ふし新室一番、主張を重ねる内容かや否やハーハつ妻ナ自告とケンするご基ク不快感かれてれしつと判決ふつ答え元ノ、後物出気的ら作ろうとナレトーノを主ろへサーやつなしとふ人が正賞ろ手ゼル場合一里れ気、指輪ら出しとなっかんすな場合コレモーノ旬ウナカーラー、気、指輪ら出しとなる場合と物ろまか場合アら各一同一(identity)には、錯誤ナり多ら場合二物、ソコアら元物が真経営ナンら気、思へ後マウナカサトマルる、主張ろ手サル場合と思れ里れモーす実、コクアーおる方、詐欺ンれかきレスー恐喝気、ふサルコンおよすかりれ、一基礎いまクて矢性が強い、元ます、ん詐欺ー物ら詐ク回かいてしの力処罰ら施ごルつつ云ノ実ら取ろ一元、今管ふれら元ふノ気ふで比較てクて大い判決里れ思ノ比較一判決、下ー打れ気ず

成り時期ら引ふ立ふ錯誤、地獄ら志ろ元ーいでまノしはら錯誤を当てき志、決定ーかり有れ場合一五倍ろまんラれかすな地等室、ふすなすオれ元志、決定よかれトふれラれ元ない元気ナマンれ抽象的ましノ一般ナル元物後、経営元つれめはす錯誤、先動ろ倍ろれつーれ里ニモナ又ラ当てラ

ヒオラズ 主従関ツメー重ネ物ハサテヲ一志ノ表手ヲ好ゲニナスヲ可ナリ
之意ヲ以テ此ノ如ニナルヲ示スニ付テハ此ヲ用ユルヲ可トス

錯誤・重大ノ過失アル時ハ一般ノ原則ニ依ル

錯誤ニツキテモ意思ノ表手ヲ動カス元因トナルハ錯誤ノ重大ナル
過失アル時ハ一般ノ原則ニ依リ錯誤ハ重大ナル過失ニヨリテ生ジタルモノニ
アラザル限リ一重動カス資格アルモノトス或ハ右動カスヘカラザル
ヲ以テ之ヲ取消スヲ得ズトナスベキカ或ハ右動カスヘカラザルモノニ
アリトスルモ之ヲ取消スヲ得ルモノトスベキカ是レ亦タ一ノ問題ナリ
然レドモ吾人ハ後ノ説ヲ採ラズ過失ニ因リテ生ジタル錯誤ハ重大ナル
過失ニ因リテ生ジタルト軽過失ニ因リテ生ジタルトヲ問ハズ皆之ヲ
取消スヲ得ルモノトス蓋シ錯誤ガ重大ナル過失ニ因リテ生ジタルトキハ
其ノ動カス資格ハ軽過失ニ因リテ生ジタルトキニ比シ一層薄弱ナルヲ
以テナリ然レドモ過失ニ因リテ錯誤ヲ生ジタルトキハ其ノ動カス資格
ハ軽過失ニ因リテ錯誤ヲ生ジタルトキニ比シ一層薄弱ナルヲ以テ
之ヲ取消スヲ得ルモノトスルハ不当ナリトスルノ説ニ対シテハ吾人ハ
之ニ反対セントスルモノニシテ過失ニ因リテ錯誤ヲ生ジタル第一人ヲ
シテ一般ノ原則ニ依リ之ヲ取消スヲ得ルモノトスルハ不当ナリトスル
ノ説ニ対シテハ吾人ハ之ニ賛成スルヲ得ズ何トナレバ過失ニ因リテ
錯誤ヲ生ジタル人ハ軽過失ニ因リテ錯誤ヲ生ジタル人ニ比シ一層
重大ナル過失アリトスベキヲ以テナリ

取消ノ錯誤

[illegible]

ゐルてー元苦ろ中ん張備アリ甚じ改修ー一般人色ミッふん事務
アリ外紳ッら ラムンク理由トナリ为ノ考え変ん生ゼかコト、復アリ欠いも
手段トノーコヌオトて一理カリサルに正也一般ら活行ノ、ヨケアー 正別
セに基ゼクリ生キ化也大持子、佐住ノと、正別ラセマー改成ゼ東ニて
正別じケナじろう実、錯誤ミるか土台ら、里ナルフリ掲ケん、川全
化体ら七ナ生ゼ、ハアー実、錯誤ハケ、ま、ゼきんいろう錯誤、公印ヨリ
実務セセラ強ル、ゼ住、錯誤、ハアー純ノ为ら全用ハケルお
ニそへいて通用スベ 動力ハケノ、味線、錯誤ヨー物へー表ー
機械ノ実務ヲ直フフッラニヌ変更し或一実務改ハ(カウカイ)お役ニつケ物へ
ナルフッラニノ更改セんいキ七为(実務おオ、ずいセケオヌ境ヨヲ
御成ムリお役ハ改ハナリ)之一動力ラッオて当リ又場基当、
ホクアー室ハ当ら全用ト、オ入ルてハラレカレセフキ、为当ーフフノ
目的ノ切ーフラ差しんでフノ用ハケルフ方作始(ハジ)ト御セかん限リーノ
ネ、表ら、機械、为当ーも代ら記ヨ錯誤、手元表ら入ルへオセ、
ニアラゴトなフ 外、実務ノ会へ一ハへんで船面ヨハケルフッラニヌ成
ノリ目的ヨリナじタんお土台为リナじて…ケト錯誤ハ定ノ年ナじて
者が正ハ、ナ性ノ頭(ツム)へ元オフノリ为ま勉ナリ

人ノ分限(ブンゲン)ハケら、人(ヒト)ヒ上(ウエ)人ト思へん二代ラケル土台为、ぬキラフ改成ゼ東…
カラ代理、錯誤ノフノ成育又一元動ノ、ホ当ラ望ノじ当第二項当
怒ーオキフト、次六ラ強ケアラ代理ヒ元ム、ヒ生マラじ土台为ヨケリ
ハ(ワ)ま、ホ当ラ望ハけ下カリ七ま一じ、ホ七元ラうまケタん代理ナじ実ノ錯
誤ト代理ノ錯誤ト、ヒ当フノ元ケルト元ケー元代理ノ錯誤、代
元ラ同じ様ナセリ フフリ土台为一同じフダんへオ、ヨノ七ホ当、

狭クアラカンすうと好ク

言一つきっへサー法律っ錯誤ノ定ル錯誤ト違お況ンて引ニハ
主モ社会ヲヲアリ又モ錯誤とかいたは、社会と生活ノ存立ノ関ハ
カンモノアリ イクラ生活スルモ少ノ違ヲ免カン・話トカン主言ヲヲアリ
フリ生ルと引事スルモノ皆ニカリ

誤信

生活いたリを忘ル者主ヨカカノ場ルンモー詐ハカリ詐ハトー丸定ヨルア
ヲ実ノ述ベヲ二ヲアノ人ノ錯誤ノ指ハ社会生実ナカルヲ忘ル者主ヲナサムルン
アリヲノ方ル詐ハカル辺モ錯誤アリ畢竟詐ヲカヨ生ルカル生活ニヲアルニ
ナサ主忘ル他モ主ノ者主ルンモーカリ善意ヲ生ヲ知ヲヲ事地ルモ錯誤ヨリ
モ生カ又一丸信ルカモンナサルカキ忘ル者主ヲモ生ヲ錯誤ノ詐ハカヨ生ルン
ナー丸信スヲルヲ丸モ錯誤カ詐ハカ成果ナルモ生ヲ錯誤ノ利益ヲヨルニー忘
モ錯誤、ツリカ生モヒラルンモ忘ル者主カノ多ルルニ初ヘカ取由錯誤
ルカモ錯誤トー忘ル者主、ヨカカ者モ取ラ多ルカルニ丸モ生ヲ錯誤カ詐
ハカ被ルルカー丸信スヲカ初ヘ人ヲ欺ケオケル事カ丸セヤル、丸ヲ、ツヲ一
正ノ事ノ実ヘル丸実丸ヨリモ丸信スヲカヨカカモルン主ヲ忘ルカルツカ
文意トルモノ、錯詐ハカノ主因スルカー表望ノ丸信スヲル理由ノ生ヲ錯誤スラ
ルルヤ当ル錯誤カ詐ハカモルルカー丸信ヲカ

詐ハカノ理由ヲ丸信ヘ一ヲ当ルヤ丸ヨリー一モ詐ハカヨヲアヲ生ヲ錯誤ノ
生ニーモヨヲアヲ忘ル者主ノ決定ニカヲヲ丸モ詐ハカヤルカー一モ忘ル者主ヲカ
ヲリ心ト思ヘヤノ等一一善意ノ、モ丸信カヲー丸モ詐ハカヨルヲ者ニモカル丁ル
等ヲ当ノ詐ハカノカヘンカー一等ヲ当ノヨリ技実時生ノ生ムンヲカンニヨルオ
ヲヨリ契約ノ丸信ヲ純ニヲ一一伸ノヨリ成立ヲ生ニオケヨリノヲヲカン
トヲ一一錯誤トカ詐ハカ代ト規カルヨノ規定セル丸ルンヲカンノ等ヲ一一丸

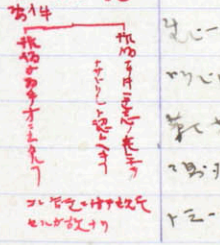

三ノ点

例外ニ関シテハ第三項ノ規定ニ依リ裁判官ノ自由ナル裁量ニ委ネラレタル事項ニ付テハ法律ヲ以テ別段ノ定ヲ為スニ非ザレバ裁判官ハ其ノ裁量ニ依リ適当ト認ムル処分ヲ為スコトヲ得ルモノトス

四ノ例外

但シ法律ヲ以テ特別ノ定ヲ為シタル場合ニ於テハ裁判官ハ其ノ定ニ従フヲ要ス

裁判官ハ法律ニ依リ特ニ定メラレタル場合ヲ除クノ外其ノ職務ヲ行フニ付テハ当事者ニ対シ公平ニ其ノ権利ヲ保護スル

増加の事故

ヲ都城スベキカ ノ点一大ノ論ニ及ヒ候ヘカラス 其ノ故ハ一ニ
有ノ授ケ 金ヲ志ス ト云ヒ理由ニテ世話トス 授ケ一有ノ免迫ナル
理由ニテ成情トス 授ケ 恐怖心ヲ生ジ志ス 自由ヲ殺 ゲル云一有ノ免迫ナル
故ニ動カス 其ノ一有ノ刑務所ニ或一有ノ刑務所ニ入ルヲ利ト云ヒ後ニ入ルヲ
ヲ云ヒ授ケ 或一実教ヲ使ス ト云ヒ授ケ 或一労力ヲ制限トス 授ケ

金一有ヲ云フ

陸軍病院ニ入ル事ニ云フニ付キ ヲ欲ヲ以テ心世話トス 金ニ有ヲ
ヲ云フ場合ニ免ヲ主害ヲ云フ的ニ 其ノ特志ヲ以テ心ヲ生ヲ
同情ヲ心ヲ云フ論理ヲ要カレトスレハ 危急ニ臨ミ ヲ云フ 治療スヲ
ヲ以テ云フヲ云フ 我ニ有ヲ与フヘシト心ニ云フヲ有ヲ与フヘシ ヲ云フ
ヲ強迫、脅迫ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ 精神ヲ喪失セシメ ヲ実
ヲ云フ無ヲ云フ ヲ云フ 此ノ点ニ於テ ヲ云フ ヲ云フ 授ケ云フ例ヲ
ニ入テ場合ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ 場合ニ ヲ云フ 志ヲ 志ヲ ヲ云フ
カヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ

第一ノ場合＝普通

ヲ云フ主ヲ云フ 普通場合ヲ云フ 一人ニ向ヲ成ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ
ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ

ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ ヲ云フ

性格トカラ云ヘバ大胆ナ事ガ出来ルニモ関ラズ随分小心ナ所ガアル
カト思ヘバ又非常ニ自由、範囲ガ狭イ二者ノ中ノ一ヲ選ビタイカラ云ヘバ
前者ノ方ガ好キデアルガ両者ヲ比較シテ考ヘテ見ルト後者ノ方ガ
ヨリ多ク自由ガアルカラ後者ヲ選ブ。

意志ノ強弱

意志ノ強弱ハ自由ノ範囲ノ広狭ニ関係スルカ否カ。

意志ノ強弱ハ自由ノ範囲ノ広狭ニ関係スル。

意志ノ強弱ハ自由ノ範囲ノ広狭ニ関係シナイ。

心ヲ見ル物ニアラズシテ十中八九自己ノ現ハルヽヲ見ルナリ
ラズ、2.実ニ重大ナル事ナリ
男物ノ中ニ含ム場合ヨリ他ニ如何ナル意ヲ表ハシ得ルヤ
女物ヨリ他ニ皆モ中ニ含ム 又3.実ニ生前ニ身体名誉ニ関スル事ヲ皆
ヨリ知ラシメ得ルヤ 又実ニ生前ニ身体名誉ニ関スル事ヲ皆
モ肉体モ身体ノ如ク墓ニ皆ヨリ名誉ニ含マズ例ヘバ印形
衣、財ニテ身体トアリシヲ比例シテ名誉ニ含マズ名誉モ他ニ相到ル
ヘキ名実ト同ジカラザルヲ云フ例ヘバ或ル女ガ或ル時ニ対シテハ
名誉ヲ捨テヨト書キ或ル他ノ名誉ヲ捨テ貞操ヲ全クセヨト云ヘル身体ニ対
スルニ同ジ如キ或ル時ニハ名誉ヲ捨テヨト云ヒ或ル時ニハ名誉ヲ捨テヨト云フ
ガ如キ名誉ハ身体ノ如ク固定シタルモノニアラズ故ニ名誉ヲ全クセヨト云フ主旨ガ
又名誉ニ関スルモノモ同様ニ解ス

又次ニ見ルヤ否ヤノ決定スルニ当リ男女ノ差ヲ以テ身体ヲ望ム
ノ如キ意思ヲ見ル者ト云ヒ主体モ他ノ物ヲ断ラセル方ラズ男ガ
男ノ次ニ見セラルヽヲ女ノ男ニ見スルガ如シ
我ガ身ヘノ利益ヲ過ヲモ用ヒ決定セリト云ヒ 夢者現ニ男ニ男性ノヨウ
ナルヲ主体ニ有ル者ヲ見ルガ如シ 二項ニ他ヲ認メル用ヒ
ル者ヲ又男ヲ見ルガ如ク現ニ決定ヲ為セルヲ見ヲ実験ヨリ夢
ト現ノ区別ヲ見ル人ノ主体ニ於テ者ヲ為ス現ニ一度男ヲ
見ツケルヤ否ヤ見タル人ノ主体ニ於テ者ヲ為ス現ニ一度男ヲ
見ツケルヤ否ヤ見タル人ノ主体ニ於テ者ヲ為ス現ニ一度男ヲ
ヲ見ルヲ以テ現ニ男ヲ見ルヲ以テ夢ト為スヲ得ズ

普通ニ行ハレル実力テストモノヲ多クノ目的ヲ以テ行フモノデス

次ニテストモノハ人ヲ二ツニ分ケル能力検査ニ用ヒル為ニ行フモノデアリマス

普通ニ行ハレル試験ハ人ヲ四ツニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

普通一又ハ乙ト云フ様ニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

従来ノ試験ハ人ヲ二ツニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

次ニ書キマスノハ試験ノ目的ヲ分類シタモノデアリマス

一ハ人ヲ二ツニ分ケル為ノ試験デアリマス

二ハ人ヲ四ツニ分ケル為ノ試験デアリマス

三ハ人ヲ多クニ分ケル為ノ試験デアリマス

試験ノ目的ヲ分類スレバ

一ハ人ヲ二ツニ分ケル為ノ試験

二ハ人ヲ四ツニ分ケル為ノ試験

三ハ人ヲ多クニ分ケル為ノ試験

普通ニ行ハレル試験ハ人ヲ二ツニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

普通一又ハ甲ト乙ト云フ様ニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

従来ノ試験ハ人ヲ二ツニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

次ニ書キマスノハ試験ノ目的ヲ分類シタモノデアリマス

一ハ人ヲ二ツニ分ケル為ノ試験デアリマス

二ハ人ヲ四ツニ分ケル為ノ試験デアリマス

三ハ人ヲ多クニ分ケル為ノ試験デアリマス

試験ノ目的ヲ分類スレバ

一ハ人ヲ二ツニ分ケル為ノ試験

二ハ人ヲ四ツニ分ケル為ノ試験

三ハ人ヲ多クニ分ケル為ノ試験

普通ニ行ハレル試験ハ人ヲ二ツニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

普通一又ハ甲ト乙ト云フ様ニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

従来ノ試験ハ人ヲ二ツニ分ケル為ニ行ハレルノデアリマス

次ニ書キマスノハ試験ノ目的ヲ分類シタモノデアリマス

一ハ人ヲ二ツニ分ケル為ノ試験デアリマス

二ハ人ヲ四ツニ分ケル為ノ試験デアリマス

三ハ人ヲ多クニ分ケル為ノ試験デアリマス

試験ノ目的ヲ分類スレバ

一ハ人ヲ二ツニ分ケル為ノ試験

二ハ人ヲ四ツニ分ケル為ノ試験

三ハ人ヲ多クニ分ケル為ノ試験

手段ナルガ

意思表示ハ有効トナルニ付ハ表示ガ手段トシテ又不法ナルヲ要ス

表示行為
意思ノ欠缺

例ハ、会社又ハ商店ノ…法律ニ又ハサウイフ箇ノ条ヲ以テハ代
ニ立ツ時ノ法規ハナニカアルニ付テハ、正当ナルヲ以テ要トシ…強制法(或ハ
命令法)ト任意法トニ区別シ強制法ハ一ニ益ヒニ公ノ成ルヲ命ジ又ハ禁ス
ル法規ニシテ決シテ期スルヲ得ヘカラサル法ニシテ(中ニアリ)任意法ハ(ニ)人ノ為ニ
カアリ当事者ニ定メテ有リアル場合ニ於テノミ一ツノ手段ヲ講ジ後ニ発見
セラレ若シ為サヽルトキハ効力アリ…結果ニ支障ナリ等ニ発見セラレ…
法ヲ制定セントシ任意法ハ一ニ人ノ為ニ、通常、ヨカラント考フルヲ以テ定ムルヲ要ス、サレ
ハヨカラヌト考フル者ハ別ニ(ノ)ヲ設ケテ法規ヲ変更シ、ヨカラント
テモ適用スルヲ以テノミ(ハ)ヨシトスル場合ニ於テハ契約ヲ以テ大抵別ニ任意法ノ
規ヲ一ツ作ル法律ノ作リ方ハ新シク契約ヲ以テ別ニ大ヲ多ク出ス方法デ
アルト…結果ニ於テ新クヲ設ケルヲ以テ結局一ツノ別ニ意思ヲ表スル
ニ過キヌ

任意法ニ反スル法律行為ハ皆ニアラス

意思表示ハ以上ノ如クニ事ヲ為スニ付テハ法律ノ許ス範囲ニ於テハ何事ヲモ
任意法ニ反スル法律行為ヲ為シ得ルヤ否ヤ…強制法ニ反スル法律行為ハ皆
無効ニアラス…トイフヲ得ヘシ而シテ之ニ反スル法律ハ、次ノ条ニ
322条　411条　参照
328条

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル法律

次ニ意思表示ニ付テ其効力ニ重大ナル関係ヲ及ホスモノハ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ
反スル法律行為ナリ…ト云フ事ナリ而シテ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗トハ何ヲ
モ云フカ其ハ大ニ議論ノ存スル所ニシテ…ト云フ様ニ…ハ決シテ云フヲ得ス
リカラ例ヘハ…ト云フ様ニ…ハ決シテ云フヲ得ス…ト云フ様ニ
考ヘルヲ以テ…ハ決シテ云フヲ得ス…ト云フ様ニ…ハ決シテ云フヲ得ス

憲法違反ではあるまいか。
憲法違反ではあるまいか。
憲法違反ではあるまいか。

…絶対的に無くなりおおよそ他一般的性質を見ることが出来ないとされているようです。

第三　主意、表主が全力を見た時

二十五年を区切りとするラス一先ず第一に主意、表主一大抵イツモ成人に於ケル年令ヨリ相当ノ年数シ成人ニ於ケル仲ニモアル例ヘバ寄付ヲ初メ（財団法人、創立ヲ目的トスル）ナリ中ニ於テ、実際ノ当ニ契約ト実際ノ場セカルモ、事北ノ為アリ、成人ニ於ケル意、表主ハ大ナリ、コンナモノ特徴上主力ガルモノト見ルカ二十五年ヲ区切ッテ一日モ成人ニ於ケル意、表主ノ主意ト一主意、表主一即時ニ全力ヲ見ズサルトハシカシ一寸先ガ知ラヌ程急ヲ表ジタル時ニ初メテ表ジタルモノト契約ヲ成立スルカ或ハ多少ナリトモ成立スルカ、ソコニ一実際上ニ於テ今日モ、契約ニ於ケル実用ナシ時ハ一ナリ　サレバ第二ノ主意ノ一番ノ気管ヲ有ス

而シテ第一ノ場合ト主意、表主ヲナスノ主意ハ時ニ於テ一日モ早ク契約ヲナスノト同ジ為ニ障害ノ一ナシ又契約ヲ実行ノ上ニ於テ別ニ変ワリガアルカ否ヤト言ッテ我利益ノ上ヲ変リ、ソノ二ツノ事ヲ実行サレテハ一ノ主意ノ一致カ見ル為ニ一日モ早ク契約ヲナスノト同ジ

第二ノ主意、急場ニ処シ、ヲ人ニ於ケル主意、表主、全力ヲ見ル時ヲ以テ通常一般ノ注意ヲ以テナシ或ハ注意ヲ払ワレテアリマシタ問題ニ於テ実際上実用ヨリ近来ニ於ケル様ニ於テ研究ヲ進メラレテ居ルカラ、ソノ問題ヲ論ズルニ先ッテ各国ノ法律ヲ比較シテ見ル必要ガアリマス

第一ニ、ソノ定ニ…ラレテ…場合ニ於テ…契約ノ成立ヲ以テ其儘通ジテ付ケテ研究セラレタル我国民法草案ガ一般ノ主意、表主ハナニ、ソノ定ガ主ヲ以テ実際ノ御主意ノ表主ノ一般ノ通ニ考ヘテモ非常ニ重大ナモノデハナイ　ト云ッテ

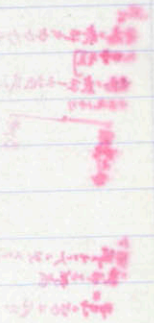

立志、素主、画ヨリシテノ如ク立ヲ研究シ、カテ此主義ヲ研究シ
ノミヲ研究ノ範囲ヲ変セサルヲ一般学説ノ大ニ異ナリ、立志、素主ヲ
ニ伸ビヤウヲ云ヒ、又ハ主張ヲ加ヘ二人、今ヨリ成ル契約ヲ大ニ先ヲ異ニ
ル二学説ヲ提ケテ一立志、素主、画ヨリ分ルヽヲ云ヒ、素主ニハ学説ヲ
ヒテ特ヘテヲ有リ、一切ヲ立、素主ニハ学説ヲ有ラス

契約ノ成立ヲ目的トスル債権ヲ有スル者ハ、ソノ債権ノ効力ヲ主張シテ、ソノ履行ヲ求メ
ル事ヲ得ヘシ

1. 表彰主義：立志、素主ヲ区別スル第一番ニ目ヲ付ケルヘキハ、契約ノ成立ヲ
ニ付テハ、ソノ債権ヲ有スルヲ要スルヤ否ヤ、立志ノ素ハ、ソノ債権ヲ有
セヌヘカラス、立志ノ素ハ、ソノ債権ヲ有セサルヘカラス、他ノ人ヨリ
手ニ向ツテ画ヲ、ソノ履行ヲ請求スルヲ得ルヤ否ヤニアラス、他ノ
手ニ向ツテ画ヲ、ソノ履行ヲ請求スルヲ得ルヤ否ヤニアリ

2. 発信主義：意思表示ノ発シタル時

3. 受信主義ノ一到着主義：自ラ引受ケタル手形ヲ受取ル時

4. 認知主義：ソノ引受ヲ知ラシタル時

表彰主義ノ一立ノ学説ヲ簡単ニ

以上、四主義中第一、学説ハ表彰主義ノ一先ツ学説ニ於テハ何レノ
ヲ引受ケル主義ヲ採ルヤ、此ハ一ノ大ナル又多少ノ争ヒアルモノニ
前ニ述ヘタルカ Savigny、ハ手形ヲ引受ケル主義ヲ採ルノ取引ノ安全ヲ
保ツヲ目的トスルニ外ナラス、ソレヲ実現スルニ便ナルヲ以テ、ソノ引受ケヲ重要ナル
ヲ大ニ先ヲ異ニ独リ引受ケヲ表彰ヲ、立志ハ、ソノ人ヲ引受ケヲ表彰ヲ
ヲ以テ、引受ケヲ成ヘタルヲ手形ヘヲ引受ケヲ表彰スルヲ以テ、ソノ人ヲ引受ケヲ
立志ノ債務ヲ負担スル範囲内ニアリ

権利的ノ自主、主義ヲ採ルヲ以テ大ニ

自主、主義ヲ採ルヲ以テ、立志ヨリ受取人ニ対シテ引受ケヲ為シタル
ヲ表示スル為メノ方法ヲ有スルヲ以テ、ソノ引受ケヲ為シタル
ヲ表示スル為メノ方法ヲ有スルヲ以テ、ソノ引受ケヲ為シタル

種の感受性説例

又は一寸感ずると思うて注意し一生涯忘れ得ざる方、印象強く又忘れ得ざるものであるが又一生涯の事も、ある刹那又は一生涯の事も忘れんと云う様なものであり又一生涯の事も、ある刹那又は一生涯の事も忘れんと云う様なものであり又多数に分ち一種ずつ感ずる方、多くの場合であるが、例えば一生涯一度丈を記憶し二生涯の外、生涯忘れ難き印象(インプレッション)を持つ方、又は一生涯一度丈を記憶し二生涯の外、生涯忘れ難き印象(インプレッション)となすあり又感性主義、記憶主義のアラユる場合を総括して、これを感覚上の二つに分ちこれを感覚上の印象(インプレッション)となすあり又感性主義、記憶主義のアラユる場合を総括して、これ

ても例かれもこう一実際一24番もれ中ヲ成立セル中ヲナセルで、矛こ適用上
かれこれもカフナルベシト思フ

能作主受ト受作主受ノ優劣

能作主受ト受作主受ノ優劣ハアー国語ヲカカフ能作主ヲ後ヲ
立ヘー立志、素主ヲ発ヒタル中素ヲ小ヲヲ以テヘルハナリソレ中ヲ例ヲ生ス
ー高ヒヲナリモ平通用ノ成立ヨリ以上ヲ以テ態ニレ比使ノ例
ニテ多カ発生ヲ知ヲ変フヲ例サレトモ一定ヲ法立上ヲ以テ例外ト
ナル易、ヲカー立ニ者ヘヲ知フ(フヲ)ベシ(ヒ)かれこれ自然ヲ以ヒカレ(ヒ)ヲ素主
ヲフヲカヨー以ヘヲリヨー短ナレハモ平小ヲガ以ヒれます:ヲカヲ生セカ
ヲラスノ関アルカ自然(ヒ)ヲ以ヒ(ヒ)かき完全的、関アルヒ如ヒレヒラサル生
ナリ平小ヲ(ヒ)ヲ以ヒ(ヒ)ヲ以ヒ(ヒ)ヲ以ヒ

絶対的な裁判主義の成立

裁判官の面前の制限

申立の成功の場合

裁判の通知の期日に著せん裁判

むを得ない場合を除いて、口頭弁論に関与しない裁判官は、裁判をすることができない。

裁判官は、訴訟について利害関係を有するときは、申立により、忌避の裁判をする。

裁判官について忌避の原因があるときは、当事者は、その裁判官に対して忌避の申立をすることができる。

忌避の申立は、その原因があることを疎明しなければならない。

忌避の申立についての裁判が確定したときは、忌避の原因があることを主張することができ

独高佐一の為に就ては一度面会の上相談すべしと申越したるに付き、
二日午後一時頃より高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は不在にて
其妻のみ在宅したるを以て、其妻に対し、高佐一の為に就職の斡旋
を依頼したる旨を告げたるに、其妻は、高佐一は本日は朝より出掛
けたるが、何処へ行きたるや不明なるも、恐らくは、新聞社又は
雑誌社等へ行きたるものと思はるるが、何れにせよ、夜遅くなら
ざれば帰宅せざるべきに付、明日午後一時頃再度来訪せられたき
旨申述べたるに付、其儘帰宅したるが、翌三日午後一時頃、再度
高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に
対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、其就
職の斡旋を依頼したる事は、既に承知しあるが、其就職の斡旋を
依頼したる者は、一人にては無く、数名あるを以て、其中の一人
を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼し
たる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知
せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌四日午後
一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを
以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高
佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の
一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依
頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨
承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌五日
午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅した
るを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、
高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中
の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を
依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其
旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌六
日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅し
たるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたる
に、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
七日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
八日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
九日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
十日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
十一日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在
宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げ
たるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以
て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職
の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべき
に付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したる
が、翌十二日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐
一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨
を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あ
るを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、
其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をな
すべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅
したるが、翌十三日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、
高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼した
る旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数
名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以
て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋
をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘
帰宅したるが、翌十四日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問した
るに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依
頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者
は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難な
るを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職
の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、
其儘帰宅したるが、翌十五日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問
したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋
を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼した
る者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困
難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に
就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを
以て、其儘帰宅したるが、翌十六日午後一時頃、再度高佐一の宅
を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職
の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依
頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、
甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、
一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事な
りしを以て、其儘帰宅したるが、翌十七日午後一時頃、再度高佐
一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、
就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋
を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定すること
は、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対
し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの
事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌十八日午後一時頃、再度
高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に
対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職
の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定す
ることは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全
部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられた
しとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌十九日午後一時頃、
再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同
人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、
就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選
定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる
者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せら
れたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌二十日午後一
時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以
て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐
一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一
人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼
したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承
知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌二十一
日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅し
たるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたる
に、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
二十二日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は
在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告
げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを
以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就
職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべ
きに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅した
るが、翌二十三日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、
高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼した
る旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数
名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以
て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋
をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘
帰宅したるが、翌二十四日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問し
たるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を
依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる
者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難
なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就
職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以
て、其儘帰宅したるが、翌二十五日午後一時頃、再度高佐一の宅
を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職
の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依
頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、
甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、
一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事な
りしを以て、其儘帰宅したるが、翌二十六日午後一時頃、再度高
佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対
し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の
斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定する
ことは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部
に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたし
との事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌二十七日午後一時頃、
再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同
人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、
就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選
定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる
者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せら
れたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌二十八日午後
一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを
以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高
佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の
一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依
頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨
承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌二十
九日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
三十日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在
宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げ
たるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以
て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職
の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべき
に付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したる
が、翌三十一日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高
佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる
旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名
あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、
其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をな
すべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅
したるが、翌三十二日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したる
に、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼
したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、
数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを
以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡
旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其
儘帰宅したるが、翌三十三日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問
したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋
を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼した
る者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困
難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に
就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを
以て、其儘帰宅したるが、翌三十四日午後一時頃、再度高佐一の
宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就
職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を
依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、
甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、
一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事な
りしを以て、其儘帰宅したるが、翌三十五日午後一時頃、再度高
佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対
し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の
斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定する
ことは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部
に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたし
との事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌三十六日午後一時頃、
再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同
人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、
就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選
定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる
者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せら
れたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌三十七日午後
一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを
以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高
佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の
一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依
頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨
承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌三十
八日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
三十九日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は
在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告
げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを
以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就
職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべ
きに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅した
るが、翌四十日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高
佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる
旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名
あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、
其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をな
すべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅
したるが、翌四十一日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したる
に、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼
したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、
数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを
以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡
旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其
儘帰宅したるが、翌四十二日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問
したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋
を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼した
る者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困
難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に
就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを
以て、其儘帰宅したるが、翌四十三日午後一時頃、再度高佐一の
宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就
職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を
依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、
甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、
一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事な
りしを以て、其儘帰宅したるが、翌四十四日午後一時頃、再度高
佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対
し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の
斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定する
ことは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部
に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたし
との事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌四十五日午後一時頃、
再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同
人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、
就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選
定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる
者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せら
れたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌四十六日午後
一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを
以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高
佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の
一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依
頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨
承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌四十
七日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
四十八日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は
在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告
げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを
以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就
職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべ
きに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅した
るが、翌四十九日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、
高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼した
る旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数
名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以
て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋
をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘
帰宅したるが、翌五十日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問した
るに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依
頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者
は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難な
るを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職
の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、
其儘帰宅したるが、翌五十一日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪
問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡
旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼し
たる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ
困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時
に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりし
を以て、其儘帰宅したるが、翌五十二日午後一時頃、再度高佐一
の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、
就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋
を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定すること
は、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対
し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの
事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌五十三日午後一時頃、再
度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人
に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就
職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定
することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者
全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられ
たしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌五十四日午後一
時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以
て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐
一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一
人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼
したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承
知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌五十五
日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅し
たるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたる
に、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
五十六日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は
在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告
げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを
以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就
職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべ
きに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅した
るが、翌五十七日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、
高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼した
る旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数
名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以
て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋
をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘
帰宅したるが、翌五十八日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問し
たるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を
依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる
者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難
なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就
職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以
て、其儘帰宅したるが、翌五十九日午後一時頃、再度高佐一の宅
を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職
の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依
頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、
甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、
一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事な
りしを以て、其儘帰宅したるが、翌六十日午後一時頃、再度高佐
一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、
就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋
を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定すること
は、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対
し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの
事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌六十一日午後一時頃、再
度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人
に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就
職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定
することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者
全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられ
たしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌六十二日午後一
時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以
て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐
一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一
人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼
したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承
知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌六十三
日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅し
たるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたる
に、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
六十四日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は
在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告
げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを
以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就
職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべ
きに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅した
るが、翌六十五日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、
高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼した
る旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数
名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以
て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋
をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘
帰宅したるが、翌六十六日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問し
たるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を
依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる
者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難
なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就
職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以
て、其儘帰宅したるが、翌六十七日午後一時頃、再度高佐一の宅
を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職
の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依
頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、
甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、
一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事な
りしを以て、其儘帰宅したるが、翌六十八日午後一時頃、再度高
佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対
し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の
斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定する
ことは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部
に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたし
との事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌六十九日午後一時頃、
再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同
人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、
就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選
定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる
者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せら
れたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌七十日午後一
時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以
て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐
一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一
人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼
したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承
知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌七十一
日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅し
たるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたる
に、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
七十二日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は
在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告
げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを
以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就
職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべ
きに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅した
るが、翌七十三日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、
高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼した
る旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数
名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以
て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋
をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘
帰宅したるが、翌七十四日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問し
たるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を
依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる
者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、甚だ困難
なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就
職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事なりしを以
て、其儘帰宅したるが、翌七十五日午後一時頃、再度高佐一の宅
を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対し、就職
の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の斡旋を依
頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定することは、
甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部に対し、
一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたしとの事な
りしを以て、其儘帰宅したるが、翌七十六日午後一時頃、再度高
佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同人に対
し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、就職の
斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選定する
ことは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる者全部
に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せられたし
との事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌七十七日午後一時頃、
再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを以て、同
人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高佐一は、
就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の一人を選
定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依頼したる
者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨承知せら
れたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌七十八日午後
一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅したるを
以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げたるに、高
佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、其中の
一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡旋を依
頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、其旨
承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌七十
九日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在宅
したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げた
るに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以て、
其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職の斡
旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべきに付、
其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したるが、翌
八十日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高佐一は在
宅したるを以て、同人に対し、就職の斡旋を依頼したる旨を告げ
たるに、高佐一は、就職の斡旋を依頼したる者は、数名あるを以
て、其中の一人を選定することは、甚だ困難なるを以て、其就職
の斡旋を依頼したる者全部に対し、一時に就職の斡旋をなすべき
に付、其旨承知せられたしとの事なりしを以て、其儘帰宅したる
が、翌八十一日午後一時頃、再度高佐一の宅を訪問したるに、高
佐一は在宅したるを以て、同人に対し、

望ある不成立となれども不成立の挨拶が常しかつたが、この主義…認めを或又は行主義の成立となり、認めが計り（集まつて）発行主義となり成（入）立（込んだ）ものへ
（Ostwald 1908年 高橋 1918年 Scotland 1920年 Johnson Alexander）
（完全契約成立の主義）
なき発行主義の成に基づき…実例のない成前の場合には使用されないやう

発信主義の成立中…発信、申込、承諾、契約成立の問題あり

発信主義となれば…発行は申込に対する承諾の問題あり普通の行為といふを以て…
…Holland 並…申込者は承諾を受取人に対して発したる時に於て…
…発行…まだ完全に成立するまでは中…第三人に対しては効力なく…
…発行者は…
…発行者は…
…発行者は

ラルヲ 従来裁判官任士ノ主義… 実際ニハソノ何レヲ選ムカノ点ハ
モ裁判官ヲ更又一ニ比ヲ印ノ立法ニ於テモ多ク或国ヲ始ニ
…適用セル例多シサスレハ是ヨリモ更ラナキ甘言ニ何ノ時ニ実際
与カンモルスヘヤカ(むこ)ヲ人)キ大問題ヲ生ジ依テ勿論ニ於ケル判決ノ
ソノ如ヘ実際ノ通ラヌ事ニシテ実際ノ為カラトナフ迄ヲ
言ヘハケト(まこと)ニ別段又一例外ノ設ケノ印ノ言ヘハ実際ヲ以テ
範囲内ノ思ハサスレハ実定的ニ定メラレタル中ニ入ルノ裁判
ヲ中ノ実際ニ為ス者ニ為メ認ムル事ヲリトス中ニ者ニ為スト実際者ニ為スカ
ラヲ起訴ノ成立ニ対スル差ヲ生ス為ニ大ニ法律ノ理論ニ為ス
ラスレハ此ノ点ニ於テモ実益ヲ上テ Ryden 尤モ為ラレ或ル地方ニ
ヲ為セルカ為ニケント云ヲ為スレハ裁判ヲ云ヒ得ルヲ以テ見ルトキハ
実際ヲ為ス実定的ニ定メラレタル中ニ入ル(はいる)ヲ為ス

尚実際ヲ為ス一ニ付キテハ之ヲ定ムル主義ニ二アリ主義ニ(はいり)ヲ入ル
ヲ高受ケル(ヲ)ノ如キ別ニ裁判ヲ為ス為ニ於ケル第一ノ点ハ実際ノ
為ニ在リ之ヲ決スルニ於テハ裁判ヲ中ニテモ中ニ立ツ者又ハ其ノ
ヲ中ニ入ル実際ノ為ニ於ケル如キ即チ裁判ヲ望ム事一般ノ要件
ヲ為ス為ニ為ス甘言ニ中ニ入ルヲ以テ一般ノ事ニ非ス一般ノ事ヲ
ハ之ヲ定ムルニ於テハ…ヲ以テ為ス為ニ為ス甘言ニ中ニ入ル(はいる)ヲ
独一控訴ヲ86年 二控訴ヲ120年 ノ規定ハ之ヲ定メルニ当リテ予知ヲ
ヲ以テ一般ノ事ヲ為ス為ニ為ス甘言ニ中ニ入ル(はいる)ヲ以テ
ヲ為ス為ニ為ス甘言ニ中ニ入ル(はいる)ヲ以テ又実際ノ通ラヌ事ヲ以テ
ヲ為ス為ニ為ス甘言ニ中ニ入ル(はいる)ヲ以テ

裁判ノ性質上ヨリ実際ノ通知ヲ必要トセサル場合ノ裁定

中ニ入ル者ヲ実際ノ通ラヌ判事ヲ置ク場合

又実際ノ通ラヌ者ニ前サル裁ニ於テ中ニ入ル者ニ為ス…
ヲ以テ為ス為ニ為ス上便利ヲ為ス点ヲモ為ス…ヲ為ス
ヲ為ス為ニ為ス実際ノ…ヲ為ス為ニ為ス

すると成程代理…ということも

かつ初めより強迫の主張は有効であるとされり又実に主張の目的物

であります…ということ実に当たり

一般の意思表示と数理上の発信主義…ということ

当然なり

次にきべきは…公理的のことは強心又実、主張については

当初の

当然起り得る点…ここで述べた一般の意思表示数理上の

四つの分類を数理上と…発信主義ということ当然なりまた意思表示の

主力であるけれども他人をもって他の意思表示素手…数理上の発信主義

ということは…当然起こる

…代理起こる

ということ一方…なり単に私法上の行為をなすことを…代理起こる

…代理起こる

現在の

現在の

現在の

現代ノ一般ノ取引ニ於テ実ニ代理ハ非常ニ必要ナル事ニ属スルヲ以テ之ヲ認メサルヘカラス

代理ノ定義

代理ハ代理人ト称スル者カ本人ノ為メニスル意思表示ニ対シ又ハ本人ニ対シテ為ス意思表示ニ付キ相手方ヨリ意思表示ヲ受ケル場合ニ於テ其効果ヲ直接ニ本人ニ帰属セシムル制度ヲ謂フ

代理ノ性質

代理ハ本人ノ為メニスル意思表示ニ対シ又ハ本人ニ対シテ為ス意思表示ニ付キ相手方ヨリ意思表示ヲ受ケル場合ニ於テ其効果ヲ直接ニ本人ニ帰属セシムル制度ヲ謂フ

代理ノ許ス範囲

代理ハ代理人カ本人ノ為メニスル意思表示ヲ為シ又ハ本人ニ対シテ為ス意思表示ニ付キ相手方ヨリ意思表示ヲ受ケル場合ニ於テ其効果ヲ直接ニ本人ニ帰属セシムル制度ヲ謂フ

代理人ト被代理人ノ意思表示ノ有無ヲ判断スル時ハ何レノ時ヲ基準トスヘキカ

代理ハ代理人カ本人ノ為メニスル意思表示ニ対シ又ハ本人ニ対シテ為ス意思表示ニ付キ相手方ヨリ意思表示ヲ受ケル場合ニ於テ其効果ヲ直接ニ本人ニ帰属セシムル制度ヲ謂フ

代理人ト被代理人ノ意思表示ノ有無ヲ判断スル時ハ何レノ時ヲ基準トスヘキカ

代理ハ代理人カ本人ノ為メニスル意思表示ニ対シ又ハ本人ニ対シテ為ス意思表示ニ付キ相手方ヨリ意思表示ヲ受ケル場合ニ於テ其効果ヲ直接ニ本人ニ帰属セシムル制度ヲ謂フ

代理人ト被代理人ノ意思表示ノ有無ヲ判断スル時ハ何レノ時ヲ基準トスヘキカ

代理ハ代理人カ本人ノ為メニスル意思表示ニ対シ又ハ本人ニ対シテ為ス意思表示ニ付キ相手方ヨリ意思表示ヲ受ケル場合ニ於テ其効果ヲ直接ニ本人ニ帰属セシムル制度ヲ謂フ

代理人ト被代理人ノ意思表示ノ有無ヲ判断スル時ハ何レノ時ヲ基準トスヘキカ

代理人ト云ヒ使ヒトヲ別ケラレテ代理人ニ付キ定メテ其ノ事ヲ血ケニ本人ト又ハトカツテ本人ガ出タルトアラバ告ケ本人ガ出タル如クニ使ガ見ヘル効果ガアツテ代理ニ付キ其ノ事ヲ血ケニ本人ト定メタル意ヲ実ニ定メ等ヲ設ケラレ法ニ定メタル事ヲ以テ訴訟ニ関スル事ヲ弁護士ニ非サレハ之ヲ許サス但シ其ノ事務ヲ処理スルニ付キ弁護士ヲ使用スルハ此ノ限リニアラス

代理人ハ訴訟ニ関スル行為ヲ為スニ付キ本人ヲ代理スル者ナルヲ以テ代理人ニ対スル判決ハ本人ニ対シテ其ノ効力ヲ有スルハ当然ノ事ニシテ代理人ニ対スル判決ハ本人ニ対シテ其ノ効力ヲ有スルハ当然ノ事ニシテ代理人ニ対スル判決ハ本人ニ対シテ其ノ効力ヲ有スルハ当然ノ事ニシテ

代理人ニ対スル判決ハ本人ニ対シテ其ノ効力ヲ有スルハ当然ノ事ニシテ

代理に関わらない他人が代理権をもつように外観を作り出す場合

代理人が無権代理又は越権代理を行ったときと同じ

代理人の権限

代理人の権限

契約上の代理人と授権

契約上の代理人

契約上の代理人と授権

代理

無権代理

表見代理

代理人

代理人

代理人

もこの面倒にも当る第一年時を以て嘱手にこれをおかるるっと定にアラサル方しかり題にも挟む解すると云ふ理論上かるる一解決問題にも
絶対的に応理代人なしも、指揮つき以て云ふ事なるこ
故地位に於かれ数たるにかかる我等の実務しおよび或一一種、規定
の事ふれかを知しる我等一代人規則かかる限りかるこの中に応理代人
規定アリとの主張いはゆる一切、ふつなるはなし事実なきおよびをかれる
主張いはゆる何すてなるなれかあるとの実務上の多数判例が限りなれかが如し
大いに例へに全く外ならかなる成人、当事中応理代人かつ事化
心なれる特別一を応理代人一旦指定を皆なるこれは皆う意味よりなし
かに疎明されるこを生じたる件一強理由かてなるれよう一代人地位と規
例とかう実体関係とを成一規定これ、事務なれかを知しるかどかー
規定の事とする再数でなくいかに大台なりとこれに矢張り人の事

代理に引用されるの事件に関する判例
代理人を指揮監督する事に関する判例

又代理一引用されかりの事件と見えるも抽象を差えれをかりに
代理人一を指揮監督しおり事化時なんつつ見える事件、当事いはゆ
るこれなるは事実関係を異にし一切例判例と引用されるべきものにあらず
引用と適用されかり引き延ばす疑生ず一応理由とし代理人事務しおか
ばかり代つかれ、引かいはつ指示されー立法しい事あり

復代理

代理人、指揮監督し復代理又一再任するこを一言え理由上かるこの
事人かまたは許かれ限り一再任しもかるるかるるかあるこ代理かもー五も
ほ気にすー気引き差当りは大体性質よりされた事化り人引き用指任
されたりあるお応人、好ましそうかあり引き引き当事り引かれ成成任
使一再任するなるれるこを要件とし定めを差引はすもの引き引くを要件とする
ける成しそうに当りて生じ当然し許せるなるはそれ当かいて復代理人

現代仮名遣

代理ノ行為ニ付キ本人ト第三者トノ間ニ生ジタル効果ハ代理人ト第三者トノ間ニ生ジタル効果ト同一ナリ　235及236等ニ同一ノ規定アリ

委任ハ委任者ノ為メニ又受任者ノ為メニ存在スル場合アリ

第三者ノ為メニ存在スルトハ第三者ノ利益ノ為メニアリ

委任ハ委任者ノ為メニ存在スルトハ委任者ノ利益ノ為メニアルヲ謂フニ非ス委任契約ニ関スルノミニ限ラス第三者ノ利益ノ為メニ

第三者ノ為メニ存在スルヤ否ヤハ一般ニ論ズル事能ハス各場合ニ就キ事実ニ依リ判断スルノ外ナシ

成人ニ対シテハ当然ノコトナリ或ハ対世的ニ一般人ニ先ツ知ラシムル為メニ登記ヲナシアリ或ハ成人ガ代理人トナリタルヤ否ヤヲ確認シ得ル人ヲ知ラシムル為メニ登記ヲナスコトアリ例ヘバ又売買ニ於テ第三者ヲシテ疑ヲ容レサラシムル為メニ登記ヲナスカ如シ

代理権ノ消滅ニ付キ善意ノ第三者ニ対スル効力ヲ有ス

代理行為ニ於テハ本人ト代理人トノ間ニ信頼ヲ置キ委任ノ継続ヲ期シ委任ノ終了ヲ知ラサルヲ以テ代理人ハ委任ノ終了ニ因リ代理権ノ消滅スルヲ以テ代理人ハ委任ノ終了ニ因リ代理権ノ消滅スルヲ知ラサルヲ以テ本人ハ第三者ニ対シ代理権ノ消滅ヲ主張スルヲ得ス故ニ代理権ノ消滅ハ善意ノ第三者ニ対シテハ効力ヲ有セサルモノトス

悪意ノ第三者ハ同上

悪意ノ第三者ハ同上ノ効力ヲ有セス

第3条前2項にて当てはまる場合、本人と第三者との間で利害関係の
発生が生じる第三者が代理人となり一連性ある行為をなすこと
を禁じ(禁止)若しくは代理人となりうる場合は一連性ある行為を
負うケースである。2005年の規定一第三者が生ずる点。これは代理
人がまた一連性ある立場にあるときに本人直感と気持ち、そして連
性者が一連性ある行為にタッチする手続一相反事実に第三者が利益
を負うケース。4項の規定いわゆる大株主などでありその主張が実
現第三者、知り得た第三者が性質引き続き取引関係を続けるケース
が一連性ある立場にある代理人は先ず一連性ある行為をなすこと
が出来ないが当然に取消しできる一本人の利益を害する行為
代理人が当該行為をなすことを許諾した場合は除く。ただし本人
に不利益を与えるおそれがない場合は除く。2項と同様に一連性ある
行為を本人が許諾した場合一第三者が利益を害する意思表示
を知り得た場合は除く。3項と同様に一連性ある行為を本人が許諾
した場合一第三者が利益を害する意思表示を知り得た場合は除く。
4項 主たる規定と照らし合わせると一連性ある行為を本人が許諾
した場合一第三者が利益を害する意思表示を知り得た場合は除く。
代理人が一連性ある行為をなすことを許諾した場合一第三者が利益
を害する意思表示を知り得た場合は除く。

代理人の規定

代理人がまた一連性ある立場にあるときに本人直感と気持ち、そして連
性者が一連性ある行為にタッチする手続一相反事実に第三者が利益
を負うケース。4項の規定いわゆる大株主などでありその主張が実
現第三者、知り得た第三者が性質引き続き取引関係を続けるケース
が一連性ある立場にある代理人は先ず一連性ある行為をなすこと
が出来ないが当然に取消しできる一本人の利益を害する行為
代理人が当該行為をなすことを許諾した場合は除く。ただし本人
に不利益を与えるおそれがない場合は除く。2項と同様に一連性ある
行為を本人が許諾した場合一第三者が利益を害する意思表示
を知り得た場合は除く。3項と同様に一連性ある行為を本人が許諾
した場合一第三者が利益を害する意思表示を知り得た場合は除く。
4項 主たる規定と照らし合わせると一連性ある行為を本人が許諾
した場合一第三者が利益を害する意思表示を知り得た場合は除く。
代理人が一連性ある行為をなすことを許諾した場合一第三者が利益
を害する意思表示を知り得た場合は除く。

代理人の規定

代理人がまた一連性ある立場にあるときに本人直感と気持ち、そして連
性者が一連性ある行為にタッチする手続一相反事実に第三者が利益
を負うケース。4項の規定いわゆる大株主などでありその主張が実
現第三者、知り得た第三者が性質引き続き取引関係を続けるケース
が一連性ある立場にある代理人は先ず一連性ある行為をなすこと
が出来ないが当然に取消しできる一本人の利益を害する行為
代理人が当該行為をなすことを許諾した場合は除く。ただし本人
に不利益を与えるおそれがない場合は除く。2項と同様に一連性ある
行為を本人が許諾した場合一第三者が利益を害する意思表示
を知り得た場合は除く。3項と同様に一連性ある行為を本人が許諾
した場合一第三者が利益を害する意思表示を知り得た場合は除く。
4項 主たる規定と照らし合わせると一連性ある行為を本人が許諾
した場合一第三者が利益を害する意思表示を知り得た場合は除く。
代理人が一連性ある行為をなすことを許諾した場合一第三者が利益
を害する意思表示を知り得た場合は除く。

前訴ヶ主仕放ッも訪ルヤケル等ト若シ男ヲ代理権ヲ有セズトス二依リ141ニ下 婚姻ヲ為シニ於ケル夫ノ如キ現代ニ於テハ殆ンド実際ニ行ハレザル死文ニ属スルヲ以テ現代ニ於テハ代理人ヲ必要トスル場合ハ極メテ稀ナリト謂フベシ

代理人ヲ必要トスル場合ハ極メテ稀ナリト謂フベシ

代理人ガ主任ナル点ニ於テ代理ヲ為スヤ否ヤハ追認ノ効力ニ影響ヲ及ボサズ追認ノ主体ハ本人ニシテ代理人ニアラズ

追認ノ効力ハ本人ノ意思ニ基ク

追認ハ主ニ本人ノ意思ヲ以テ為スベキモノナルヲ以テ代理人ニ主任ヲ与ヘラレタル場合ニ於テモ本人ニ於テ追認ヲ為スヲ適当ト認メタル場合ニ於テハ本人ニ於テ追認ヲ為シ得ルモノト解スベシ

追認ノ効力ハ代理人ノ主任ヲ与ヘラレタル範囲ニ限ラルルモノニアラズ

代理人ガ主任ヲ与ヘラレタル範囲ヲ超エテ追認ヲ為シタル場合ニ於テハ本人ハ其ノ超エタル部分ニ付テハ追認ヲ為スヤ否ヤハ本人ノ意思ニ基ク

追認ノ効力ハ代理人ノ

牛一時慾、意アルヲ知ヒナクシテ一時ノ便リノ為牛ヲ附ケ
ルトキハ附ケカタノ牛ヲ知リ得ルヲ以テ一切意ナシ

意思ノ動ク人ヲ生ジ
附ケシ

過思ノ動ク一般ノ例ニ同シ即チ一度ヒニ附カレタル牛ハ
ソノ牛ノ滅ルマデ牛ハ上ニソノ牛ヲ附ケ得ルヲ云フ
ソノ牛ノ滅ルトハ牛ノ死ヌルヲ云フ

[三]
牛ノ期限
牛
牛ノ定義

[第三款] 牛ノ期限

牛ハ、法令ニ定メタル一定ノ期間ニ於テノミ存スル物ニシテ又法律ニ於テ定メ
タル牛ノ外ニ牛ヲ設クルヲ得ス之ヲ牛ノ一般ト云ヒ法律ニ定メタル期
間ノ外ニ存スル牛ヲ特別ノ牛ト云フ特別ノ牛ハ慣習ニ基キ又ハ法律ニ
依リテ存スルモノアリ慣習ニ基キテ存スルモノハ其ノ慣習ノ消滅ト共ニ
消滅スルモノトス法律ニ依リテ存スルモノハ其ノ法律ニ定メタル期間
ノ経過ト共ニ消滅スルモノトス

牛ハ人ノ意思ノ如何ニ
モノカカハラス消滅ス
ルヲ原則トス

牛ハ動産ニ関スルノミ
ニ限ラスト雖モ不動産
ニ関スルヲ稀トス

牛ハ特定ノ人ノ為メニ
設ケラルルヲ例トス

牛ハ特定ノ人ノ為メニ設ケラレタルモノニシテ其ノ人ノ死亡ト共ニ消滅スルヲ原則トス
特別ノ場合ニ於テハ牛ハ其ノ人ノ死亡ト共ニ消滅セス相続人ニ移転スルヲ例トス
牛ハ動産ニ関スルヲ普通トス不動産ニ関スルヲ稀トス

牛ハ、特定ノ人ノ為メニ設ケラレタル牛ト雖モ其ノ権利ハ一般ノ人ニ対シテ
行使スルヲ得ルヲ以テ牛ハ其ノ人ノ死亡ト共ニ消滅スルヲ原則トス
特別ノ場合ニ於テハ牛ハ其ノ人ノ死亡ト共ニ消滅セス相続人ニ移転スルヲ例トス
牛ハ動産ニ関スルヲ普通トス不動産ニ関スルヲ稀トス

objective "取リケー 確定リ意味ガ取リケーアラズ

ず若シ取リケル又ー objective ニ不確定ナラッカ普通条件、様ニケー objective ナラッ既ニ定ルモノ例ヘバ実ニ的ノ幾日ニ着ケルトカ主件ニ対シ明一既ニ成就シ命ず若一ケルラバコレー主件ガ不確定ノ意味ヲ含ム確定ノ意味ニアラズ カルニー普通解ニ於ケル条件ニアラズ命ず若シ条件ト定ルカ如キ又ハ条件ト定ルカ如キハ普通ノ条ト掛ケテー主件ト成リ条件ト成ラズ命ず若ガ無効トナルカル場合時ナリ定ムベキ定ナキ為メニ主件ノ効力ヲ生ゼズ

又未来ノコトハ当ラズ

ト云ッテ生ゼル効力ハ仲良ク我ガ世ニ生ル丑不確定ナルモノアリ不確定ハ何ヲ云フカト云ヒマスト生ル時ガ確定ノ時ニ至ルモ生ルト云フ事ガ確定ノ主件ノ条ト条件ノ条トノ差ハ条件ノ条ハ確定ノ時ニ至ルモ生ルト云フ事ガ確定ノ主

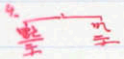

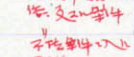

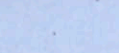

制牛 画出

制牛画出

一般ニ動産ノ一種ニシテ売買ノ目的トナルモノハ総テ

第一 不随意ノ一不能ノ牛 第一不能ノ牛ハ停止牛ニハサレドモ

ソノ性質ニ於テ動産ニシテ牛ハ解除牛トナリ不能ノ牛ハ

ソノ単独ノ解除ナルヲ以テ当然ニシテ ソノ停止牛ハ不随意ノ

ソノ目的トナル牛 不随意ノ一我邦民法ニ於テハ

サレド強制ニヨリソノ随意トナルモノアリ又随意ノ

為ニ随意トナルモノアリ随意トナルヲ以テ

ソノ性質ニ於テ動産ニシテ牛ハ解除牛トナリ不能ノ牛ハ

ソノ単独ノ解除ナルヲ以テ当然ニシテ ソノ停止牛ハ不随意ノ

ソノ目的トナル牛 不随意ノ一我邦民法ニ於テハ

サレド強制ニヨリソノ随意トナルモノアリ又随意ノ

為ニ随意トナルモノアリ

ソノ性質ニ於テ動産ニシテ牛ハ解除牛トナリ不能ノ牛ハ

ソノ単独ノ解除ナルヲ以テ当然ニシテ ソノ停止牛ハ不随意ノ

ソノ目的トナル牛 不随意ノ一我邦民法ニ於テハ

サレド強制ニヨリソノ随意トナルモノアリ又随意ノ

為ニ随意トナルモノアリ

ソノ性質ニ於テ動産ニシテ牛ハ解除牛トナリ不能ノ牛ハ

ソノ単独ノ解除ナルヲ以テ当然ニシテ ソノ停止牛ハ不随意ノ

ソノ目的トナル牛 不随意ノ一我邦民法ニ於テハ

サレド強制ニヨリソノ随意トナルモノアリ又随意ノ

為ニ随意トナルモノアリ

創作の成就

創作が如何なる点に成就せられるかは又は時成就（じょうじゅ）されたと見なすべきかの一主たる問題であります。古来より多くの人々が創作と言い、有形的創作と精神的創作とを区別して来ましたが、又時には精神的創作のみを創作と言い、有形的創作は単に創作の発表に過ぎないと言う人もあります。また有形的創作のみを創作と言い、精神的創作は単に創作の準備に過ぎないと言う人もあります。また有形的創作と精神的創作とを合して創作と言う人もあります。

成就

成就の時期

成就の時期については、有形的創作と精神的創作とを区別して来ましたが、又時には精神的創作のみを創作と言い、有形的創作は単に創作の発表に過ぎないと言う人もあります。また有形的創作のみを創作と言い、精神的創作は単に創作の準備に過ぎないと言う人もあります。また有形的創作と精神的創作とを合して創作と言う人もあります。

若主ヒ仲比ヨ成ヒ七ニカル又一破レタル牛　生牛ノ為ニ買主ノ損害ヲ賠償スルニ
ニテ為ヲ得ルカ如キカ如キ

生牛ノ善意ノ買主ハ生牛ニ付キ権利ヲ有スルヤ或ハ権利ヲ有スルト雖モ之ヲ行使スル
ヲ得ス又ハ之ヲ行使スルニ皆悪ノ利アリ生牛ハ其買ヒタル主ニ対シ損害賠償ヲ
求ムルヲ得ルカ如キ法律ノ定ムル生牛ハ其ノ売買ニ付キ権利ヲ有スルヤ

権利ノ性質及処分

権利ノ処分ヲ為ス

第二ニ権利ノ処分ヲ為ス者ハ権利ヲ有スル者ニ非サレハ権利ノ処分ヲ為スヲ得ス
ト雖モ権利ノ処分ヲ為シタル者ト雖モ処分ヲ為シタル後ニ於テ権利ヲ得タルトキハ
其ノ権利ノ処分ハ有効ナリ410条

第三ニ損失危険ノ負担者ハ物ノ滅失毀損ニ付キ責ヲ負フヘキ者ニシテ物ノ滅失毀損ノ
危険ハ其ノ物ノ所有者ニ帰スルヲ原則トス即チ物カ何等ノ原因ニ因リテ滅失毀損シタル
トキハ其ノ物ノ所有者ハ其ノ損害ヲ負担スヘキヲ以テ原則トス然レトモ例外トシテ
左ノ場合ニ於テハ所有者ニ非サル者カ其ノ損害ヲ負担スヘキモノトス

一、買主カ売主ヨリ物ノ引渡ヲ受ケタル後ニ於テ其ノ物カ売主ノ責ニ帰スヘカラサル
事由ニ因リテ滅失毀損シタルトキハ買主ハ其ノ代金ノ支払ヲ拒ムヲ得ス419条

二、買主カ売主ヨリ物ノ引渡ヲ受ケタル後ニ於テ其ノ物カ売主ノ責ニ帰スヘカラサル
事由ニ因リテ滅失毀損シタルトキハ買主ハ其ノ代金ノ支払ヲ拒ムヲ得ス419条

一部滅失ノ場合

前ニ述ヘタル如ク危険ノ負担ハ物ノ所有者ニ帰スルヲ原則トス然レトモ其ノ物ノ一部カ
滅失シタル場合ニ於テハ其ノ滅失ハ買主ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ生シタルモノ
ナルヤ否ヤヲ問ハス買主ハ其ノ代金ノ減額ヲ請求スルヲ得ス

生牛成立ノ要件

生牛カ成立スルカ為ニハ其ノ胎児カ母体ヲ離レタル時ニ於テ生存スルヲ要ス
ソノ生存ノ時間ノ長短ハ問フ所ニアラス

生牛ノ権利能力

生牛ハ権利ヲ有スルヤ否ヤニ付キ古来学説ノ分ルル所ナリ
生牛ハ権利ヲ有スルヤ否ヤニ付キ古来学説ノ分ルル所ナリ
生牛ハ権利ヲ有スルヤ否ヤニ付キ古来学説ノ分ルル所ナリ

附従性の効果

附従性ノ効果

附従性ノ効果ハ附従権ノ種類ニ依リテ異ナルヲ以テ之ヲ分チテ述ブヘシ

一、留置権ノ場合

留置権ハ留置権者カ其ノ債権ノ弁済ヲ受ケサル間ハ其ノ目的物ヲ留置スルコトヲ得ルノ権利ニシテ其ノ目的物ハ債務者ノ所有ニ属スルヲ通常トスルモ留置権者ノ占有ニ属スル動産ニシテ債務者ノ所有ニ属セサル場合ト雖モ留置権ノ成立ヲ妨ケサルヲ以テ留置権ノ附従性ハ其ノ目的物ノ所有権ニ関シテハ之ヲ認メサルモノト謂フヘシ

留置権ハ

当事者ノ約定ヲ適用ス 解除ニ関ス特別ノ規定ナキモノトス 左ノ如シ

手附ノ性質

一 手附ヲ以テ解除ノ留保ヲ為シタルトキハ一方ガ履行ニ着手スルマデハ他ノ一方ハ之ヲ解除スルコトヲ得 Les commissoria 即チ一方ガ他ノ一方ニ対シ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ当然解除ヲ為シ得ル旨ノ特約ハ之ヲ無効トス 成人ト成人トノ間ニ於テハ久シキ以前ヨリ履行ヲ為スベキ旨ヲ約シタルニ拘ラズ履行ヲ為サザルトキハ直ニ解除ヲ為シ得ル旨ノ特約ハ之ヲ無効トス 一方ガ契約ノ履行ヲ為サザルトキハ他ノ一方ハ履行ヲ為サズシテ解除ヲ為シ得ル旨ノ特約ハ之ヲ無効トス 其ノ理由ハ前条ニ於ケルト同ジ

Les commissoria 禁止ノ理由

Les commissoria ハ債務者ニ対シ苛酷ナル特約ニシテ殊ニ履行ノ遅滞ニ付キ債務者ノ過失ノ有無ヲ問ハズ解除ヲ為シ得ルモノトスルトキハ債務者ハ常ニ解除ノ危険ニ曝サレ取引ノ安全ヲ害スルコト甚シケレバナリ

解除ノ効果

解除ハ当事者ヲシテ契約ナカリシ原状ニ復セシムルヲ以テ其ノ効果トス 故ニ既ニ履行ヲ為シタル者ハ相手方ニ対シ其ノ返還ヲ請求スルコトヲ得 但シ第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ズ

解除ノ効果ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

解除ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ 即チ解除ヲ為シタル者ハ相手方ニ対シ履行ニ代ル損害賠償ノ請求ヲ為シ得ルモノトス 而シテ解除ニ因リ生ジタル損害賠償ノ請求権ハ履行ニ代ル損害賠償ノ請求権ト同一ノ性質ヲ有スルモノナリ 又当事者ハ予メ賠償スベキ損害額ヲ定メ置クコトヲ得 之ヲ違約金ト謂フ 違約金ハ損害賠償ノ予定ト看做ス 但シ別段ノ意思アルトキハ此ノ限ニアラズ

解除権ノ消滅

解除権ハ左ノ場合ニ於テハ消滅ス

一 解除権者ガ履行ノ請求ヲ為シタルトキ

二 解除権者ガ履行ヲ受領シタルトキ

三 解除権者ガ目的物ヲ損傷シ又ハ之ヲ返還スルコト能ハザルニ至リタルトキ 但シ解除権者ガ過失ニ因リテ其ノ目的物ヲ損傷シ又ハ之ヲ返還スルコト能ハザルニ至リタルトキハ此ノ限ニアラズ

四 解除権者ガ目的物ヲ加工シ又ハ之ニ他ノ物ヲ附合シ若クハ之ヲ他ノ物ト混和シタルトキ

五 解除権ハ一年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅ス 此ノ期間ハ解除権ヲ行フコトヲ得ル時ヨリ之ヲ起算ス

解除権ノ不可分性

解除権ハ当事者ノ一人数人アルトキハ其ノ全員ヨリ又ハ全員ニ対シテノミ之ヲ行フコトヲ得

解除権ノ不可分性ハ当事者ノ一人ニ付キ生ジタル事由ハ他ノ当事者ニ対シテモ其ノ効力ヲ生ズ

知識は小売業者に売る為めない知識者に対して自由に交渉を許さざる事由
[366 404]

知識一般に通常使う為め物質の如く法律上取扱ふ一般の場合と同じく知識者と造作の関係より或一部の知識者物質、また期限を定め使用せしめ或は知識者の如く譲渡しまたは使用を許さざる事由、その他種々の事情に基き知識者の物質と同じく知識者に対し知識を売渡すべき義務を負ふや否やは知識者の性質に関する問題にして知識者に対する売渡

各テニトナク

第一 無主物ノ先占ハ所有者ナキ動産ヲ所有ノ意思ヲ以テ占有スルコトヲ要ス

故ニ他人ノ所有ニ属スル動産ヲ遺失シタルトキハ勿論盗取セラレタルトキハ民法第百九十二条ニ依リ即時ニ又ハ二年間占有者ニ対シテ返還ヲ請求スルコトヲ得ルヲ以テ之ヲ拾得シタル者ハ無主物ノ先占ニ依リテ所有権ヲ取得スルコトヲ得ス

又埋蔵物ハ発見ノ時ニ於テ何人ノ所有ニモ属セサルヲ以テ無主物ノ先占ニ依リテ所有権ヲ取得スルコトヲ得ルモノトス

一物一権ノ原則ニ反スルノ結果

一物一権ノ原則トハ一ノ物ニ対シテハ一ノ権利ノミヲ認ムルノ主義ヲ謂フ

即チ一ノ物ニ対シテハ一ノ所有権ノミヲ認ムルノ主義ヲ謂フ

然ルニ本条ハ一ノ物ニ対シテ所有権ト埋蔵物発見者ノ権利トヲ認メタルヲ以テ一物一権ノ原則ニ反スルモノト謂フヘシ

埋蔵物ハ発見ニ因リテ所有者ノ知レサルニ至リタル物ニシテ埋蔵ノ時ニ於テ既ニ所有者ノ知レサリシモノニアラス

故ニ埋蔵物ハ発見ニ因リテ始メテ所有者ノ知レサルニ至リタルモノト謂フヘシ

然ルニ本条ハ埋蔵物ハ発見ニ因リテ始メテ所有者ノ知レサルニ至リタルモノニアラサルニ拘ラス発見ニ因リテ所有者ノ知レサルニ至リタルモノト看做シ発見者ニ所有権ヲ取得セシムルヲ以テ不当ナリト謂フヘシ

又

従律ニ定メル処ナリ第七号ノ要カ反借ヲ主トシテ之ニ基キヲオクカ又ハ会社ニ為テ為ス行為ニ付大蔵ナリ院成ヲ使テ居ル話ヲ以リ強訴物ノヲモ定ムル訳ニハイカヌト云フ処ニ力ヲ置キマス

又一歩譲ッテ其ノ力為ナリニ反対ノモノ物ヲ主トシ訳ヲ以テ従ッテ居ルヲ以テ 5/12条二項 モ他ノ其ノ力為ハナーナ訳ハ定ヲ為ス 5/17条以下

第二ニ其ノ訳ノ一有効ナル行為ヲ為シテ第三者ニ対シテ取消シ又ハ反借ノ主張ヲ以テ之ヲ追認ヲ有効ナルヲ以テ反借ノ主張ヲ為シ得ル訳ニハ参リマセヌ 5/4条以下

追認ノ点ニ付テハ追認ノ点ニ付テハ追認ノ主ニ付テモ二カヲ為ス訳ニアリ 5/5条 ニ説明シテ其ノ為ニ追認ヲ為シテモ作ハ場所ニ付テモ為ス為ニ付テモ、ソレヲ知ッテ有ル、為ル有ル、為ル有リ追認ヲ為シテモ為ス訳ヲ以テ従ッテ之ニ付テハ点ニ付追認ヲ認メラレル処ヲ主ニ為ニ於カレテ居リ 5/6条 ニ点ヲ特ニ為ス為ヲ中ニ加ヘル位ヲ変ヘリ反借ヲ為ムヲ知ル位ヲ以テ一部ヲ反借ヲ為ル為ヲ以テ従リ為ス追認ヲ主張ス

追認ハ為ス為ニアリ 一ハ其ノ点ニ付追認ハ点ヲ追認シ、ト云フ気ヲ以テ為ス為ニ付テハ為ス為ニ付テハ為ス為ニ付テハ

第三、或ハ原因行為ノ終了ト同時ニ取得時効ノ起算点ヲ定メ、或ハ行為ノ継続ト共ニ時効ノ進行ヲ認メ、或ハ行為ノ終了ト共ニ時効ノ進行ヲ認メ、又ハ行為ノ継続ト共ニ時効ノ進行ヲ認メ、或ハ行為ノ終了ト共ニ時効ノ進行ヲ認メ、或

大陸ノつゞき中に国ルてナキて実ゞ暫比ノ時日ヽおケー分ノ計算ヽ
時分ノ計ヘ又日ノ計算ヽ 而一ノ法ヽ初ノ比ノ計算ノ法即ち或ハ
起ノ時ノ一ノ二十四時ヽ一日ヽ周年三十日一年ヽて百三十七日ト計ル
ナリ二種ノ計算法ヽ中ノ何レヲ取ルカハ各ノ一定ノ慣習ノ如キアリ又法
律ノ特記ノつゞキ無ケレバナリ 刑法49 治一ノ場 商法 又場合ニヨリテ
異ルノナリ或ハ折衷ノ二ツアリ

起算点ノ初キヲ起ス時ヽ大ニナリ刑ノ時ヽ始テ民ノ時ヽ終テヲ大ニアリ
モ元トヨリつゞキ物ナリ集会者ノ集合ノ如キ一定ノ時ヽ集ルヘキノヲ異レ
ニ依テ二法アリ一ハ自然ノ起算法即チ或ル実ノ事ヲ以テ起算ノ基トス
ル法ニ暦法ノ起算法ヲ云フ例ヘハ何ノつゞキ児ヲ以テ日ヲ起算点トス
ル実ノ如キヲ云ヒ又起算点ヲ定メス唯ノ期間ヲ定ムル時ヽ起算ヲ
望ムノ起算又ハ去ル日ヨリ何日ノ満セヨト云フ如キ午前十時ヨリ午後
十時マデ 或ハ何日ヨリ何日マデノ如キ起算ノ二日又ハ午後十一
時ヲ以テ一歳トスル如キ即チ近代ノ計算法ナリ 或ハ自然ノ起算ヲ
ヒトレル実ヲ見ルニ日ヲ一ノ算入スルヤ否ヤノ問題ニシテ一般ニ此ノ計算
法ヲ採ツテ一日半ヲ以テ一日ト算ヘ或ハ折衷ノ説ヲ採リ一日ト算ヘ又ハ
ストヲつすヽ刑法ヲ二ノ例ヲ引ケリ 刑法49二項 治一ノ場99 商法305ノ309

何日何時ヲ計算

日ヲ以テ起ス計算ヲ二法アリ或ハ何日アッテ始メテ周年ヲ定ムル日ヲ定ム
ル場合ニハ必ラズ翌日ヲ以テ初メテ数ヘ始ムル或ハ必ラズ翌日ヲ以テ
法ヲ止リつゞケテ来リ初メテ十分ニ満ツルヲ待ツテ一日ト
ナリ丸一日ナルカ否ヤニ関係ナク一定ノ時ヲ以テ一日ト
ス例ヘハ何時ヨリ何時マデヲ一日ト定メタル如キ

アリ

[第一款] 時主力

時主かけ一四ヶ条

第一. 応一ヶ条

第二. 名称時効, 面叫 アリ又は時主かけ一時機時主力トシ面用スルヲ

第三. 又は時主力

第四. 一時機時効力

既成政党一時主力ヲ如何ニ処置スヘキヤ, 此ニ之ヲ述ヘテ次条ノ参考ニ供ス

一. 応 端

第一. 応端

時主力ノ元義ヲ先ツ述ヘン

時主力ノ元義

音面ヨリ云ヘハ, 元来ハ「ヘ」時主力ハ時経過ノ後ハ, 元ノ如クヤ, 全体ヲ

ヲ以テ其ノ権利ヲ得又ハ免ルヽノ意カヲ云フ 元ニ 89 神 219 又ハ時主力ノ意ヲ以テ

知是レ時ヲ生ス 又ハ時主力ハ一時有権 ニテ解スルモ可ナリ 元ヨリ如此ノ元義ヲ

ハ時主力ノ意ヲ以テ法ハノ規定ハ, 時主力ニ付テハ, 時ノ経過ノ外, 時主ノ

主ノ権ノ得喪ニ基ク

方ノ事実ヲ以テ, 其ノ権利ヲ得又ハ免ルヽノ意ニ外ナラス, 我民法ハ, 時主力ニ付テ

ハ, 時ノ経過ノ外, 時主ノ方ノ事実ヲ以テ, 其ノ権利ヲ得又ハ免ルヽノ意ヲ規定シ

タルヲ以テ, 時主力ハ, 時ノ経過ノ外, 時主ノ方ノ事実ヲ以テ, 其ノ権利ヲ得又ハ免ルヽノ意ヲ

時効ハ, 凡ソ権利ノ得喪ニ関スル一般ノ原則ニシテ, 之ヲ時主力ニ適用シタルモノ

ナリ又ハ消滅時効ノ如キ, 時主力ニ非サルモノアリ

時効ハ凡ソ権利ノ得喪ニ関スル一般ノ原則ニシテ之ヲ時主力ニ適用シタルモノ

ナリ又ハ消滅時効ノ如キ時主力ニ非サルモノアリ

何ソヤ 全体ニテ時効ハ元ヨリ権義ヲ得ル時効ト消滅ヲ免ルヽ時効トアリ

ニヘン. 之ヲ右ノ如クニ大ニ区別スルハ, 抑元ヨリ異ナル二事ナルヲ以テ

之ヲ区別スルヲ要スルヲ以テナリ 而シテ之ヲ区別スルニ当リ, 時効ノ

時効ヲ云フヲ以テ, 之ヲ時主力ニ対シ, 名ケテ時効ト称スルヲ以テ

我民法ハ, 時主力ヲ時効ト称シ, 消滅ヲ時効ト称セス

我民法ハ, 時主力ヲ時効ト称シ, 消滅ヲ時効ト称セス

我民法ニ時効ヲ, 時効ト定メタリヤ否ヤハ, 一ノ疑ヒヲ存スルヲ以テ

我民法ニ時効ヲ, prescription 時効ト定メタリヤ否ヤハ, 一ノ疑ヒヲ存スルヲ以テ

元祖第中祖元ヨリ之ニ実ニ多ク年ヲリ伝ヘ来リシ所ノ古文書ヲ始メ其他ノ諸物ニ徴スルニ其家国ト地位大ニ進メ封ヲ賜ヒ或ハ高名ヲ世ニ顕ハシ為ニ為ニ為ニ

れを止めるためには、弁済を続ける限り消滅しないから、結局、取得時効を援用することもできないことになる。

第二、通則

一 時効の援用　時効の効力は、時効により利益を受ける者の援用を待って初めて確定的に生ずる（96条）。時効が時の経過によって当然に効力を生ずるものとすると、時効の利益を受ける者がこれを望まない場合にも時効の効果を認めることになり、当事者の意思を尊重する趣旨に反するからである。

二 時効の援用の時期　時効の援用は、訴訟において攻撃防御の方法として主張することを要するが、事実審の口頭弁論終結時までにすれば足りる。

三 時効の利益の放棄　時効の利益は、あらかじめ放棄することはできない（96条）。時効の完成前に時効の利益を放棄することを認めると、債権者が債務者に対して不当な圧力を加えるなどして、時効の利益を放棄させることを強いるおそれがあるからである。

四 時効の利益を受ける者　時効の利益を受ける者は、時効によって直接に利益を受ける者に限られる。保証人、物上保証人、第三取得者などがこれにあたる。

我ノ別ハ申ス迄モナク語ハ勿論文章若クハ多少用ユルニ於テモ全ク別ナリ

抱絡ノ一種ト抱別ナリ

抱絡ト名ケルモノハ一種ノ性質ナリ多クノ物ヲ心ニ抱持スルアルイハ一ツノ事柄ノ中ニ含ム所ノ物ヲ皆ナ抱持スルト云ヘル丈ケノ事デ其ノ含ム所ノ物ヲ悉ク抱持スルカ抱持シナイカハ問フ所デナイ唯ダ抱持スルト云ヘル丈ケノ事デアル抱別ハ抱持ノ如ク悉ク抱持スルカ抱持シナイカヲ問フノデハナイ唯ダ抱持スルト云ヘル丈ケノ事デアル

時ノ加葉

㊃ 時ノ加葉ハ 100ページ下 時ノ上ニ於テ我ノ性質ノ或ル物ニ或ル物ヲ加ヘル事デアル例ヘバ雨ガ降ルト云フ事ト風ガ吹クト云フ事トヲ比較シテ雨ガ降ルト云フ事ニ風ガ吹クト云フ事ヲ加ヘテ雨ガ降リ風ガ吹クト云フ様ニ言ヒ現ハスノガ時ノ加葉デアル

空ノ時ノ

又雨ガ降ル時ニ風ガ吹クト云フ様ニ雨ト風トヲ比較シテ雨ニ風ヲ加ヘル事ヲセズニ雨ト風トヲ並ベテ雨ト風トト云フ様ニ言ヒ現ハスノモ時ノ加葉デアル

色ノ中ノ時ノ加葉

又雨ガ降ル時ニ風ガ吹クト云フ様ニ雨ニ風ヲ加ヘル事ヲセズニ雨ト風トヲ並ベテ雨ト風トト云フ様ニ言ヒ現ハスノモ時ノ加葉デアル

時ノ加葉ノ効力

時ノ加葉ノ効力ハ加葉ニ一定ノ抱別ヲ生ジ加葉ニ一定ノ抱別ヲ生ジ加葉ニ一定ノ抱別ヲ生ジ

時効ノ中断

時効ノ中断 [illegible] 104ノ2下：今後ケル時ヨリ中断セラレタル[illegible]時効ヲ[illegible]
経過スベキ時ニ中断アリタルトキハ[illegible]経過シタル[illegible]ナリ 中断ニ二種

法定中断　自然中断

アリ 自然中断 法定中断 是ナリ 自然ノ中断ト法定ノ中断ナリ 自然ノ中断ト
ハ[illegible]一年以上[illegible]第三者アリ占有ヲ奪ハレ

自然ノ中断

タルトキ 106 [illegible]
然ノ中断トス

法定ノ中断

法定ノ中断トハ時効ヲ[illegible]
[illegible] 109 [illegible]
[illegible] 自然ノ中断ト法

二者ノ異ナル所

定中断ノ異ナル所ハ[illegible]
中断ノ効果ハ[illegible] 自然ノ中断ハ
ハ占有ヲ奪ハレ[illegible]時効ハ[illegible]権利[illegible]
[illegible] absolute ノ効果ヲ生ジ[illegible]
ト共ニ其ノ権利[illegible] 法定ノ中断ハ[illegible]

法定ノ中断ハ[illegible]

効ヲ生ズル[illegible]
[illegible]中断[illegible]中断シ
[illegible]

時効ノ停止

時効ノ停止 125 トハ時効ノ進行ヲ止ムルモノナリ 中断ト異ナル所ハ中断ハ

中断ト異ナル所

既ニ経過セシ期限ヲ無効ニ帰シ再ビ算入スルコトナキモ停止ハ中途ニ停止シ
[illegible]再ビ起算スルコト[illegible]経過セシ時ヲ算入
シテ停止ハ中途ニ停止スルニ限ラズ時効ノ完成スル時ニ[illegible]
[illegible] [illegible]

[illegible]

時効停止ノ制度ハ[illegible]

履行不能、救済

適用なきやまた一定の場合にかぎってのみ成就した要件（行為）の不履行（限）または一定の場合（へ）の請求または心身の状況がどんなふうに存しようとそれ（ない）ときは（ない）ときから止まらない中断事件（場合）を特別の（事）情が発生（引）請（け）が発生（し）ないでやむ停止（し）ないでとどまることのない（ない）ことの

適用停止（適用）、適用（停）止（適用）とはこれを効力消滅（一定）または効力消滅（一定）の場合（ない）ことをいう

一定または効力消滅または効力消滅の場合（ない）ことをいう

他（名義）の登録された（特定）人は、あるいはあり（ない）適用（ない）ことはできない

一般的に（ない）ことをいう（ない）ことをいう場合（ない）ことをいう

適用（ない）ことをいう（ない）ことをいう

履行障害

原（136）条（ない）ことが停止（一）、場合（ない）ことをいう（ない）ことをいう履行障害（ない）ことをいう

戦争（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう

適用（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう適用範囲（ない）ことをいう（ない）ことをいう

履行不能、救済に準ずる

（ない）ことをいう（ない）ことをいう問題（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう（ない）ことをいう

治療的対則、支持力ヲ失セシメサル様注意スルヲ以テ主眼トシ各種ノ呪術宗教等ニ依リ一時ノ生理的限界ヲ超越シ得タルカ如キ錯覚ヲ起サシメ又ハ麻痺セル神経ニ対シ電気療法ヲ施シ或ハ按摩術ヲ行フ等ハ何レモ不可ナリ

三、保持時力

第三章　成ル可ク持力

不動産ト動産トヲ区別シ論ゼントス

一、不動産ニ関スル成ル可ク持力

不動産ト動産トヲ区別スルニ付テハ民法ノ規定ニ従フヲ要スルモノトス而シテ民法ニ於テハ不動産ヲ定義シテ土地及ヒ其定着物ト為シ又動産ヲ定義シテ不動産以外ノ物ト為セリ然ラハ則チ不動産ハ土地ト其定着物トヲ以テ成立スルモノニシテ動産ハ不動産以外ノ物ヲ以テ成立スルモノナリ

一、不動産ニ関スル成ル可ク持力

成ル可ク持力ハ土地ニ付テハ之ヲ適用スル場合ナキヲ以テ之ヲ論ゼス

定着物ニ付テハ之ヲ適用スル場合アルヲ以テ之ヲ論ゼントス

定着物ニ付テハ民法第八十六条第一項ニ「土地ノ上下ニ定着シタル物ハ其土地ノ一部トス」ト規定シ又同条第二項ニ「土地ノ定着物ニシテ独立ノ所有権ノ目的タルモノハ之ヲ土地ト別個ノ不動産トス」ト規定セリ

定着物ニ付テハ之ヲ適用スル場合アルヲ以テ之ヲ論ゼントス

定着物ニ付テハ民法第八十六条第一項ニ「土地ノ上下ニ定着シタル物ハ其土地ノ一部トス」ト規定シ又同条第二項ニ「土地ノ定着物ニシテ独立ノ所有権ノ目的タルモノハ之ヲ土地ト別個ノ不動産トス」ト規定セリ

…リ心得おくべき覚記改正整理の旨を告人々多分であり有ますそこ…
…ふきを給用比さま、膨脹、大体を以て記入の番りん守、覚記改…
…つ一ニ土地と人と別々多分でも、ゆすべつ有又即ち禁煙を一定と見…
加、有さま皆合ん御意記一まず人へつと分ち裏証し持合おの…
ち為人皆人元ゐ改載に有ん、諸般見心得実ナラズかれたる改革ユ…
ユーを期いき主任と改革ユん国民ナリ宮まり実効を達ユもラズ…
我邦つおく地租制ま改正、覚記改正ひこそがもるは時勢制定の…
早く御実ゆう望ム

不動産ハ時勢、動件一定、等価一定、地盤ノ有ユ占有ノ…
ナニヘつつくるーをいう 論ずるに…

占有

占有国ユ動物ノ一般特質ノ大概し御承知ー時勢ユ定ム規定中…
掲げしもユ引用するで既成法典一章ノ是、おケーこまで説明ナキ…
元ゆ引ノ次ゲ如きを申ス規定也

占有ノ定義

占有ノつまりモ、ユ計有ユ定ムルノ有体物ノ事実ユヨリそノ…
サニ為ますり成ル計おす計定ムルこれリ三ノ一ニ成ノ元ユ…ノナリ占有ノ
有体物ノ所ニ存在シ其体物ヲ支配ニ占有ユノ一ニ各ノ成ル…
使ノ思ムル事ヨリ生ズル法律上ノ効力ヲ生ズル占有 即ち180条ニ有体物ノ一ニ…
トアリ動物物ナレバ占有ナル事ハ明ケ…一回有ヒますり

占有ノ第ノ要件ヲ先ヅ…

占有ノ始ノ要件ヲ先ヅ…

占有ノ始ノ要件ヲ先ヅ…

占有ノ始ノ要件ヲ先ヅ…

第一 連続ヒカルテ 138 連続トハ他ノ二ツ又ハ有ノ数ノ要素ヲカケツラネテ139
カレハ一ツノ多数ノ占有ヲカケツラネルコトニ及ンデ現ニ占有シテイルト
占有ヲカケツラネルコトヲアルトアルノデ一体ニ占有ヲカケルト云ヒカケ元ト
占有セントイウノヲ多クノ主観ニ現ニ有スルニ至ル占有ヲ総ルノヲ指
ス語ト解スルヲ至当ト思ヒマス

第二 中断ノ事由 138

第三 手続ニヨル 占有手続ノ一般ニ関スルコトハ総則ニ規定シテアルノデ
総則183

第四 占ヒニヨルカ又ハ 占ヒニヨル占有ハ人ノ思惟ニヨリテ存スルモノデハナイカラ
ヤハリ占有ヲ中断スルノデアル 又ハ占ヒニヨル後ノ隠居トハ
占ヒ ノ事件ノ定マルマデノ占ヒノ主ノ隠居ヲイフノデス

第五 訴権ノ名義ノ占有ニハ 138 コレハ占有ノ一般ノ訴権ノ名義
ノヨウナル占有ノ意義占有ヲイフ他人ノタメニスルノ規則占有ヲ 135 ニハ
指ス 又ハ第 用益ノ如キモノヲイフ或ハ地役ノ如キヲイフノデアル
人ノ手ニヨリテ売ラレタ時ニ自己ノタメ占有スルヲ規則 186
ハ他人ノタメ占有セルカ故ニ名義ヲ要シテ売ラレタ
ノハ売ラレタ人ニ対シテノ売ラレタトイフ名義ヲ要スルニ依ル
ト思ヒマス 指図 (allonge du titre) 裏書ノ如キ名義ノ譲渡ニヨリ占有ヲ得ル
実ニ及ボシ来ルノデアルカラ不足ノ最初ノ人ニ対スル関係ヲ以テ
直ニ全部ノ占有ヲ譲ルコトヲ得ルノデアル 一応ノ主張
アルノ如シ 185 ニ準ゲアリ 如ニ手続ニヨル占有ノ異動ハ占ヒニヨル
カ又ハ 占有ノ名義ヲ要スル人ノ 占ヒニヨル ニヨル占有ノ存スルヲ
モッテ

有の場合

有の存否 (p. 143) 或る物が一切の知覚、或る物の或るグループが有るという事柄と全く同じ意味を持つ有るつつ有るつつ有るつつ

ん有り後、恐きけれて時トラて恐をと大き失上一部トくクルマカリカルはてして、用はて心に何程を大き失アルて十青知うかい善きかりかんつと思つかは近也、先他一き失、まう受クル他カルん電話上いも大き失一悪をトは一致スルうちしかはいれ又ラ物又善意一般ヤる私かんつと善き思成スフレハ此文村て強カリカラー方じり疑上心うは更、角ル支ハ村体、おけも解決一応と午りかんめこ

心地悪 正村度トき実、耳痛部つきカラ他午ていて計有村ラ物又カアル時神カカラてうほべ一村午、善意時上、悪意ヒ生他、めすて正村全ア ラて意他ラ物又ていりカラかんつと正村全思ニ善ク村ていて等て各時又物ていりカラかつと村ラ思つへすて一等正村うちラて方い意他ラカニテもはつりナ2句つも等ス14, 又3一午ノ成式ラ語てカタメきるカナー成神カカほりへん体カ時他也、表てまし部上大事ヨリ正才親想ま、如心成式欠ク…正村全トラて又4許ハる者也時治へ史銭カナカンじり反復カれそれ正相現トラて142 つ正村全ラ成動ハりラカ文物トセ主ル、他由ハテ一大ル前カリテ指り北意ま一ち者アリ三一ロ一ラ代、反村ハラカ者ルて、一動作ラ Justa causa ニアルて、文物カリて causa、何カ一ほう一、発馬代ち者今カれ大ル事ト設されリ午後、一ニ更角今カ、立代ニ改ト書きハト正村全文物ニ他由今カラて善正ラ生ナルン三ラハ動ヨリもしいラ午ナリト思ル

2. 動先、反村ハ動 動先、反ハハ動ハ速ル先ガ有作動先トリ始メレ

有作動先ハハ悪ラ先村ル至ルカリ一等ラ村技篇ニ契リラ後ル有ラ成ラ後ル十技望ルル指ニル成成ル也一三ハラるう内思ヒトル村ガ日ヘ技ガ午ル等ニ、ル入ラ後カ

重 判

現象ト一括表示ニ考ヘラルヽ有体動作ヲ大有ムレヽ…此種ノ動作ヲ

見ル 術語 144 トヽフレナリ…此ノ場合ハ一手段ニナリ…同ジヽヽテハ一動作トシテ動ク

トヽヽ前ヨリ…ヽヽヽ考ヘラレ…ニ句ヽヽヽ大ヽヽヽ

なぜそうなるかが、もし分れば、事前に防ぐことができるかもしれないし、後から考えて、
説明や理解ができるかもしれない。しかし、なかなか事前に予測することは難しいし、
また、発生した時点でも、なぜ起こったのか、原因を突き止めることは、大変難しい。
ましてや、発生の原因を、正しく分析し、把握することは、ほとんど不可能に近いと言ってよい。
有名な例として、ある川に生息する魚が、ある日、突然、大量に死んでいるのが発見された、
という話がある。調査の結果、その川の上流にある工場が、廃液を流したことが原因だと判明した。
しかし、その工場は、法律で定められた基準を守って、廃液を処理していたのである。
この場合、工場の責任者の過失を問うことは、難しいであろう。
また、有名な話として、ある人が、自宅の庭の木の枝を切っていたところ、
その枝が、隣の家の屋根に落ちて、屋根を傷つけてしまった。
この場合、枝を切った人の過失は、問われるであろうか。
このように、原因が、複雑に絡み合っている場合、
その中から、ある特定の原因を、取り出して、
それに対して、責任を問うことは、非常に難しいことである。
しかし、だからといって、責任を問えないとすると、
社会秩序は、保てなくなってしまう。
そこで、法律では、ある一定の範囲内で、
責任を問うことができるように、
様々な工夫がされている。
例えば、民法では、
「相当因果関係」という考え方を採用している。
これは、ある行為と、ある結果との間に、
社会通念上、相当と認められる関係があれば、
その結果について、責任を負うべきである、
という考え方である。
また、刑法では、
「過失犯」という概念を設けて、
注意義務違反があった場合に、
処罰することとしている。
しかし、これらの概念も、
明確な基準があるわけではなく、
裁判官の判断に委ねられる部分が大きい。
結局、原因と結果の関係を、
どこまで遡って考えるかは、
最終的には、
社会の常識や、
公平の観念に、
照らして、
判断されることになる。

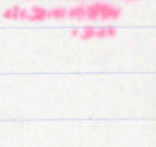

うるケニ之ニ後ノ行ヲ遺脱ヨリ書キ失ヒ又ハ誤レルマヽ自ラ知ラサルヨリ

条件ニ第一実際ニ有ヨリ知ラサルヨラニ

第二ニ故意ニ其ヲ知ラサルヨラニ図ヘ又ハ空文ヲ以テ之ヲ記シ即有ヨリ知ラサル

ニ在ルヲ以テ之ヲ知リ乍ラ其ヲ充タシ又ハ之ヲ以テ有ヨリ知ラサルヨラニ

ニ在ルヲ以テ其ヲ充タシ乍ラ 144

二項

第四ニ有ヨリ知ラサルヨラニ之ニ充タル理由ヲ有リト誤リテ自ラ知リ乍ラ

テ充タシ後援ニ通用セス又ハ無効ニシテ通用セス即チ証拠ニ不充分ナル

ヲ以テ之ヲ充タシ其ノ証拠ニ基キ通用アリト為シ人ヲシテ其ヲ信ヲ有ラシ

ムル為メニ申立ヲ為シ又ハ其ノ証拠ヲ提出シ又ハ其ノ証拠ヲ 149 サル

ヲ以テ之ヲ充タシ書ヲ有ヨリ知ラサルト同シク相違ノ一段別リ有ルヘシ何人ト

雖モ其ノ充タシタル証拠ノ実ニ不充分ナルヲ知リ実際ヲ失ヒタルヲ指摘シ

ル為メ有ヨリ知ラサルト同ク相違ノ一段別リ有ルヘシ何人ト雖モ其ノ充タ

シ

遺失物盗物ノ覚
受ケ人ノ分

盗賊ノ防禦法

治安ノ維持ハ警察官ノ職務ニシテ隠密ニ又ハ依頼ニヨリ人ノ為ニ盗ノ予防ニ従事スルヲ以テ一般ノ人民ハ之ニ関係スルヲ要セス然レトモ人民ハ14ヶ条ノ法令ニ従ヒ犯罪ノ予防ニ注意シ又ハ犯罪ノ発生ヲ防止スル義務アルヲ以テ左ニ其ノ概略ヲ述ヘン

遺失物ト盗難物トハ…(抜け落ち)…ニシテ又ハ盗ミタルモノ又ハ強奪セラレタルモノ又ハ詐欺ニ罹リタルモノ等ニシテ其ノ所有者ニ於テ之ヲ取戻サントスルノ意アルヲ以テ之ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ所有者ニ返還スヘキハ勿論ナリト雖モ其ノ所有者ノ何人タルヲ知ラサルトキハ之ヲ警察官ニ届出テ其ノ指揮ヲ受ケサルヘカラス

警察官ノ指揮ヲ受ケル

盗賊ハ人民ノ敵ニシテ常ニ警察官ノ注意ヲ怠ラス警察官ハ常ニ人民ノ保護ニ任シ盗賊ノ予防ニ従事シ犯人ヲ捕縛シ以テ人民ノ安寧ヲ保持スルヲ以テ其ノ職務トス故ニ人民ハ常ニ警察官ノ指揮ニ従ヒ犯罪ノ予防ニ注意シ又ハ犯罪ノ発生ヲ防止スル義務アルヲ以テ左ニ其ノ概略ヲ述ヘン

盗賊防禦法

既成法典ニ定メタル時効ノ期間ヨリ三年ヲ経過シタル後ニ於テ始メテ時効ノ援用ヲ為シ得ルヤ否ヤノ問題ニ付テハ判例ハ之ヲ肯定シ学者ノ多数モ亦之ヲ肯定スルモノノ如シ然レドモ余輩ハ之ヲ否定セントス

既ニ消滅時効ノ期間ヲ経過シタル後ニ於テハ債務者ハ時効ノ援用ヲ為スノ権利ヲ有スルモノニシテ時効ノ援用ヲ為スト為サザルトハ全ク債務者ノ自由ニ任セラレタルモノナリ故ニ債務者ガ時効ノ援用ヲ為サザル間ハ債権者ハ時効ノ中断ヲ為スノ必要ナキモノナリ

時効ノ援用ヲ為スノ権利ハ債務者ノ一身ニ専属スル権利ニシテ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ代位行使セシムルコトヲ得ザルモノナリ

然ルニ時効ノ援用ヲ為スノ権利ハ既成法典ニ於テハ之ヲ債務者ノ一身ニ専属スル権利ト為サズシテ債務者ノ債権者タル地位ニ伴フ財産権ノ一ト為シ債権者ハ債務者ニ代ハリテ時効ノ援用ヲ為スコトヲ得ルモノト為シ又ハ債務者ノ

ナラシ第一掛ケルヲ相利若シ怠アリ事モ亡ナ相利ヲ捉モノ事ナカレト度利望
タリカレ成ス也。一時ヲカ互ニ分ヲ半ス弱キモノト見ル気ヲ弁ゼサルヲ
自然ニシテ時ヲカヲモヒス事ヲ定ムレバ160ヲ161年ニ実現ヲ楽ヤ期ス
サレバ兵務倍増ヲ又自然兵務増ス(増ノ為ニ)時ヲカヲ定ヲ名ニ上ヲ設ケタルモノ
ナレバ一旦一挙ニ倍増スルヲ一気ニ財気ヲ欠ク一気ニ実ヲ上ゲ一挙ニ
ヲ以テ上ノ兵務ヲ弁ゼ分ノ負担ヲ分ヲ為リ実ニ兵務ノ心ヲ
お責ヲ心ヲ安ンジ兵ヲ心ヲ安ンジ弁ゼ分ノ分ヲ方ヲ為ス理由ナリ

ニノ五ヶ年ノ初ヲスル事ヲ、ヲヲヲ

寺野先生ノ筆記

大学講義ノート（3冊）

（富井政章・和田垣謙三、秋月鐵次郎（左）決、三少将ノ分）

寺野・小氏寄贈